

# 第4次都城市男女共同参画計画



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

都 城 市



## はじめに

本市では、平成30年に「第3次都城市男女共同参画計画」を策定し、これまで様々な施策の展開を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

令和3年に実施した市民意識調査からは、市民の男女共同参画への意識の高まりを見ることができましたが、一方で、依然として性別による不平等感や根強い固定的役割分担意識が存在することが分かりました。また、いまだ政策・方針決定過程への女性の参画が十分でないなど、今後、取り組むべき課題も残されています。

さらに近年、少子・高齢化の進展、家族形態やライフスタイルの多様化など社会経済や私たちの生活をめぐる状況は大きく変化しており、そうした中、すべての人がともに活躍できる社会の実現がより一層、重要となっています。

このたび、こうした現状と課題の分析を踏まえ、これまでの実績と検証結果をもとに、「第4次都城市男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画は、都城市男女共同参画社会づくり条例の基本理念に基づき、「男女共同参画社会に向けての意識づくり」、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」、「互いの人権を尊重し合い安心して暮らせる社会づくり」の3つの基本目標を掲げ、あらゆる分野の施策に男女共同参画の視点を反映させ、本市の男女共同参画社会づくりを総合的、計画的に推進するものです。

男女共同参画社会の実現には、市民、事業者、団体、関係機関等の皆様との連携、協働した取組が重要でありますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました都城市男女共同参画社会づくり審議会委員の皆様及び市民意識調査やパブリックコメントに貴重な御意見をいただきました市民、団体等の皆様に心からお礼申し上げます。

令和5年4月

都城市長 池田 宜永

# ～ 目 次 ～

## 第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 計画策定の趣旨 ..... 2
- 2 計画の期間 ..... 2
- 3 計画の位置づけ ..... 2
- 4 計画策定の体系 ..... 3

## 第2章 計画策定の背景 5

- 1 これまでの経過 ～男女共同参画をめぐる都城市の動き～ ..... 6
- 2 本市の社会環境の変化 ..... 9
- 3 男女共同参画をめぐる国・県の動き ..... 13
- 4 SDGs（持続可能な開発目標） ..... 15

## 第3章 計画の基本的な考え方 17

- 1 基本理念 ..... 18
- 2 計画の基本目標 ..... 18
- 3 計画の体系 ..... 20

## 第4章 計画の内容 23

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

- 重点課題1 男女共同参画の推進に向けた意識改革 ..... 24
- 重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 ..... 30

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

- 重点課題3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進  
【女性活躍推進計画】  
35
- 重点課題4 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進【女性活躍推進計画】  
41
- 重点課題5 地域・防災における男女共同参画の推進 ..... 49
- 重点課題6 国際理解及び多文化共生社会の創造 ..... 54

## 基本目標Ⅲ 互いの人権を尊重し合い安心して暮らせる社会づくり

重点課題7 すべての人の健康と自立への支援	57
重点課題8 配偶者等からの暴力（DV）の根絶【DV対策基本計画】	64

### 第5章 男女共同参画の推進体制の整備 73

(1) 総合的な男女共同参画推進体制の強化	74
(2) 関係機関・NPO等との連携及び協働の推進	74

### 計画達成指標一覧 79

### 参考資料 89

資料 1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	90
資料 2 男女共同参画社会基本法	97
資料 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	103
資料 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	115
資料 5 都城市男女共同参画社会づくり条例	126
資料 6 都城市男女共同参画社会づくり条例施行規則	130
資料 7 都城市男女共同参画行政推進ワーキンググループ設置規程	131
資料 8 都城市男女共同参画センター設置規則	132
資料 9 令和3年度実施 男女共同参画に関する市民意識調査【概要】	133
資料 10 第3次都城市男女共同参画計画（期間）実績報告	135
資料 11 都城市男女共同参画社会づくり審議会 委員名簿及び開催状況	152
資料 12 男女共同参画関連用語解説	156



---

---

## 第1章 計画の策定にあたって

---

---

## 【1 計画策定の趣旨】

国の「男女共同参画社会基本法」にのっとり、平成18年に施行された「都城市男女共同参画社会づくり条例」では、男女共同参画社会の実現を緊要な課題として、官民一体となって推進することとしています。

「都城市男女共同参画社会づくり条例」で謳われ、本市が目指す男女共同参画社会とは、すべての人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かな社会です。

都城市男女共同参画計画は、同条例の理念に基づいた、男女共同参画社会を実現するための指針となるものです。

本市は、本計画のもと、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急激な変化、人々の意識・価値観やライフスタイルの多様化等にも対応しながら、これまでの取組の成果を生かし、総合的かつ計画的に男女共同参画社会づくりを推進していきます。

## 【2 計画の期間】

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。

## 【3 計画の位置づけ】

- ◇ 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、市町村男女共同参画計画です。
- ◇ 都城市男女共同参画社会づくり条例第15条第1項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- ◇ 都城市総合計画及び市の関連計画との整合性を図っています。
- ◇ 国の第5次男女共同参画基本計画及び県の第4次みやざき男女共同参画プランを踏まえて策定しました。
- ◇ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく、本市の「DV対策基本計画」と位置づけます。
- ◇ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく、本市の「女性活躍推進計画」と位置づけます。

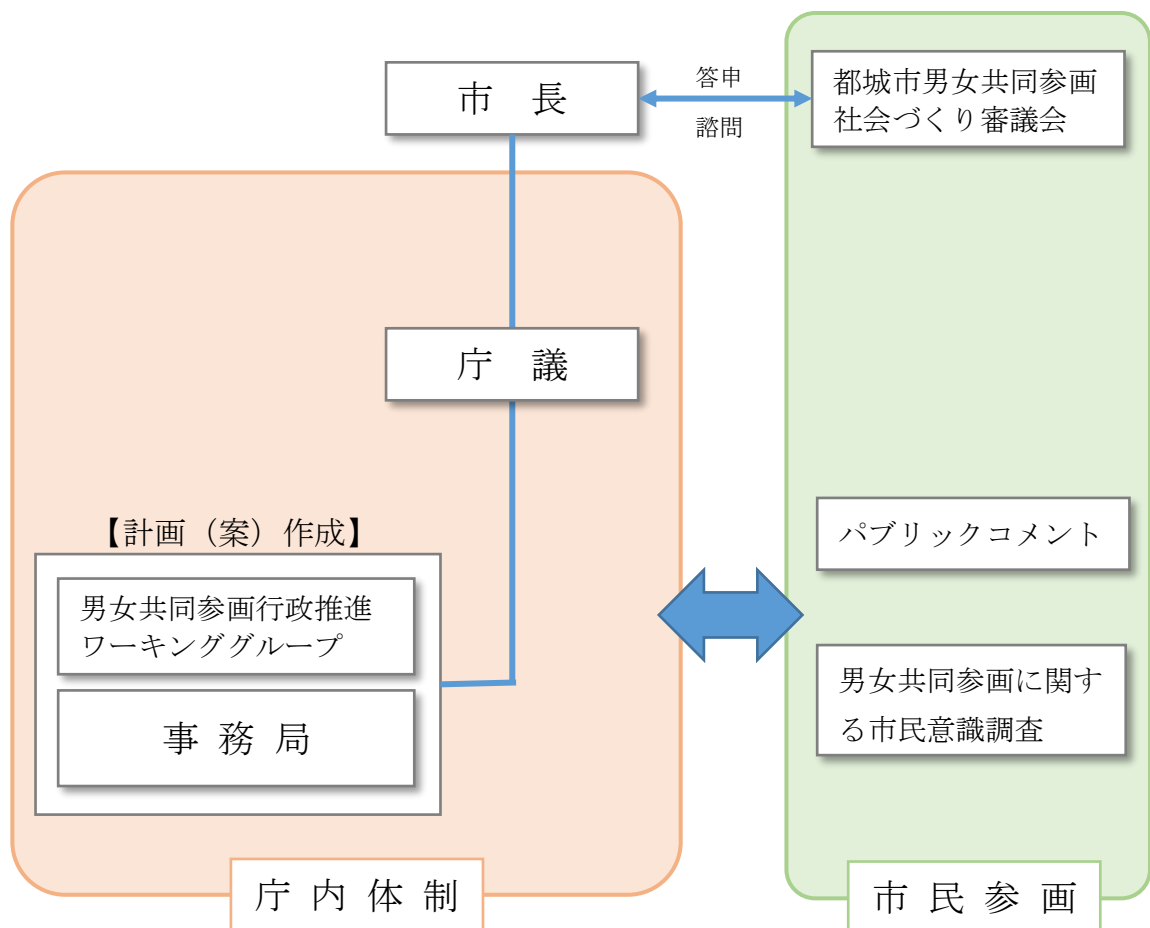


## 【4 計画策定の体系】

本計画は、関係課職員で構成される「都城市男女共同参画行政推進ワーキンググループ（旧男女共同参画行政推進会議連絡会）」において、男女共同参画を推進する各課の具体的施策を調査研究し、素案を取りまとめました。そして、有識者、市内の市民団体・事業所等の代表者及び公募の市民で構成される「都城市男女共同参画社会づくり審議会」に諮問し、審議を経て答申いただきました。

策定に先立ち、令和3年6月には、市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」（※1）を実施しております。また、本計画の素案について、広く市民の意見を募集するため、パブリックコメント（※2）を実施しました。

### ●第4次都城市男女共同参画計画の策定の体系●



※1 調査対象者：18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）  
有効回答率：31.8%  
調査期間：令和3年6月1日～令和3年6月29日

※2 実施期間：令和4年11月14日～令和4年12月13日



---

---

## 第2章 計画策定の背景

---

---

**【1 これまでの経過 ～男女共同参画をめぐる都城市の動き～】**

- 1991年 第3次都城市総合計画にて「女性の社会参加の推進」が謳われる  
企画調整課に女性行政窓口設置  
CI推進本部女性職員部会設置
- 1993年 都城市女性行政推進懇話会設置
- 1996年 第3次都城市総合計画の基本計画改定に伴い女性行動計画策定  
都城市女性行政推進委員会設置
- 1998年 女性行政の専任担当者配置
- 1999年 都城市男女共同参画行動計画を策定
- 2001年 第4次都城市総合計画にて「男女共同参画社会の形成」が謳われる  
みやざき男女共同参画フェスタ2001開催（県等共催）
- 2002年 企画政策課に男女共同参画行政担当を配置  
都城市男女共同参画行政推進会議設置（旧都城市女性行政推進委員会）  
都城市男女共同参画推進懇話会設置（旧都城市女性行政推進懇話会）
- 2003年 都城市男女共同参画推進市民会議設置  
都城市男女共同参画推進懇話会に条例原案検討専門部会設置  
都城市男女共同参画社会づくり条例制定  
都城市男女共同参画計画（H16年度～H22年度）策定
- 2005年 都城市男女共同参画センター設置  
女性総合相談窓口に女性相談員2名を配置
- 2006年 旧都城市、旧山之口町、旧高城町、旧山田町及び旧高崎町の1市4町合併  
都城市男女共同参画社会づくり条例制定
- 2007年 女性総合相談窓口に女性相談員3名を配置  
都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査実施
- 2008年 第2次都城市男女共同参画計画（H21年度～H29年度）策定
- 2009年 都城市男女共同参画センターに都城市消費生活センターが併設
- 2010年 都城市男女共同参画センター設置規則制定
- 2012年 都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査実施
- 2014年 第2次都城市男女共同参画計画（改定版）（H25年度～H29年度）策定
- 2016年 都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査実施
- 2018年 第3次都城市男女共同参画計画策定（H30年度～R4年度）
- 2020年 都城市男女共同参画人材バンク設置
- 2021年 都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査実施
- 2022年 都城市男女共同参画行政推進会議設置規程を改正し、男女共同参画行政推進ワーキンググループを設置
- 2023年 第4次都城市男女共同参画計画策定（R5年度～R9年度）

※ 2005年以前は、旧都城市の動きを掲載

### 《市民主導のまちづくり》

都城市は、1989（平成元）年、21世紀に向けた新しい都市イメージ像を「ウェルネス都城」と定めた「ウェルネス都市宣言」を行い、「ウェルネス都城 人が元気 まちが元気 自然が元気」をスローガンに掲げ、市民主導のまちづくりを推進してきました。

1991（平成3）年、「ウェルネス都城の創造」を基本理念とした第3次都城市総合計画の中で「女性の社会参加の推進」を謳うとともに、「企画調整課」に女性行政の窓口を置きました。

### 《女性行政推進懇話会の設置》

1993（平成5）年には、女性の地位向上と社会参画の推進を図るため「都城市女性行政推進懇話会」を設置しました。1995（平成7）年3月、「都城市女性行政推進懇話会」から市長に対し「提言」が出され、本市の取り組むべき施策が具体的に提示されました。

### 《男女共同参画行動計画「みやこのじょうパートナーシップ創造プラン21」の策定》

1996（平成8）年には、第3次都城市総合計画の基本計画の改定に伴い、新たに「女性行動計画」が策定されました。また、同年、男女共同参画社会実現のための施策を総合的に推進するため「都城市女性行政推進委員会」が設置されました。

1998（平成10）年には、「企画調整課」に女性行政の専任担当者を配置しました。

1999（平成11）年、本市の男女共同参画社会の実現を計画的、総合的に推進していくための長期計画（10年計画）、「都城市男女共同参画行動計画「みやこのじょうパートナーシップ創造プラン21」」が策定されました。

### 《男女共同参画社会形成の推進についての提言》

2001（平成13）年には、第4次都城市総合計画において「男女共同参画社会の形成」を謳いました。また、同年、多数の市民の参画のもと、県等と開催した「みやざき男女共同参画フェスタ2001」により市民の男女共同参画社会に対する関心が高まりました。

2002（平成14）年には、「企画政策課」に男女共同参画行政担当を配置するとともに、「都城市女性行政推進委員会」を「都城市男女共同参画行政推進会議」に改組し、推進体制の強化を図りました。また、市民の意見を聴取する機関としての「都城市女性行政推進懇話会」を「都城市男女共同参画推進懇話会」に改称し、新たに設置しました。

### 《都城市男女共同参画社会づくり条例の制定》

2003（平成15）年には、市民ボランティアから成り、条例の制定や長期計画の策定に協力いただく、「都城市男女共同参画推進市民会議」を設置しました。さらに、「都城市男女共同参画推進懇話会」に条例を検討する専門部会が設置され、同懇話会において、市民の意見を聴取し、条例の原案が検討されました。懇話会から提出された条例原案を「都城市男女共同参画行政推進会議」をはじめ、庁内会議組織で検討、修正し、同年12月市議会に条例案を上程し、「都城市男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

また同年には、「都城市男女共同参画行動計画「みやこのじょうパートナーシップ創造プラン21」」を見直し、「都城市男女共同参画計画」が策定されました。

### 《新市の設置と新条例の制定》

2006（平成18）年1月1日に、旧都城市、旧山之口町、旧高城町、旧山田町及び旧高崎町の1市4町が合併し、新「都城市」となりました。それに伴い、「都城市男女共同参画推進懇話会」を設置し、条例の原案を検討しました。懇話会から提出された条例原案を「都城市男女共同参画行政推進会議」をはじめ、庁内会議組織で検討、修正し、同年9月市議会に条例案を上程し、「都城市男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

また、2008年（平成20）年には、同条例に基づき、「第2次都城市男女共同参画計画」が策定されました。

### 《都城市男女共同参画センターの設置と女性総合相談の充実》

2005（平成17）年4月に、都城市男女共同参画社会づくり条例に掲げる目的を達成するために、男女共同参画社会の形成に関する相談、啓発活動、各種広報に関する業務を行う「都城市男女共同参画センター」を設置し、男女共同参画担当の業務の一環として「女性総合相談窓口」に女性相談員2名が配置されました。2007（平成19）年度から厚生労働省所管の児童虐待・DV対策等総合支援事業の支援により、女性相談員3名体制が確立されました。2009（平成21）年度から担当に消費生活に関する業務が加わり、消費生活相談にも対応できる窓口となり、幅広い相談に対応できる体制となりました。

### 《都城市男女共同参画計画の見直し》

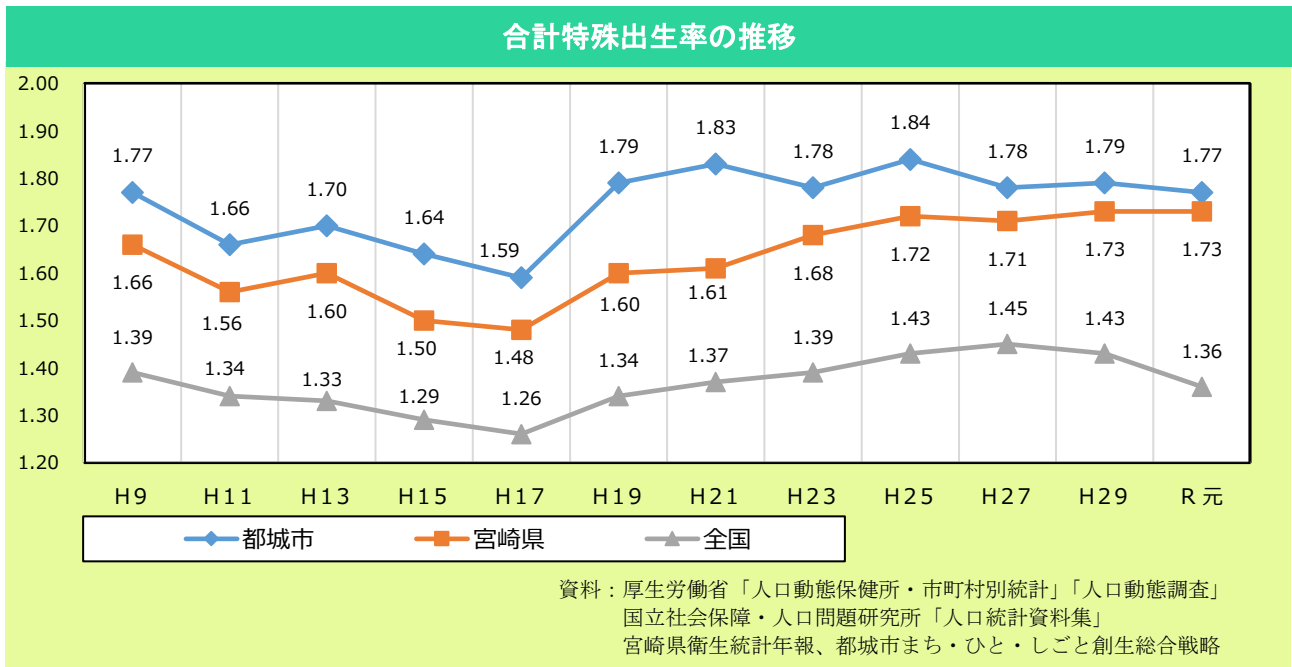
「都城市男女共同参画社会づくり条例」に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、県の「みやざき男女共同参画プラン」及び「都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」の結果を踏まえて、2014（平成26）年に「第2次都城市男女共同参画計画（改訂版）」、2018（平成30）年に「第3次都城市男女共同参画計画」が策定されました。

「第3次都城市男女共同参画計画」は、「DV防止法」に基づく、本市における「DV対策基本計画」、また「女性活躍推進法」に基づく、本市における「女性活躍推進計画」としても位置づけられました。

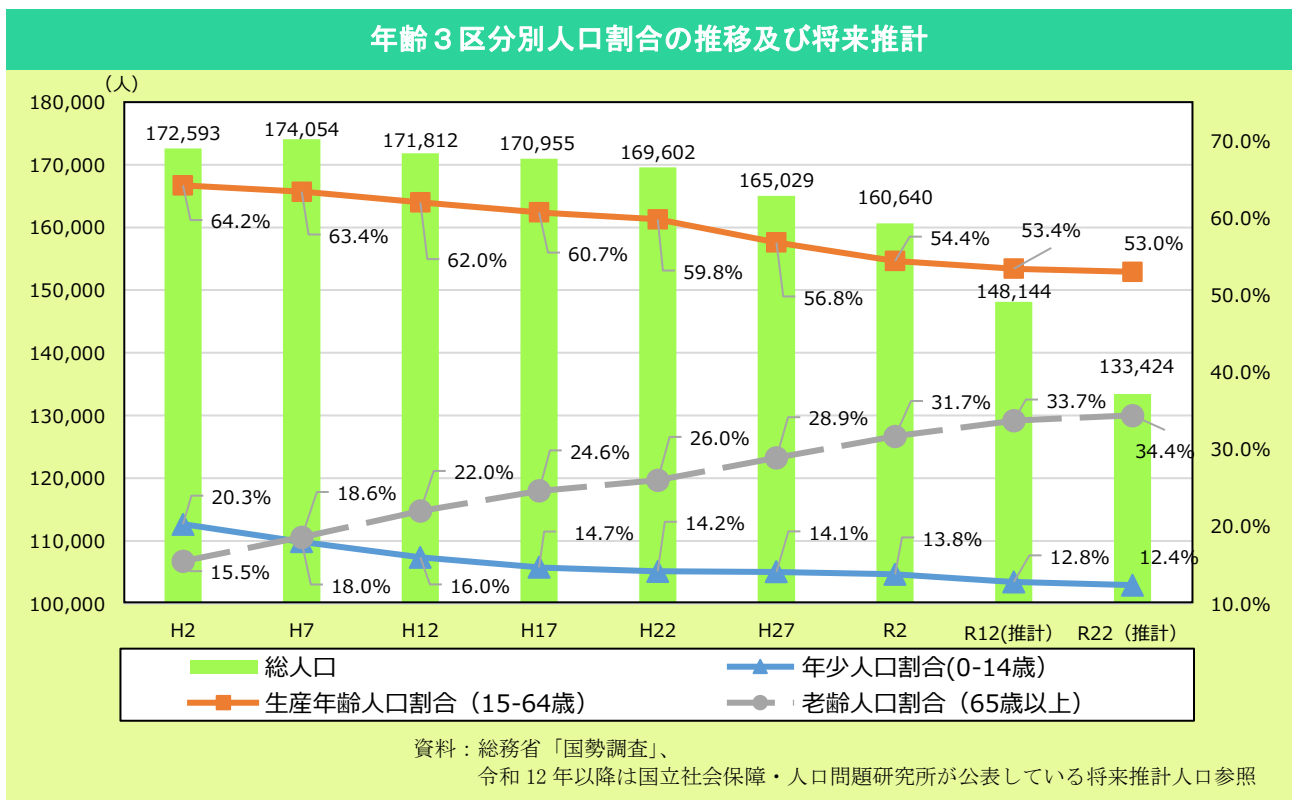
## 【2 本市の社会環境の変化】

### (1) 少子高齢化の進行

- 本市の合計特殊出生率の推移をみると、全国に比べると高い水準にありますが、平成13年から平成17年にかけて減少し、平成17年(1.59)が平成9年以降での最低水準となりました。その後上昇に転じ、平成19年度からは横ばい傾向となっています。

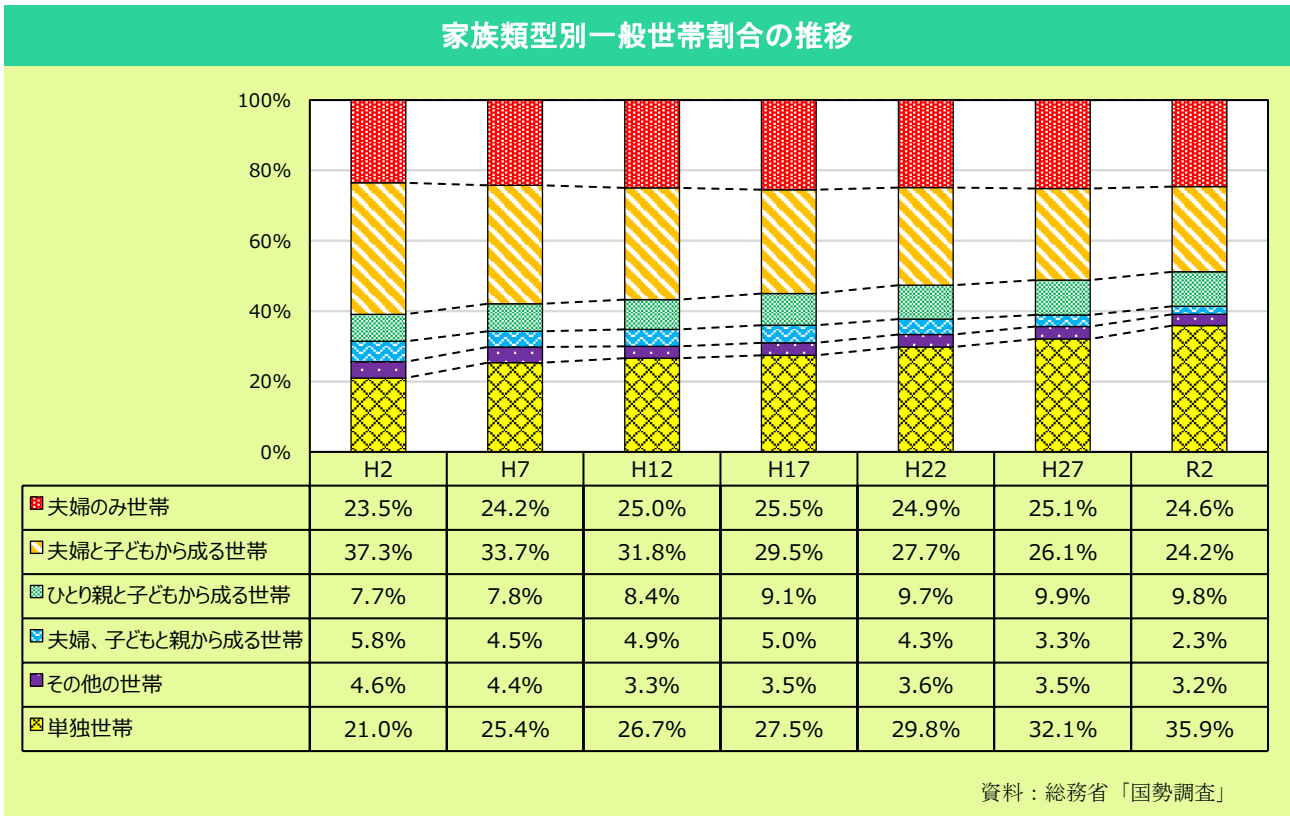


- 本市の年齢3区別の人口割合の推移をみると、年少人口割合や生産年齢人口割合は減少している一方、高齢人口割合は上昇しており、少子高齢化が進んでいることが分かります。今後も高齢人口割合は上昇し、年少人口割合と生産年齢人口割合は、減少傾向が続くことが予測されています。



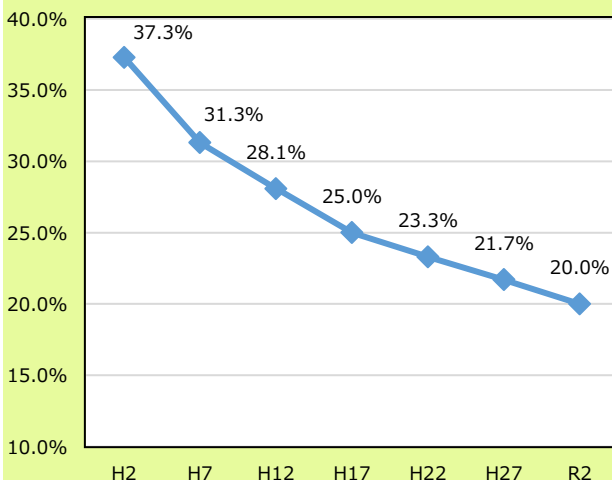
## (2) 家族形態の変化

- 本市の家族類型別一般世帯割合の推移をみると、「夫婦と子どもから成る世帯」、「夫婦、子どもと親から成る世帯」の割合は減少しています。一方、「単独世帯」の割合の上昇が顕著で、「ひとり親と子どもから成る世帯」の割合も以前より増加してきています。これらから、少子高齢化を背景にした世帯規模の縮小と家族形態の変化が分かります。

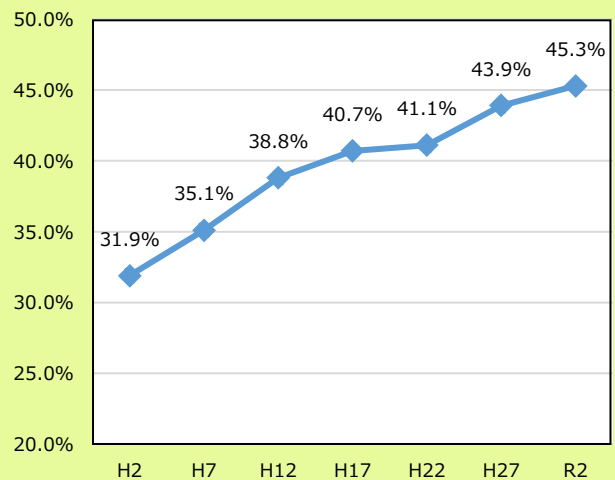


- 30年間（H2～R2）で、一般世帯のうち18歳未満の子どもがいる世帯割合は大きく減少している一方で、65歳以上の高齢者のいる世帯割合の上昇が顕著となっています。

**一般世帯のうち18歳未満の子どもがいる世帯割合の推移**



**一般世帯のうち65歳以上の高齢者のいる世帯割合の推移**

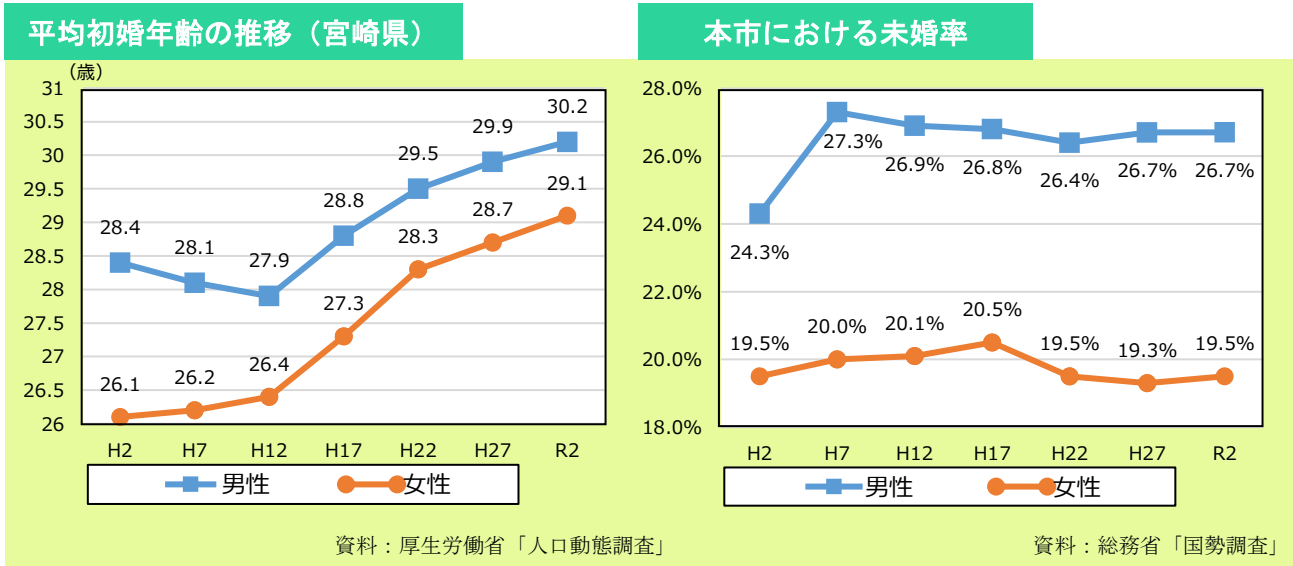


資料：総務省「国勢調査」、都城市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

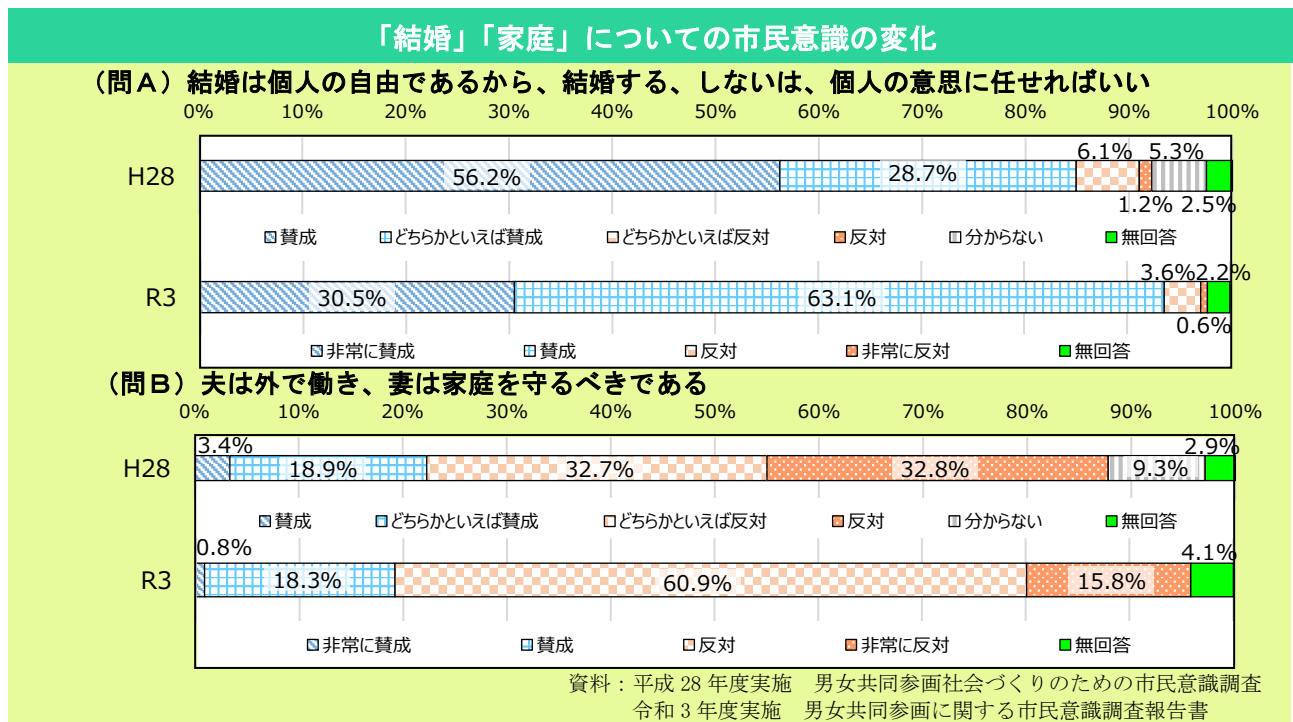


### (3) ライフスタイルや価値観の多様化

- 県全体の平均初婚年齢の推移をみると、女性は常に上昇傾向であるのに対し、男性は平成2年から平成12年にかけて低下して以降は上昇に転じています。平成12年以降は、男女ともに晩婚化が顕著となっています。また、本市の未婚率の推移をみると、男性は平成12年から26%台を横ばいで推移しており、女性は男性に比べ低い状況ですが、平成22年以降は19%台を横ばいの状況にあります。

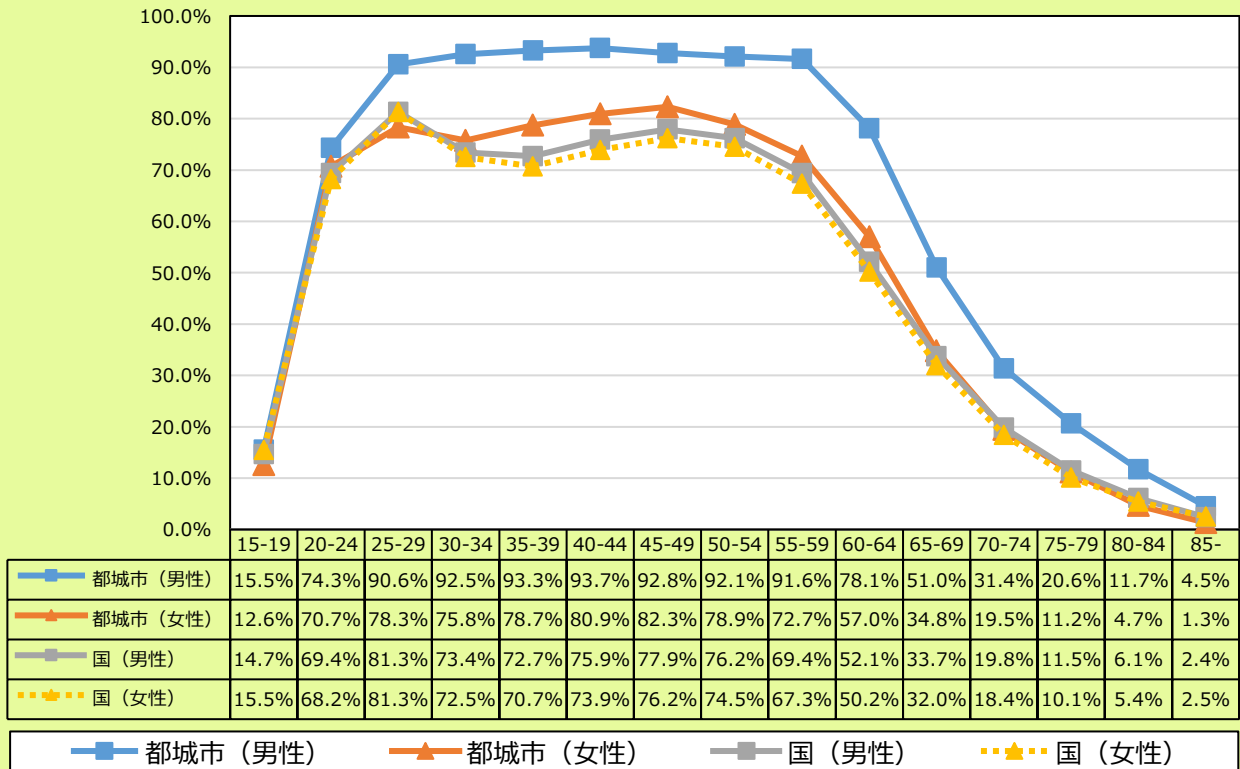


- 平成28年度と令和3年度に実施した市民意識調査から、「結婚」と「家庭」についての市民の回答を比較してみると、問A「結婚は個人の自由であるから、結婚する、しないは、個人の意思に任せればいい」については、賛成の回答（「どちらかといえば賛成」を含む）が8.7%上昇し、問B「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」については、反対の回答（「どちらかといえば反対」を含む）が11.2%上昇しています。結婚に対する個人の意思の尊重や固定観念にとらわれない家庭のあり方に賛成する回答が多くなった結果から、市民の意識が変わってきていることが分かります。



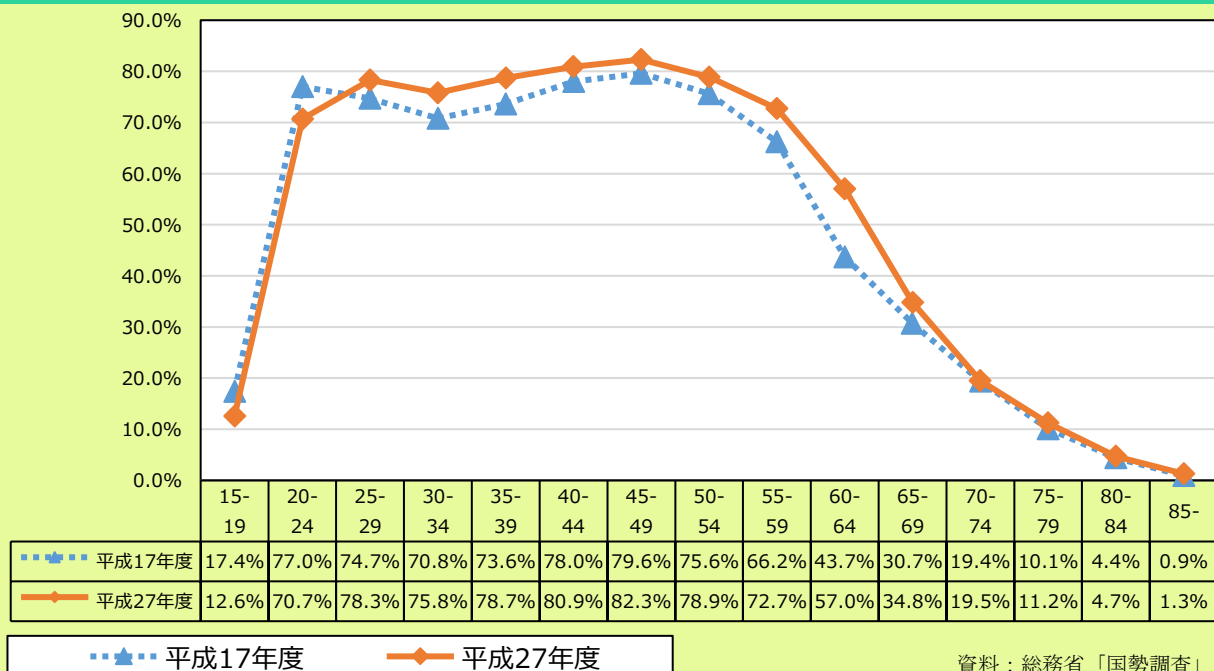
- 本市の年齢階級別労働力率をみると、男性は全国と比較して高く、「逆U字型カーブ」を示すのに対して、女性は一旦、20歳代で高くなり、出産・子育て期の30歳代で落ち込み、40歳代で再び高くなる「M字型カーブ」を示しています。また、平成17年度と平成27年度の女性の労働力率を比較したグラフを見ると、平成27年度の方が30歳代での落ち込みが緩やかで、50歳代・60歳代も高くなっていることが分かります。

年齢階級別労働力率（平成27年度）【国・市比較】



資料：総務省「国勢調査」

市の女性における年齢階級別労働力率【平成17年度・平成27年度比較】



資料：総務省「国勢調査」

### 【3 男女共同参画をめぐる国・県の動き～第3次都城市男女共同参画計画策定以降～】

#### (1) 国の動き

##### 《「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の成立》

男女の候補者ができる限り均等となることなどを基本原則とし、政党が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むことや、国・地方公共団体の責務などを定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月に公布・施行されました。また、政党等がより積極的な取組を行うことを促進するため、令和3年6月に法律が一部改正されました。

##### 《「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」の成立》

労働者が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、時間外労働の上限規制や、同一企業内での正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止などを内容とする働き方改革関連法が平成30年6月に成立し、平成31年4月から順次施行されることとなりました。

##### 《「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正》

女性の職業生活における活躍を一層推進するため、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大（従業員301人以上から101人以上の企業へ拡大）、女性の活躍に関する情報公表項目の強化など、女性活躍推進法等の一部を改正する法律が令和元年5月に成立し、令和2年4月から順次施行されることとなりました。

##### 《「第5次男女共同参画基本計画」の策定》

男女共同参画基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に閣議決定されました。この計画では、指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進めるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させるため、令和7年度までの施策の基本的な方向と具体的な取組が定められました。

## (2) 宮崎県の動き

### 《「宮崎県犯罪被害者等支援条例」の制定》

犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めることを目的として、本条例が制定され、令和3年7月に施行されました。

### 《「第4次DV対策宮崎県基本計画」の策定》

社会情勢の変化やこれまでの取組状況を踏まえ、「第4次DV対策宮崎県基本計画」が平成31年3月に策定(計画期間 令和元年度から令和5年度までの5年間)されました。

### 《「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」の策定》

社会環境の変化や国による新しい対策の方向性・課題等を踏まえた「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」が令和2年3月に策定(計画期間 令和2年度から令和6年度までの5年間)されました。

### 《「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の策定》

改正子どもの貧困対策の推進に関する法律や国が示す大綱を踏まえた「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」が令和2年3月に策定(計画期間 令和2年度から令和5年度までの4年間)されました。

## 【4 SDGs (持続可能な開発目標)】

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、世界で広がる貧困・格差・地域環境の危機を克服し、「持続可能な社会・経済・環境」を目指す国際目標です。2015年の国連サミットで日本も賛同し、国連加盟国193か国の全会一致で採択されました。

2030年を達成期限とし、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓い、国際社会が一致して取組を進めています。17のゴールのうち、ゴール5では、「ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント」が掲げられ、性別による差別をなくし、男女が対等に権利・機会・責任を分かち合える社会を作ること、女性が自ら主体的に行動することにより、状況を変える力をつけることを目標としています。そして、この『ジェンダー平等』と『女性のエンパワーメント』は、持続可能な社会・経済・環境を目指すSDGsのすべての目標の実現への基盤となり、不可欠なものとしてされています。

男女共同参画社会基本法第7条および都城市男女共同参画社会づくり条例第9条では、男女共同参画社会の形成は、国際協調の下に行わなければならないとしています。本市では、国際社会の共通目標であるSDGsを念頭に置きながら、男女共同参画の施策の推進を図っていきます。



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

### ターゲット

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除などあらゆる有害な慣行を撤廃する。  
など 9つのターゲットを決めてこの指標に取り組むこととなっています。



---

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

---

## 【1 基本理念】

これまで本市は、男女共同参画について、都城市男女共同参画社会づくり条例に掲げる基本理念に基づき推進してきました。今後も、この理念に基づき、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かな男女共同参画社会の実現を目指します。

### 《都城市男女共同参画社会づくり条例に掲げる基本理念》

第3条 すべての人の人権の尊重

第4条 社会通念又は慣行についての配慮

第5条 政策等の立案及び決定等への参画

第6条 多様な活動へ携わる機会の確保

第7条 生涯にわたる女性の健康への配慮

第8条 教育における配慮

第9条 国際理解及び国際協力

## 【2 計画の基本目標】

### I 男女共同参画社会に向けての意識づくり

男女共同参画社会は、性別等に関わらず、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を発揮する機会が確保される社会です。

男女共同参画は女性のための取組として認識されることも多く、あらゆる人にとって必要であるという意識が十分に広まっているとは言えません。そのため、固定的な性別役割分担意識を見直し、すべての人が共に責任を分かち合い、支え合う大切さを広報・啓発して男女共同参画に関する認識を深めていかなければなりません。さらに将来を担う子どもたちを含め、すべての人が性別等によりその可能性を狭められることなく、個々の能力を発揮できるように教育・学習の機会の充実を図っていきます。



## II あらゆる分野における男女共同参画の推進

行政における政策、または事業所等における方針の立案、決定等に参画する機会は、性別に関わりなく確保されなければなりません。また、職域、地域、家庭、その他の分野における活動の主要な責任が、性別により偏ることがないように配慮され、すべての人が多様な活動に携わることができる機会を確保されることも必要です。

女性の参画が拡大することは、価値観の多様化が進む中で様々な視点が確保されることにも繋がり、すべての人が暮らしやすい社会の実現が図れるものと考えます。

このため、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定の推進、女性の政策・方針決定過程への参画や就業環境の整備を図り、男女がその個性や能力を十分に発揮して参画できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進します。

また、地域社会を活力ある持続可能なものとするためには、地域やまちづくりの分野においても男女共同参画を促進していかなければなりません。避難所の管理・運営等の災害対策や、国際化の進展に伴い増加する外国人市民への理解促進についても、男女共同参画の視点を取り入れた施策・計画等を検討していきます。

## III 互いの人権を尊重し合い安心して暮らせる社会づくり

すべての人がそれぞれの身体的性差について理解を深めるとともに、互いの精神的、身体的健康を思いやることは、男女共同参画社会を形成する上で基本的な条件といえます。特に女性は、心身の状況が年代によって大きく変化する特性があり、そのことについての理解と配慮が重要となります。

配偶者等に対するあらゆる暴力は、人権侵害であり、重点的に取り組む必要があります。相談体制の充実を図り、被害者の保護と生活再建への支援に努めていかなければなりません。さらに、ひとり親世帯や高齢単身世帯の増加への対応、生活上の様々な困難を抱える人への配慮など、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安心して生活できる社会の実現を推進していきます。

### 男女共同参画の推進体制の整備

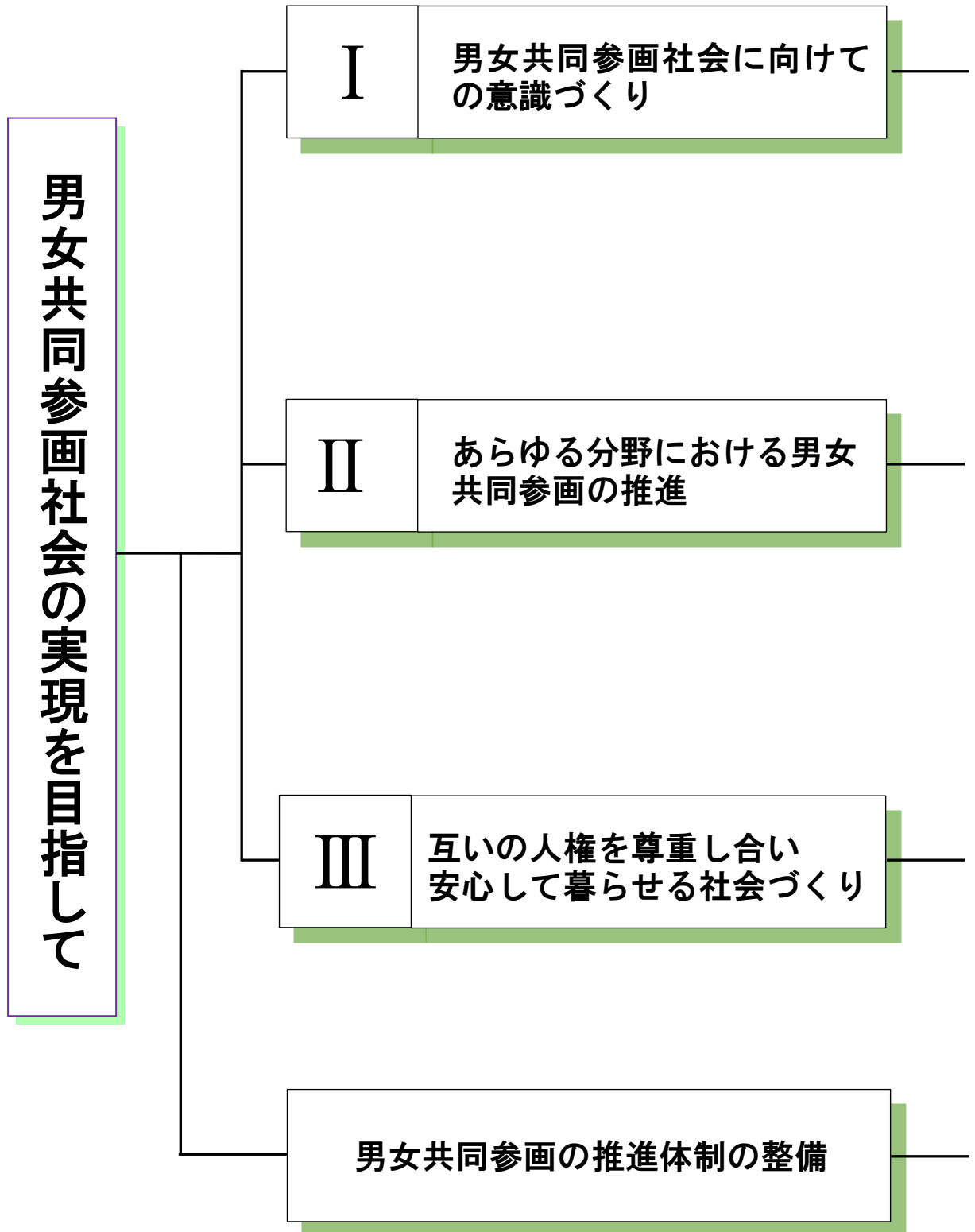
男女共同参画センターは、本市の男女共同参画の推進の拠点として、相談業務をはじめ、情報提供、啓発等を積極的に展開し、その機能の充実を図っていきます。

男女共同参画に関する市の施策は、広範多岐にわたるため、関係各課が必要な情報の収集、調査研究に努め、一丸となって男女共同参画の推進に取り組まなければなりません。さらに、国・県のほか、市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体等とも連携して推進体制を強化していく必要もあります。

また、本計画においても基本目標に掲げた重点課題に対する具体的施策が着実に実施され、男女共同参画が推進されるよう、しっかりと進捗状況の管理を行っていきます。

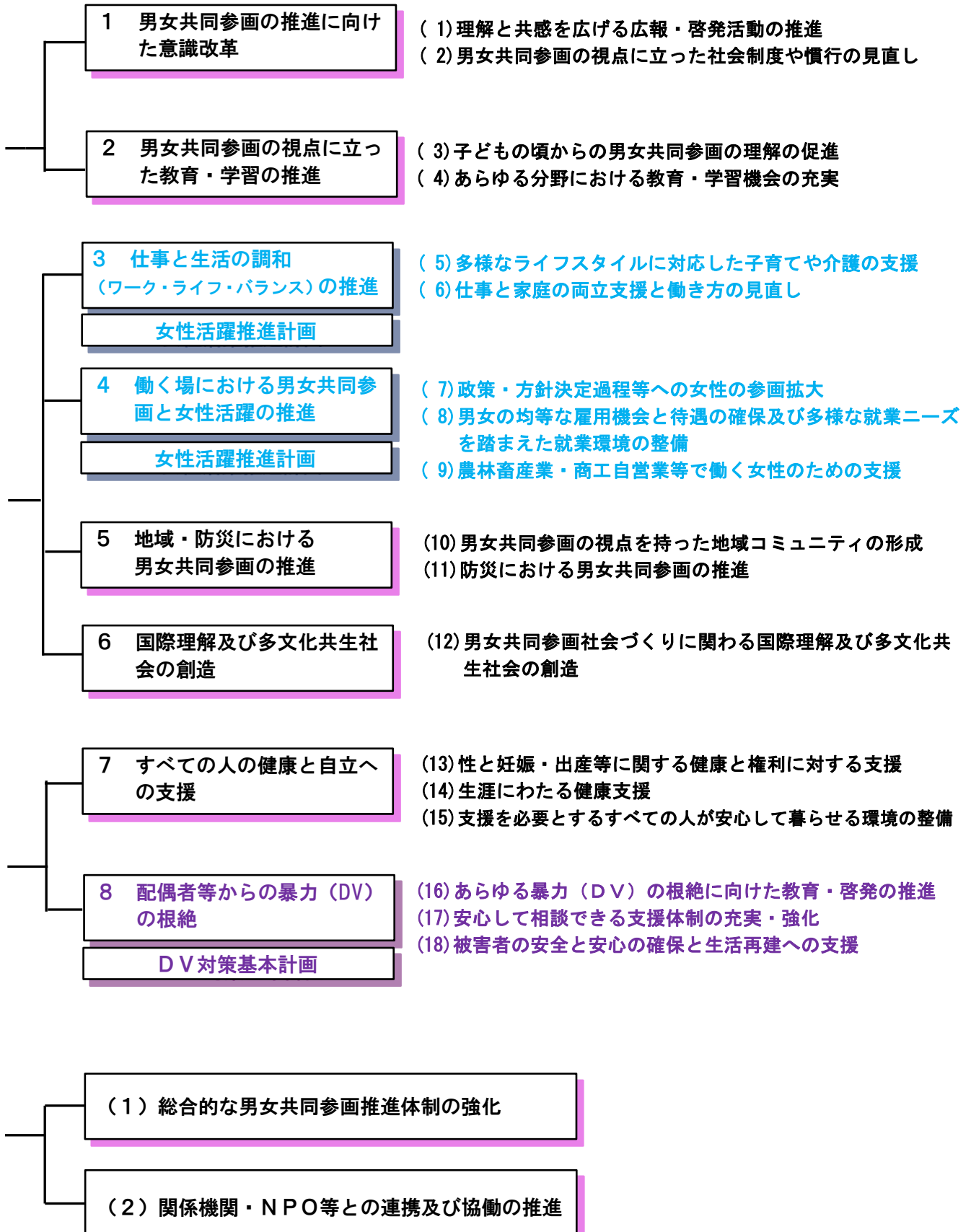
【3 計画の体系】

《基本目標》



《重点課題》

《施策の方向》





---

---

## 第4章 計画の内容

---

---

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

### 重点課題1 男女共同参画の推進に向けた意識改革



男女共同参画の推進においては、人々の意識のあり方が大変重要であり、本市では、個人の尊厳と人権の尊重のために男女平等の意識の醸成を図る様々な取組を進めてきました。

しかし、男女共同参画社会を実現する上で大きな障害の一つとなっている、固定的な性別役割分担意識（「男は仕事・女は家庭」など）や、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、依然として人々の意識の中に根強く残っています。このような固定観念や意識は、女性のみならず男性にとっても多様な生き方を選択する際の障害となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識や固定観念等を見直し、職場、学校、地域及び家庭などのあらゆる場面で、すべての人がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら各々の多様な生き方を認め合うことが大切です。そのためには、男女共同参画の視点に立った広報・啓発等を行い、理解を深めていくことが必要です。市は、男女共同参画社会の形成を促進し、認識を深める分かりやすい広報・啓発、情報発信等に努めて意識改革を進めていかなければなりません。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

（社会通念又は慣行についての配慮）

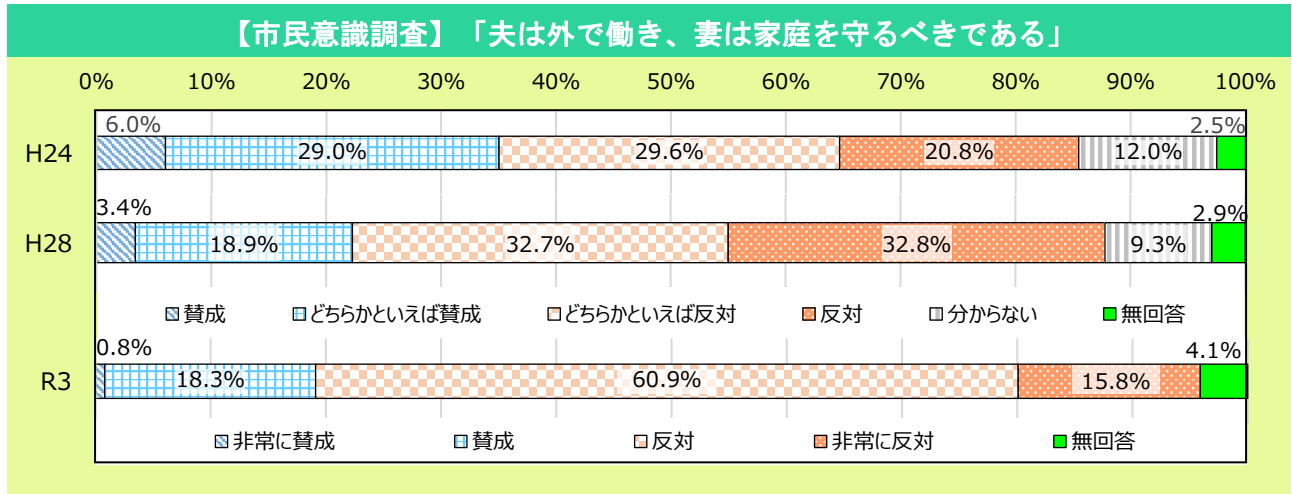
第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会通念又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

（市民等の理解を深めるための措置）

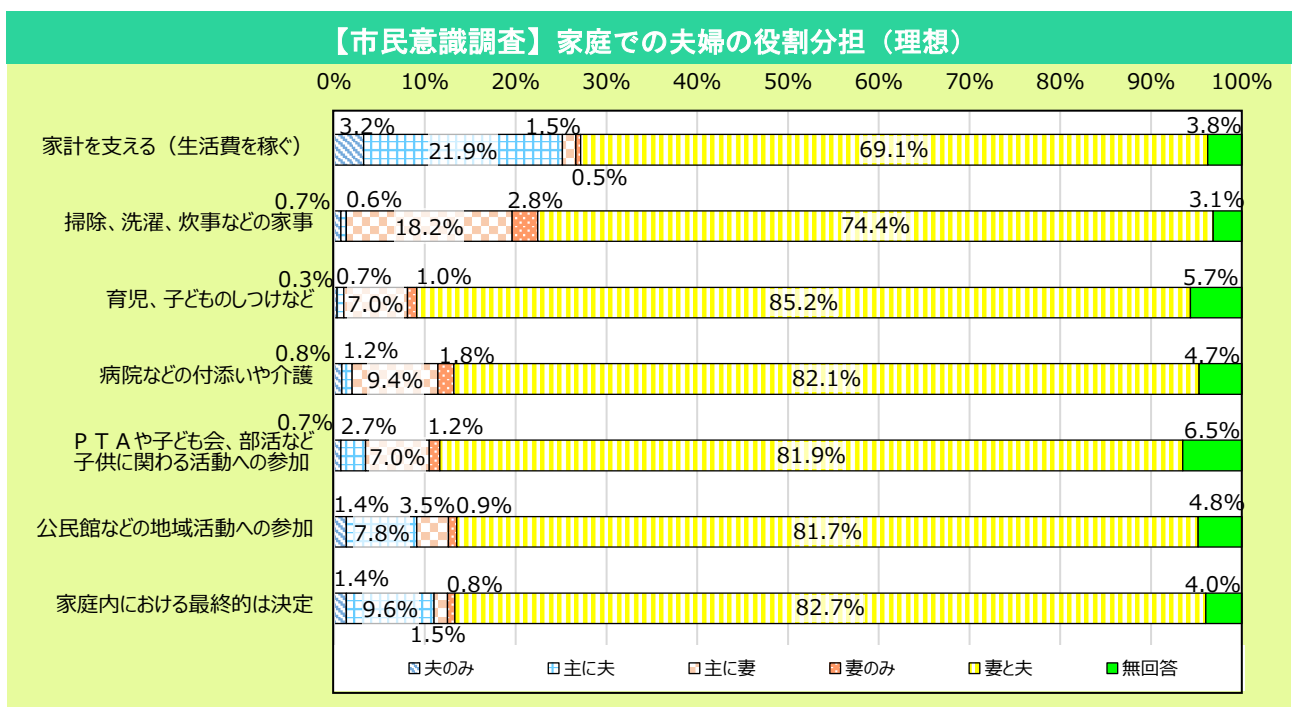
第20条 市は、男女共同参画社会に関する市民等の理解を深めるため、広報活動等を行うものとする。

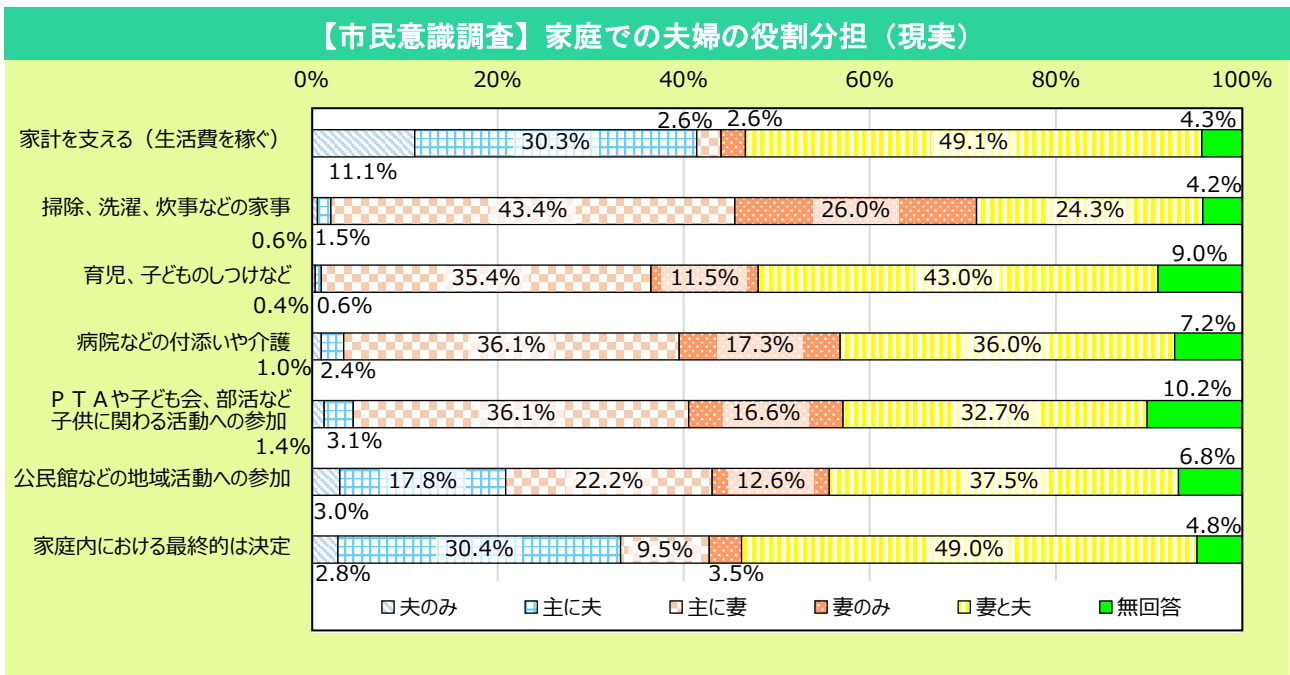
**[現状と課題]**

- 令和3年度に実施した市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えには、「反対」、「非常に反対」が76.7%という結果でした。この項目について、平成24年の50.4%、平成28年の65.5%の結果とあわせて見ると、調査を重ねる度に固定的な性別役割分担意識を否定する人が大幅に増加しています。

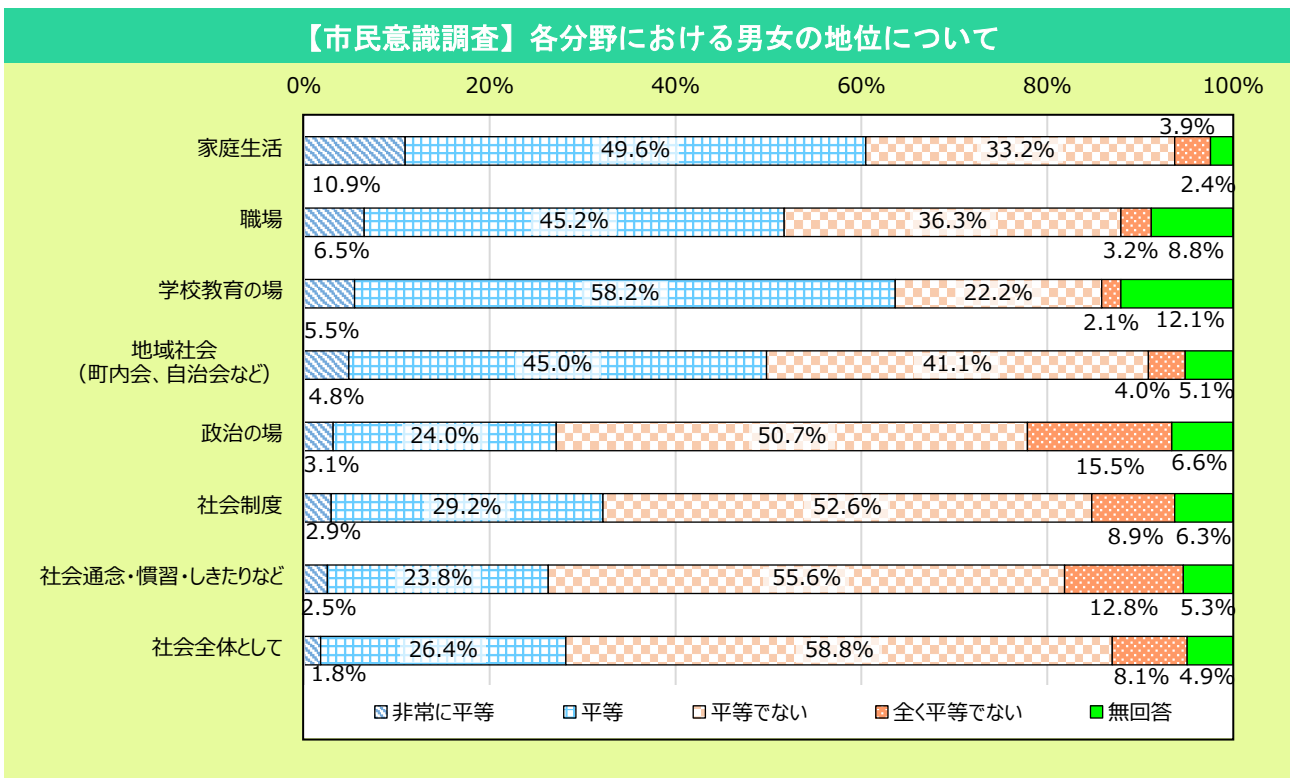


- 理想とする家庭での夫婦の役割分担についても、すべての項目で6割以上の人々が「妻と夫」で担うべきと回答し、男女平等の意識の高まりがうかがえました。しかし、実際の家庭での役割分担について聞いた質問では、家事(69.4%)、病院の付添・介護(53.4%)、PTA等の子どもに関わる活動(52.7%)の多くを、妻が担っている現状にあることが分かります。



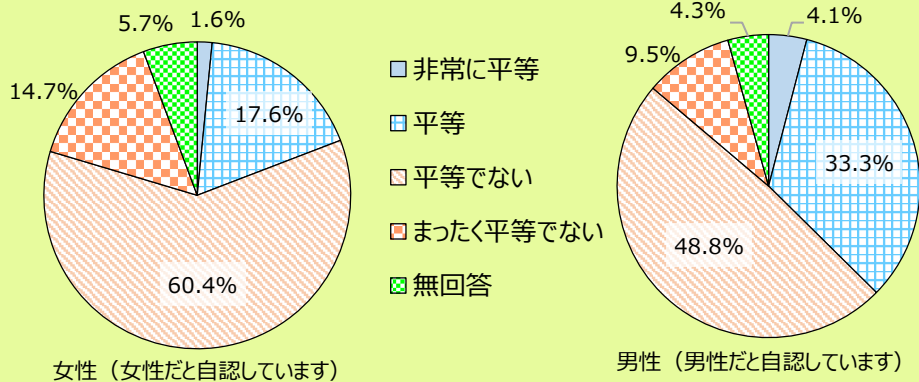


○ 「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「地域社会」、「政治の場」、「社会制度」、「社会通念、慣習、しきたりなど」、「社会全体として」の各分野における男女の地位について聞いた質問では、「全く平等でない」、「平等でない」と回答した人が最も多かったのは「社会通念、慣習、しきたりなど」の68.4%で、女性に限っては75.1%にのびります。他にも「社会全体として」は66.9%（女性72.7%）、「政治の場」は66.2%（女性70.8%）で6割を超える人が不平等と回答しており、女性の方が不平等感が強い事が分かります。

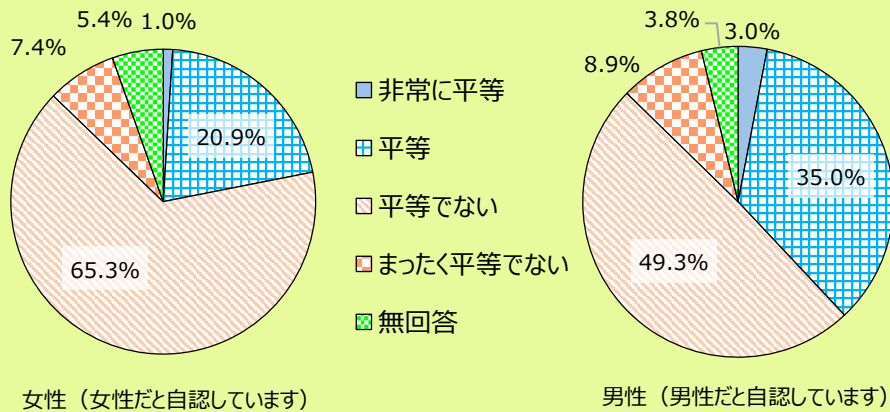




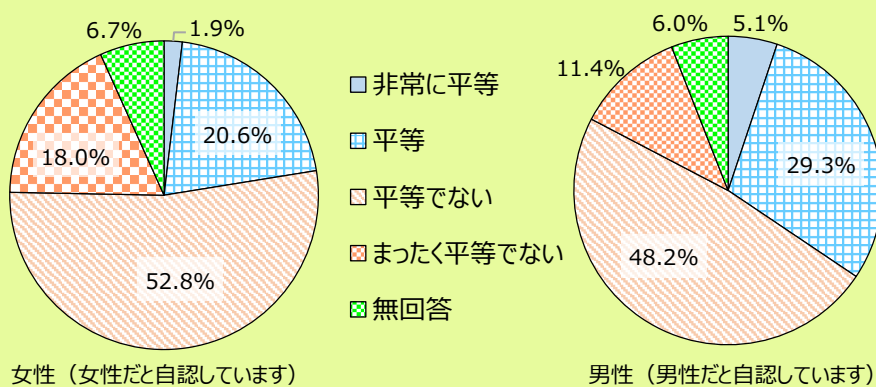
【市民意識調査】「社会通念・慣習・しきたりなど」における男女の地位について



【市民意識調査】「社会全体として」男女の地位について



【市民意識調査】「政治の場」における男女の地位について



市民意識調査からは、男女共同参画の意識は高まりつつあるものの、未だ、男女共同参画社会の実現を妨げる固定的な性別役割分担意識やそれを反映した社会通念、慣行等が根強く存在していることが分かりました。

固定的な性別役割分担意識を解消し、すべての人にとって男女共同参画が必要であるという認識と理解が広まるよう、広報・啓発活動を推進して意識改革を進めなければなりません。

施策の方向(1) 理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会づくりにおいては、人々の意識の中に根強く残る固定的な性別役割分担意識、性差に関する固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等が大きな障害となっていることから、市民すべてに男女平等と人権尊重の意識を深く根付かせるための広報・啓発活動を積極的に行います。

具体的施策

- ◆市広報紙やホームページのほか、テレビやラジオ等、多様なメディアを通じて広く男女共同参画に関する広報・啓発を推進します。【秘書広報課】
- ◆「男女共同参画週間」や「人権週間」など、多様な機会を捉えて、男女平等、人権尊重等に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。【地域振興課・生涯学習課】
- ◆男女が相互に協力し、仕事、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。【地域振興課】
- ◆学校や家庭において様々な機会を通じて、児童生徒と保護者の人権を尊重する意識の醸成を図ります。【学校教育課】

[主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
人権啓発講演会参加者数	280人 【2021年度】	500人 【2027年度】

## 施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、すべての人が様々な活動に参画できるように、職場、学校、地域及び家庭などで男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる慣習や慣行の見直しについて、広く呼びかけていきます。

### 具体的施策

- ◆職場、学校、地域及び家庭などにおいて、慣習・慣行が男女共同参画の視点に立って見直しが進められるように広報・啓発に取り組み、相談体制の充実に努めます。  
【地域振興課】
- ◆男女共同参画の理解促進を図るために、テーマや年代に応じた講座を開催するなど、広報・啓発に取り組みます。  
【地域振興課】
- ◆教育の分野においても各人がその個性と能力を十分に発揮できるように、性別による固定的な役割分担などを反映した慣行等を見直すための意識改革を進めます。  
【学校教育課】
- ◆社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検討するとともに、男女共同参画に関する施策がどのような効果を生じているかの調査を継続して進めます。  
【地域振興課】

### [主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
ふれあいアンケート「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した人の割合	66.5% 【2021年度】	70% 【2027年度】

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

### 重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進



人々の意識や価値観は、幼い頃から形成され、子どもの頃の家族での言動、学校での教育、地域社会での体験などが大きく影響すると言われています。

男女共同参画社会を築いていくには、時代を担う子どもたちが、幼い頃から男女共同参画の理解を深め、性別によってその可能性を狭められることなく、それぞれの個性と能力を発揮できるように成長していくことが重要です。

そのためには、市民一人ひとりが男女共同参画への認識を深めることが不可欠で、社会全体で子どもたちを支え、育てていかなければなりません。子どもたちが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会性や職業観など将来を見通した自己形成ができるよう環境整備に取り組む必要があります。

また、あらゆる世代の人々が生涯にわたって男女共同参画の視点を学んだり、社会参画の意識を高められるように教育・学習の推進を図る必要があります。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

##### (教育における配慮)

第8条 男女共同参画社会の形成は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野の教育において、その促進に配慮されること、すべての人に生涯にわたる男女共同参画社会に関する教育及び学習の機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### (市民の責務)

第11条 市民は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

##### (教育に携わる者の責務)

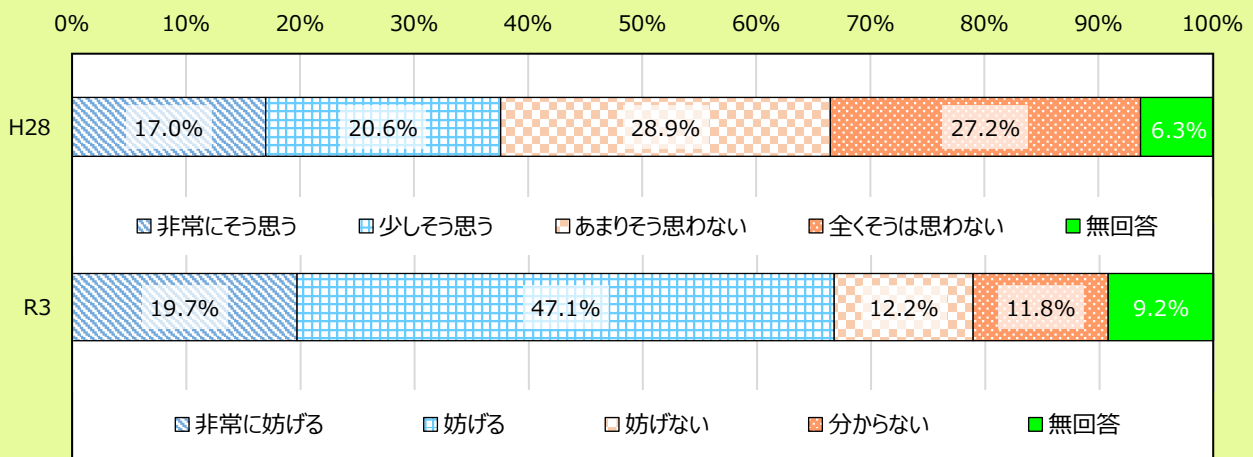
第13条 教育に携わる者は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

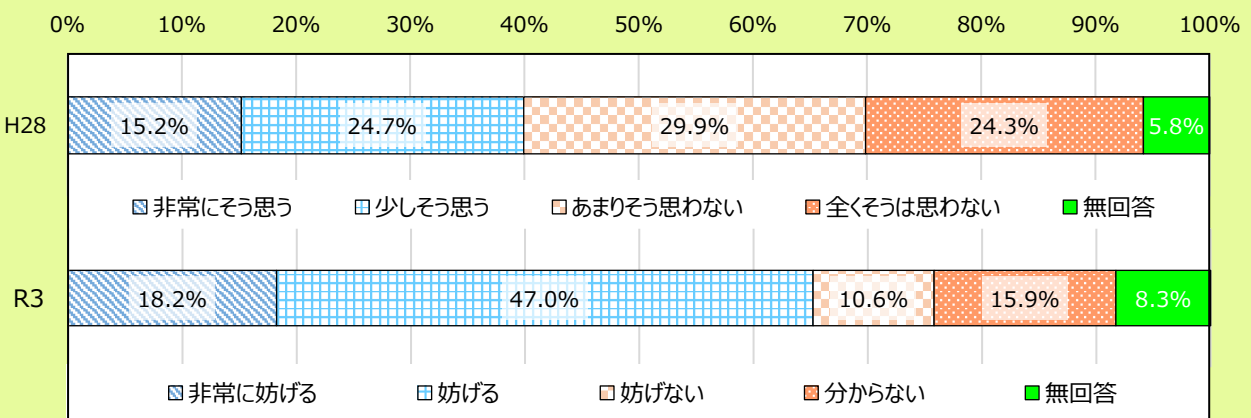
## 【現状と課題】

- 市民意識調査において、学校教育における男女平等意識の醸成の阻害要因について、「性別による委員等の選出」、「性別による進路・就職指導」、「男女別の色分けを行うこと」、「教師の男女平等意識不足」、「女性管理職が少ない」の各項目で聞いたところ、「非常に妨げる」、「妨げる」とした人が多かった項目は順に、「性別による委員等の選出」(66.8%)、次いで「性別による進路・就職指導」(65.2%)、「教師の男女平等意識不足」(63.5%)でした。男女平等意識の醸成において、性別による役割分担意識・固定観念が阻害要因になる、また、教育する者の意識が重要であると考える人が6割以上に上っています。平成28年の同調査の結果では、「非常に妨げる」、「妨げる」と回答した人の割合は「性別による委員等の選出」(37.6%)、「性別による進路・就職指導」(39.9%)、「教師の男女平等意識不足」(36.1%)であり、以前よりも固定的な性別役割分担意識の見直しや教育に携わる者がジェンダー平等に関する指導力を高めることが求められているといえます。

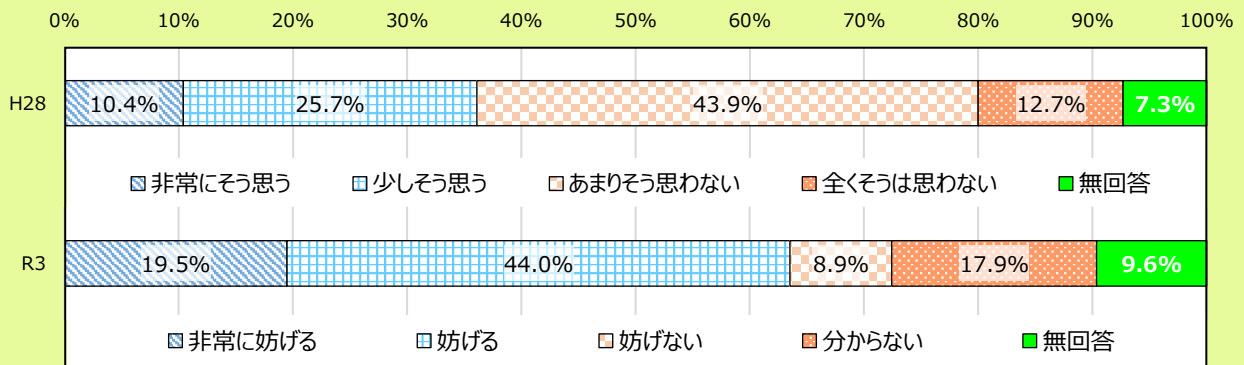
【市民意識調査】学校教育における男女平等意識の醸成の阻害要因（性別による委員等の選出）



【市民意識調査】学校教育における男女平等意識の醸成の阻害要因（性別による進路・就職指導）



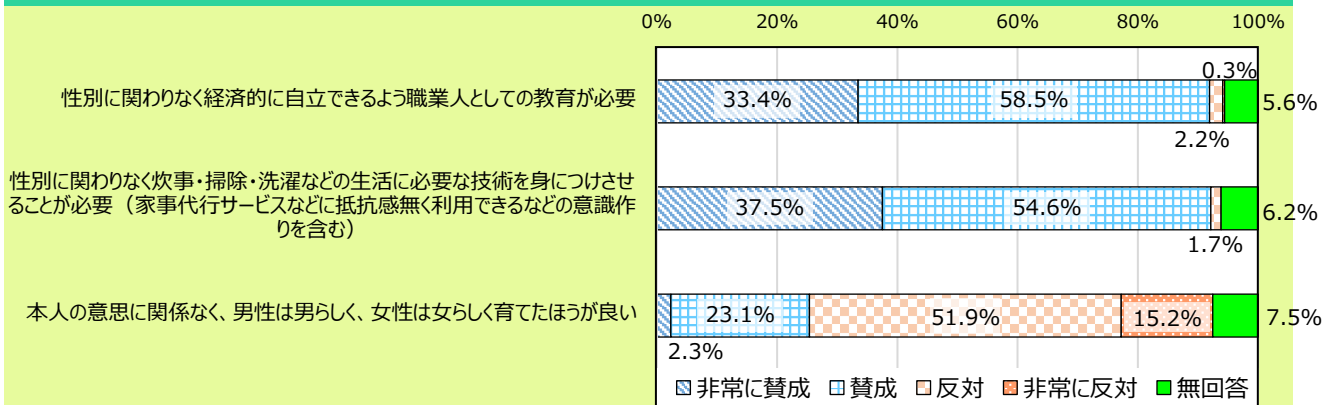
【市民意識調査】学校教育における男女平等意識の醸成の阻害要因（教師の男女平等意識不足）



○ 子どものしつけ・教育について聞いた質問では、「性別に関わりなく経済的に自立できるような教育が必要」、「性別に関わりなく生活に必要な技術・家事などを身につけることが必要」という項目について、いずれも9割以上の人々が「非常に賛成」、「賛成」としています。

子どもたちが固定観念を持たずに主体的に進路を選択し、経済的に自立できること、そして家庭生活において家族と共に支え合い、協力して生活することの重要性は大多数の認めるところであるといえます。

【市民意識調査】子どものしつけや教育について



### 施策の方向(3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

次代を担う子どもたちが、性別等によってその可能性が狭められることなく、自己肯定力を育み、それぞれの個性と能力を発揮できるように成長していくことで、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進を図ります。

#### 具体的施策

- ◆児童・生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、社会性や勤労観・職業観を持って主体的に進路選択できる力を身につけることができるように、職場体験やインターンシップなどの体験活動の実施など、総合的な教育を推進します。  
【学校教育課】
- ◆男女共同参画について、子どもの頃から理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの自己肯定力の育成・自己決定権について広報・啓発を推進します。  
【地域振興課】
- ◆学校において、メディアからの様々な情報を読み解く能力の向上や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとれる態度の育成など、メディア・リテラシーの向上・育成に努めます。  
【学校教育課】
- ◆共に支え合う社会の一員として、男女が協力して家庭を築き、家庭や地域での生活を創造する能力と実践的な態度を育てる教育を推進します。  
【学校教育課】
- ◆道徳教育において、互いの人格の尊重を基盤にしながら、個性を認め合い、共に友情を築き、成長しようとする態度を育てる教育を推進します。  
【学校教育課】

#### [主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
児童・生徒・若年層に向けた男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	1回 【2021年度】	2回 【2027年度】

### 施策の方向(4) あらゆる分野における教育・学習機会の充実

男女共同参画社会づくりのためには、市民一人ひとりが男女共同参画社会について認識を深めることが不可欠です。そのために、職場、学校、地域、家庭における教育・学習の果たす役割は非常に重要です。

職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、個人の尊厳、男女平等など男女共同参画社会づくりの理念を推進する教育・学習の一層の充実を図るとともに、その機会の提供や環境の整備に努めます。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画社会づくりの理念を理解するよう啓発等を進めます。

#### 具体的施策

- ◆出前講座を開催するなど、市民が身近な場所で男女共同参画について学習でき、対象者の年代や課題に対応した学習機会を提供します。【地域振興課】
- ◆生涯学習講座を通してエンパワーメントのための学習機会の情報を提供します。【生涯学習課】
- ◆児童・生徒の人権感覚を育む人権尊重に関する正しい知識や望ましい価値観、さらに、よりよい人間関係を育てるため、教職員の育成を推進します。【学校教育課】
- ◆男女共同参画を推進する研修を行い、職員の意識向上を図ります。【職員課】

#### [主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
生涯学習ボランティア指導者の登録者数	167人 【2021年度】	175人 【2027年度】



## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 重点課題3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

#### 【女性活躍推進計画】



仕事と家庭、地域活動等をバランスよく充実させ、自分の望む生き方ができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現は、人々があらゆる分野でその個性や能力を十分に発揮して参画できる機会を確保する上で重要です。しかしながら、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、長時間労働や転勤を当然とするいわゆる「男性中心型労働慣行」が背景となって、家事や育児、介護等の多くを女性が担っている実態があります。このことが育児・介護等と両立しながら、能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない要因となっています。また、男性の長時間労働は、家事や育児、介護等への男性の主体的な参画を困難にし、男性自身の仕事と生活の調和を阻害する要因にもなっています。

さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大によっては、女性の雇用・所得に深刻な影響が生じていますが、一方で、短時間勤務や時差出勤の活用、テレワークの導入やオンラインの活用等が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性も出てきています。

男女共同参画社会づくりにおいては、すべての人が職域、地域、家庭、その他の様々な分野で多様な活動に携わる機会が確保され、その主要な責任が性別によって偏らないように配慮されなければなりません。そして、人々が共に働きやすく、暮らしやすい社会を実現するため、行政、事業者、労働者等が連携して子育て・介護支援策の充実、長時間労働の是正などの働き方の見直しに取り組むことにより、仕事と生活の調和の実現を推進していくことが必要です。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

（多様な活動へ携わる機会の確保）

第6条 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が多様な活動に携わることができる機会を確保するため、性別による固定的な役割分担等を反映して、職域、地域、家庭その他の分野における活動の主要な責任が、性別により偏ることがないように配慮されなければならない。

（事業者の責務）

#### 第12条

4 事業者は、その雇用する者の職業活動と家庭活動その他の活動とが両立できるよう配慮しなければならない。



#### ●宮崎県認証 ひなたの極み●

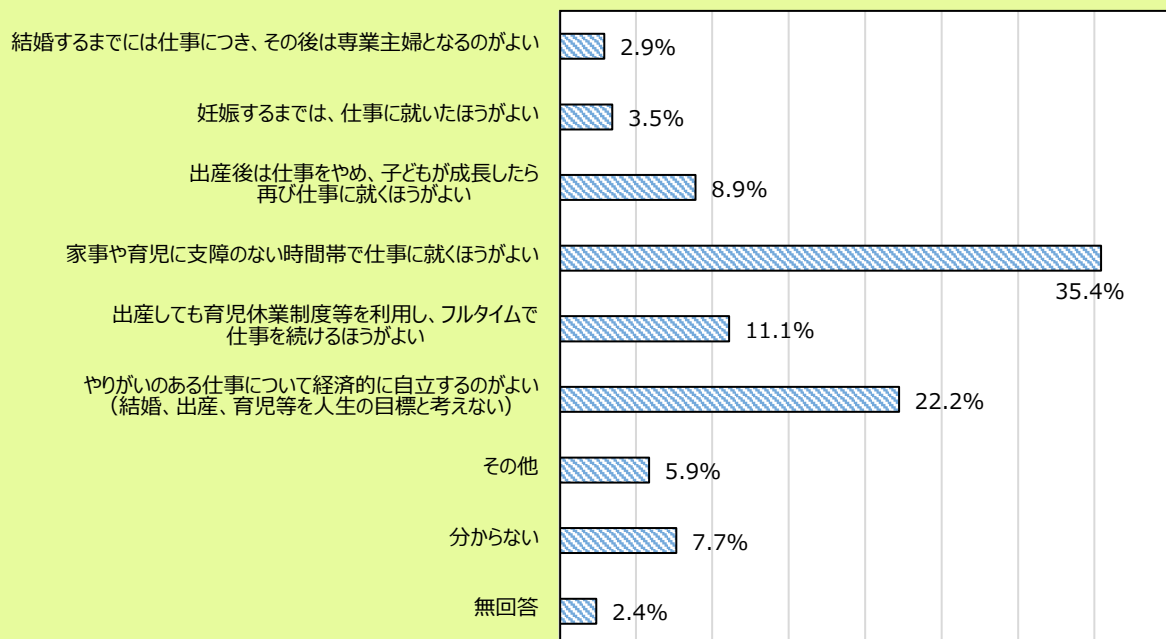
仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組み成果が認められる企業などを「働きやすい職場『ひなたの極』」として宮崎県知事が認証する制度です。

※宮崎県資料より抜粋

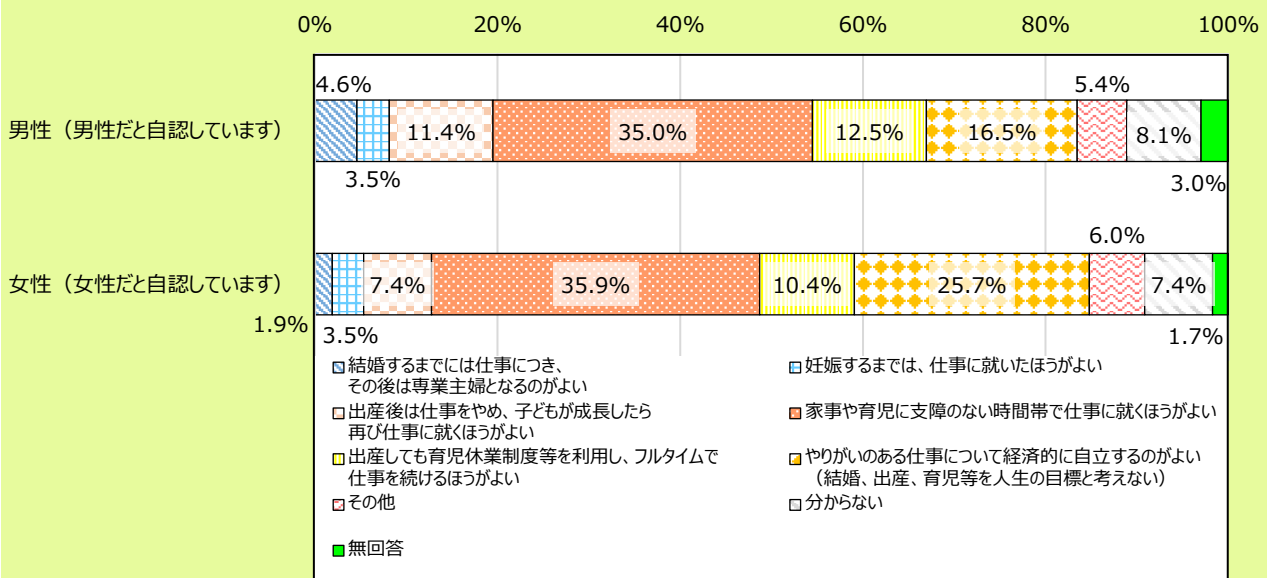
**【現状と課題】**

○ 市民意識調査において、女性の就業についてどのように思うかという質問では、回答が多かった順に、「家事や育児に支障がない時間帯で就く方がよい」(35.4%)、「やりがいのある仕事に就いて経済的に自立するのがよい」(22.2%)、「出産しても育児休業制度等を利用し、フルタイムで仕事を続けるほうがよい」(11.1%)となっています。「家事・育児と両立」、「やりがいや経済的自立を重視」、「社会制度を利用して仕事を継続」というように仕事と家事・育児等の家庭生活の二者択一を迫られることなく働き続けられることや、やりがい等を支持する意見が多くみられました。なかでも、「やりがいや経済的自立」に関しては、男性より女性の方が重視する傾向がみられました。

**【市民意識調査】女性の就業について**

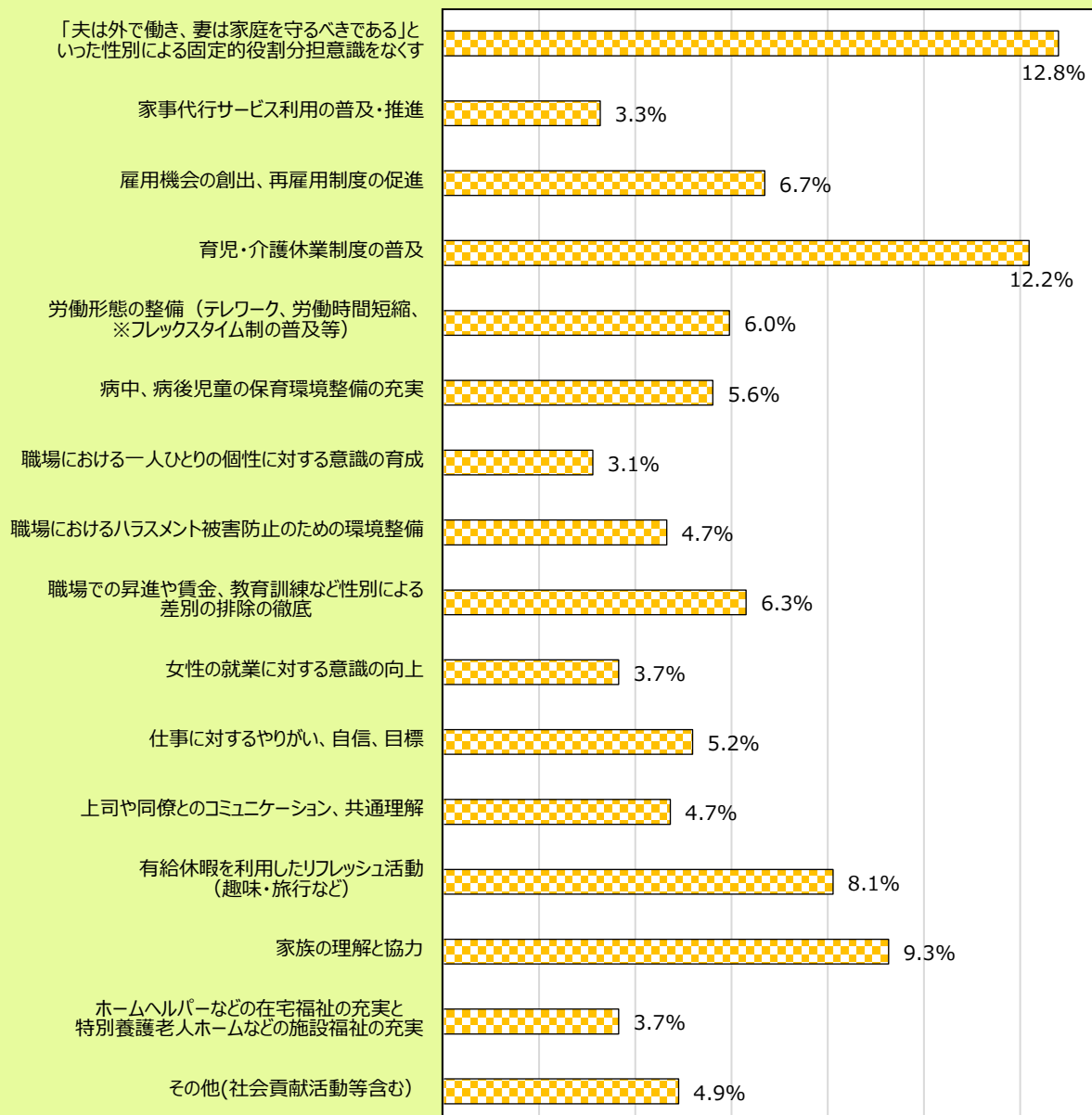


**【市民意識調査】女性の就業について【男女比較】**

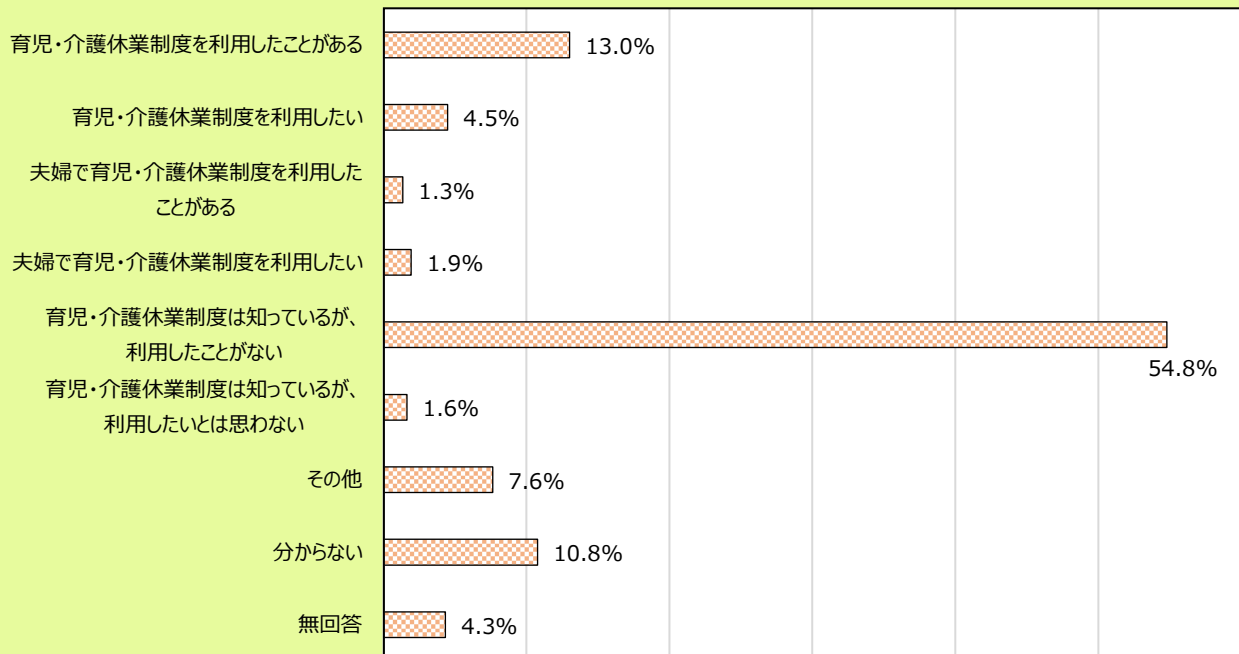


- 働きやすい環境を整えるために何が重要かという質問に対し、回答が多かったのは順に「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識をなくす(12.8%)、「育児・介護休業制度の普及」(12.2%)、「家族の理解と協力」(9.3%)でした。回答が多かった「育児・介護休業制度」ですが、子どもがいる人に制度を利用したことがあるかを聞いた質問では、「制度は知っているが利用したことがない」が54.8%で一番多く、一方、「利用したことがある」と「夫婦で利用したことがある」は合わせて14.3%でした。調査回答者における就業経験の有無が不明なため、一概には言えませんが、この中には、就業経験者で育児休業制度を知りながら利用していない現状も多いと考えられ、事業所等に対し、労働者が制度を活用しやすい環境の整備を継続的に働きかけて啓発していくことが重要といえます。また、各種支援制度の充実を図り、その情報提供・周知に努めて、女性に限らず、男性にも育児や介護等に参画する機会を広げ、人々が仕事と家庭生活との両立を図りながら、その能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

### 【市民意識調査】すべての人が働きやすい環境を整えるために必要なこと



【市民意識調査】育児・介護休業制度を利用したことがあるか（子どものいる人）



●くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん●

くるみん・プラチナくるみん・トライくるみんとは「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けた証です。次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画目標を達成し、一定の基準を満たした企業は申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

《重点課題3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進(女性活躍推進計画)》

施策の方向(5) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援(女性活躍推進計画)

子育てや介護に係る不安感、負担の軽減を図り、安心して仕事と子育て・介護が両立できるよう環境整備を進めます。また、多様化するライフスタイルによる様々なニーズに対応したサービスの整備、相談・支援体制の充実を図っていきます。

具体的施策

- ◆共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブや児童館等、子どもの居場所づくりの支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。【保育課・こども課】
- ◆子育て支援センターにおける子育てに資する支援事業、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育など、多様な子育て支援・保育サービスの充実を促進します。【保育課】
- ◆市民同士の共助の仕組みであるファミリー・サポート・センターを広く周知し、地域全体で子育てを支援する環境づくりを促進します。【保育課】
- ◆育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、多様な働き方を促進するための取組について啓発を推進します。【地域振興課】
- ◆認知症の方を介護されている家族が相互に交流を図ることで、日頃の介護の不安感、負担軽減ができ、仕事・生活と介護が両立できる環境整備に努めます。【介護保険課】
- ◆市職員の多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援を図るため、休業制度等の利用促進に努めます。【職員課】

[主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
ファミリー・サポート・センター利用件数	6,392件 【2021年度】	6,400件 【2027年度】

《重点課題3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進(女性活躍推進計画)》

施策の方向(6) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し(女性活躍推進計画)

男女が共に仕事と家事・育児・介護等の両立を図り、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるように、性別による固定的な役割分担の見直しなどの啓発活動を進めるとともに、育児・介護休暇を取得しやすい雇用環境の整備を進めます。

具体的施策

- ◆少子・高齢化が進展する中で、男女が仕事と育児・介護を両立させることができ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにするため、仕事と家事・育児・介護等の両立に関する意識啓発を進めます。【地域振興課】
- ◆妊娠期から、妊娠・出産への男性の理解を深められるよう啓発を行うことで、出産後の育児・家事に対する男性の参画を促し、母親の子育てに関する孤立感の軽減を図り、女性が継続して働き続けられる環境や理解促進のための啓発を行います。【こども課】
- ◆仕事と家庭の両立支援に積極的な企業を広く紹介することで先進企業の社会的評価の向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援制度等の情報提供に努めます。【商工政策課】
- ◆市職員の仕事と育児・介護等の両立を図るため、休業制度等の利用促進に努めます。【職員課】

[主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
市の男性職員の育児休業取得率	17.5% 【2021年度】	30% 【2027年度】

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

## 重点課題4 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進

## 【女性活躍推進計画】



すべての人がその個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合う男女共同参画社会において、男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画することは重要であるといえます。また、豊かで活力ある社会を築いていくためにも、多様な考え方を生かしていくことが求められており、現在、不十分な女性の政策・方針決定過程への参画を拡大していくことが必要です。

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくために、まず、市が積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を含めて率先して取組を進める必要があります。さらに、市民、事業者等に対しても方針決定過程への女性の参画を広く呼びかけ、その取組を支援していくとともに、女性の参画について男性の理解を促進していくことも重要です。

就業は、人々の自己実現や経済的基盤をなすものであり、男女共同参画社会づくりにおいても、極めて重要な意味を持っています。

「男女雇用機会均等法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」は、就業者が性別により差別されることなく、それぞれの性が尊重され、仕事と家庭の両立が図れる社会を目指して整備されました。また、平成27年に成立した「女性活躍推進法」では、事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務づけられていますが、令和元年に一部改正され、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表項目強化など、女性の職業生活における活躍を一層推進する内容となりました。

しかし、現実には依然として女性に対する仕事の内容・待遇面での差別的取扱いや、マタニティ・ハラスメント等が存在し、非正規雇用の解消や男女の賃金格差も解決されていません。こうした状況に対しては、男女雇用機会均等法などの関係法令の周知や事業所等が雇用管理の改善を行うよう積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組促進を啓発していかなければなりません。

また、女性の就業者については、出産・育児・介護を理由に、継続就業の希望に反して離職する人が多いため、労働力率の「M字カーブ」が十分には解消されておらず、女性の就業維持や再就職に対する支援などの取組も必要とされています。

少子高齢化の進展による労働人口の減少に伴い、性別にとらわれることなく、多様で柔軟な働き方を尊重し、その能力が発揮できる社会の実現が求められています。

## 都城市男女共同参画社会づくり条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(政策等の立案及び決定等への参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、すべての市民が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案、決定等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その雇用する者について、性別等による差別的取扱いを行わず、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するよう努めなければならない。

4 事業者は、その雇用する者の職業活動と家庭活動その他の活動とが両立できるよう配慮しなければならない。

(政策の立案及び決定への参画の促進)

第18条 市は、市における政策の立案及び決定へのすべての市民の参画を促進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱する場合には、その委員の男女のいずれか一方が、委員総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

(農林水産業及び商工業の分野における環境の整備)

第22条 市は、本市の男女共同参画社会の形成の促進において、農林水産業及び商工業の分野の重要性を考慮し、国、県その他の関係機関と連携して、当該分野において基本理念が早急に実現できるよう努めるものとする。



## ●厚生労働大臣認定 「えるぼし」マーク●

「えるぼし認定」とは、女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。また、より高い要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができます。

※厚生労働省資料より抜粋



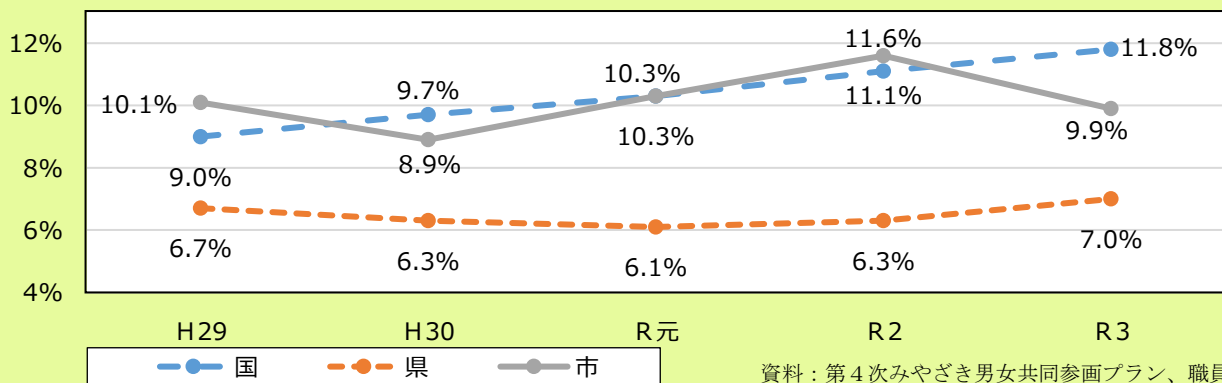
## [現状と課題]

○ 女性の政策・方針決定過程への参画状況について、本市の状況を国・県と比較すると、市職員の管理職に占める女性割合は、国・県が上昇傾向にある中、それまでの上昇推移から令和3年に1.7%減少に転じています。また、審議会等の委員に占める女性割合は、国・県が40%を超えて推移しているのに対して、20%台での推移であり、目標の40%に届いていない状況が続いています。一方、議会議員に占める女性割合は、平成29年以降、国・県を上回って推移しています。さらに令和4年1月の市議会議員選挙で議員29人中、7人（24.1%）が女性議員となり、平成18年の合併後、最多となりました。

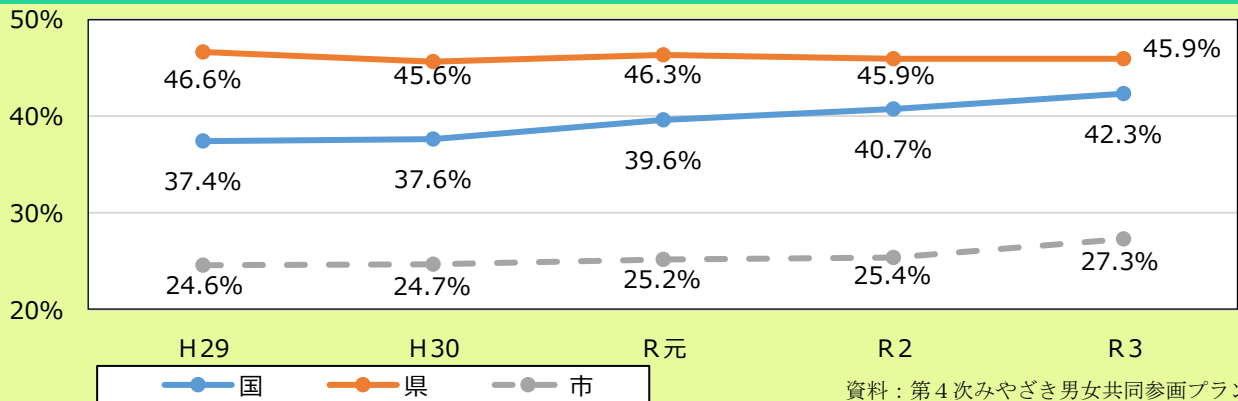
審議会等の委員については、都城市男女共同参画社会づくり条例において、男女のいずれか一方が委員総数の10分の4未満とならないように努めるよう規定されています。

政策・方針に多様な意見が反映されるよう、今後も各課に啓発し、女性の登用を推進していく必要があります。

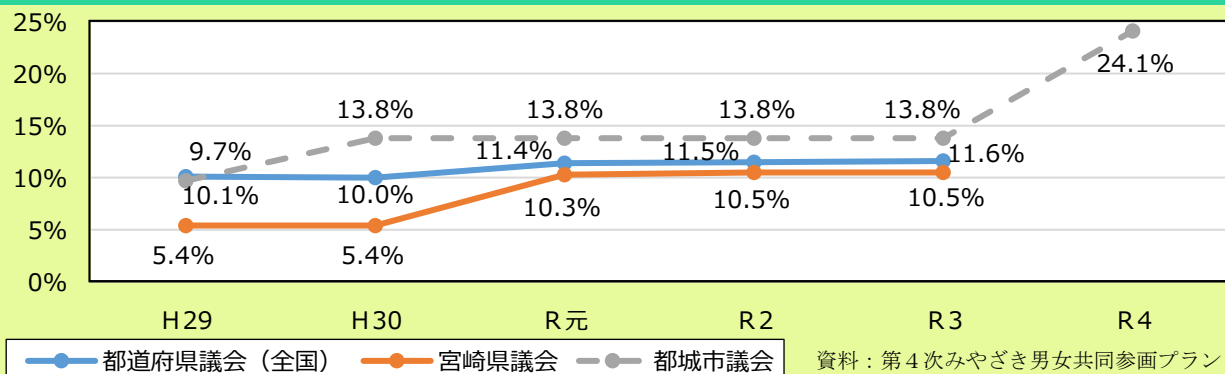
## 市職員の管理職に占める女性の割合（課長以上）



## 審議会等委員に占める女性割合（国・県・市）



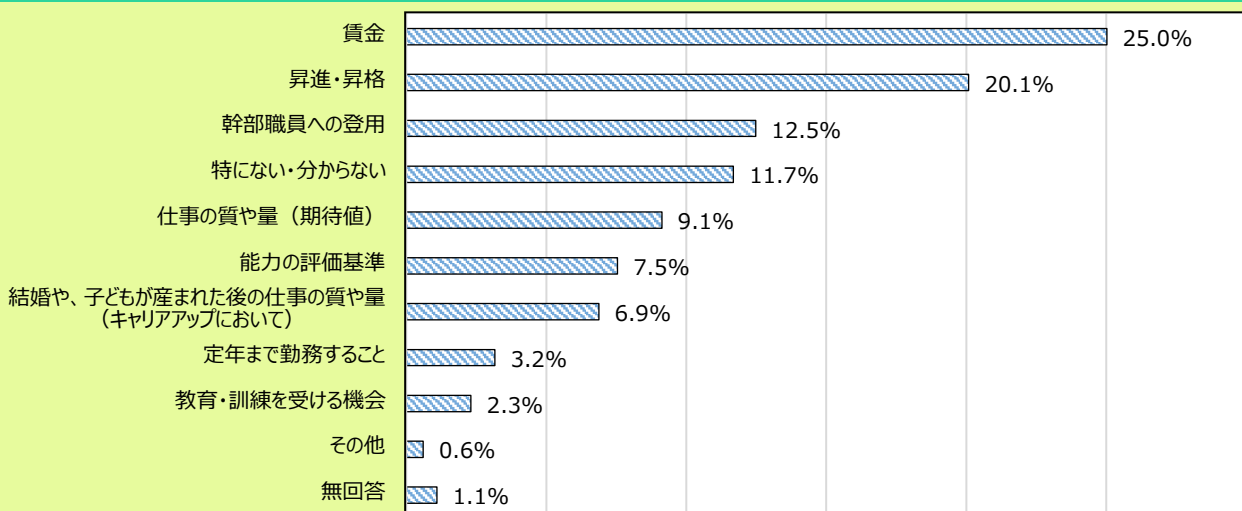
## 議会議員に占める女性割合（国・県・市）



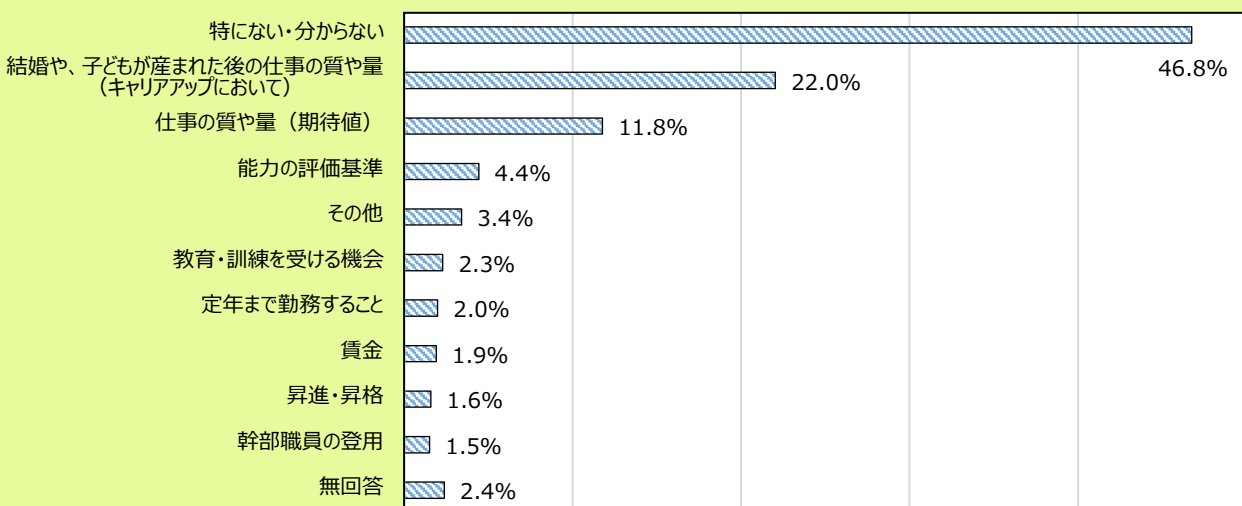
- 市民意識調査において、「仕事の内容や待遇面で、男性が女性に比べ優遇されていると思うもの」については、「賃金」（25.0%）、次いで「昇進・昇格」（20.1%）、「幹部職員への登用」（12.5%）となっています。これに対して「仕事の内容や待遇面で、女性が男性に比べ優遇されていると思うもの」については、「特にない・分からない」（46.8%）、「結婚や子どもが生まれた後の仕事の質や量」（22.0%）、「仕事の質や量」（11.8%）となっています。令和3年度の賃金構造基本統計調査から男女の賃金を比較すると、全国の女性の給与水準は、男性の75.2%で、本県においても74.5%と男女間の賃金格差が生じています。

また、本県の雇用者の雇用形態をみると、パート、アルバイトなどの非正規労働者の割合は、男性が約2割であるのに対し、女性は約半数が非正規となっています。市民意識調査で女性より男性の方が優遇されているものとして多かった「賃金」、「昇進・昇格」ですが、女性は男性より非正規雇用の形態で働く割合が高く、男女間の待遇面での格差が生じている現状を反映しているといえます。男女の均等な機会確保と正規・非正規間の不合理な待遇格差について解消への取組を進めていくことが重要です。

#### 【市民意識調査】仕事の内容や待遇面で男性が女性に比べ優遇されているもの



#### 【市民意識調査】仕事の内容や待遇面で女性が男性に比べ優遇されているもの

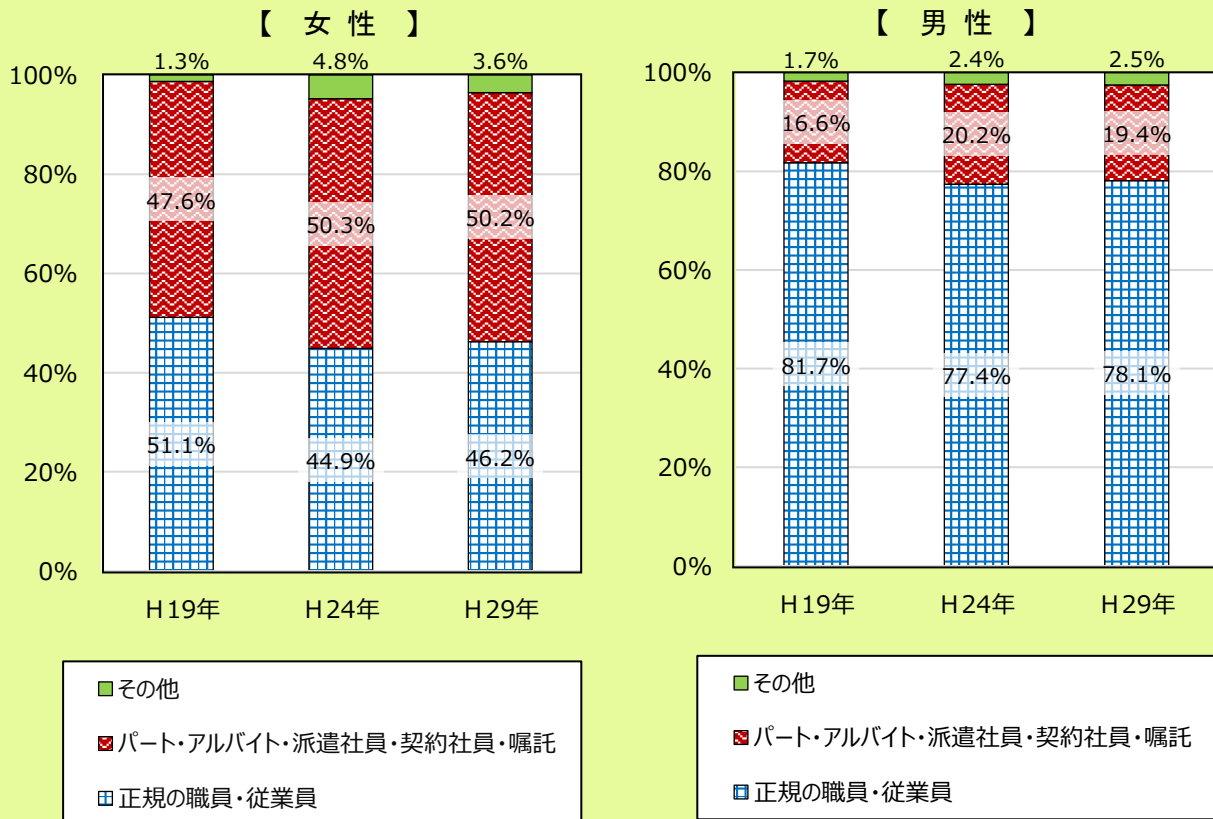


男女の賃金（所定内給与額）の比較【令和3年度】

	宮崎県	全 国
女 性（A）	204.8千円	253.6千円
男 性（B）	274.7千円	337.2千円
比率（A） / （B）	74.5%	75.2%

資料：賃金構造基本統計調査

雇用者（会社などの役員を除く）の雇用形態【宮崎県】



資料：第4次みやざき男女共同参画プラン

《重点課題4 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進（女性活躍推進計画）》

### 施策の方向(7) 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大（女性活躍推進計画）

市の政策・方針決定過程等への女性の参画については、都城市男女共同参画社会づくり条例第18条第2項の規定に基づき、市の審議会等の委員への女性登用に努めます。また、事業所等において、女性の役割を適正に評価し、女性が男性と対等にあらゆる活動の方針決定過程に参画する機会を確保、拡大していくための環境整備の重要性について啓発を進めます。さらに、事業所等が積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組む機運を醸成します。

#### 具体的施策

- ◆市の審議会等委員について、政策・方針に多様な意見が反映されるよう、各課に啓発し、女性委員の登用を推進します。【地域振興課】
- ◆政策・方針決定過程等への女性の参画を推進するとともに、政策・方針に男女共同参画の視点を反映するために「都城市男女共同参画人材バンク」の整備を進めます。【地域振興課】
- ◆女性経営者等の育成を支援するため、商工団体等と連携し、会員企業等に対する女性登用の啓発に努めます。【商工政策課】
- ◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について啓発に努めます。【商工政策課】
- ◆市管理職への女性職員の登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適性を見極め、積極的に登用を図ります。また、女性が管理職として働きやすい環境づくりに努めます。【職員課】

#### [主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
市の審議会等における女性の割合	26.7% 【2022年度】	40.0% 【2027年度】

### 施策の方向(8) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保及び多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備（女性活躍推進計画）

男女雇用機会均等法や女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定について、事業所に対する啓発や情報提供などを積極的に行い、推進していきます。事実上生じている男女の労働者間の格差を解消するためには、事業所の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が重要であることから、事業所に対して働きかけを行っていきます。

労働者が、多様な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは重要です。出産・育児・介護等を理由に、希望に反して離職することなく継続して就業でき、また、離職後も再就職ができる環境の整備や、能力を十分に発揮できる就業環境づくりを支援します。

#### 具体的施策

- ◆市職員採用試験の受験者については、性別にかかわらず均等な機会を与え、受験者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を行います。【職員課】
- ◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について啓発に努めます。再掲Ⅱ-4-(7) 【商工政策課】
- ◆労働者が性別により差別されることなく能力が発揮できるような雇用環境の整備のために、男女雇用機会均等法の周知・啓発に努めます。【商工政策課】
- ◆創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、起業を支援します。また、継続して相談支援を行います。【商工政策課】
- ◆在宅ワークや宅内起業など多様な働き方を考えるきっかけを作り、実現のための支援を行います。【商工政策課】

#### [主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
創業支援計画に沿った経営指導等を受けた起業家数	16人 【2021年度】	20人 【2027年度】

### 施策の方向(9) 農林畜産業・商工自営業等で働く女性のための支援（女性活躍推進計画）

本市においては、女性は農畜産業・商工自営業の重要な担い手であり、女性の果たしている役割は極めて大きいものがあるにもかかわらず、性別による固定的な役割分担意識を反映して、経営や方針決定の場への参画は進んでいない状況にあります。このような状況を改善するため、女性は男性の対等なパートナーとして経営上の位置付けを明確化するなど、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組めるような機運の醸成を図ります。

#### 具体的施策

- ◆女性農業者が活躍できる環境づくりとして、役割分担や収益の分配等について家族で取り決めることのできる「家族経営協定」の締結やプロの農業経営者である女性の認定農業者の育成を推進します。【農政課】
- ◆農畜産業に携わる意欲的な女性団体の活動を推進します。【農政課】
- ◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、女性が抱える多様な悩みに女性相談員が対応します。また、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなど働く女性の支援を推進します。【地域振興課】

#### [主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
「家族経営協定」の締結割合	33.7% 【2021年度】	34.0% 【2027年度】

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 重点課題5 地域・防災における男女共同参画の推進



地域は、市民にとって一番身近な暮らしの場であり、少子高齢化や人口減少が進展する中、人々が安心して働き、生活できる持続可能な活力ある地域社会を築いていくことが重要です。

各地域では、自治公民館やまちづくり協議会等が中心となって、子育てや高齢者福祉、防災・防犯活動、環境保全活動など、多岐にわたる地域活動が展開されています。しかし、地域における活動は、その取組団体の役職の多くを男性が占め、地域活動、まちづくりの方針等の決定過程に女性が参画する機会が少ない現状にあります。地域活動、まちづくりには、女性の一層の参画が望まれるところであり、女性の幅広い関心や実践的な経験等を生かすことで、多様な意見や発想を反映させ、さらなる活性化や新しい展開を図ることが期待できます。

一方、防災の分野については、自助、共助、公助の取組を強化し、災害に強い地域、まちづくりを進めていかなければなりません。近年は、自然災害が多発し、南海トラフ地震発生も予測されています。本市においては、新燃岳や桜島の火山噴火、台風被害等も含め、様々な災害に対する防災・災害対策について都城市地域防災計画を策定しています。

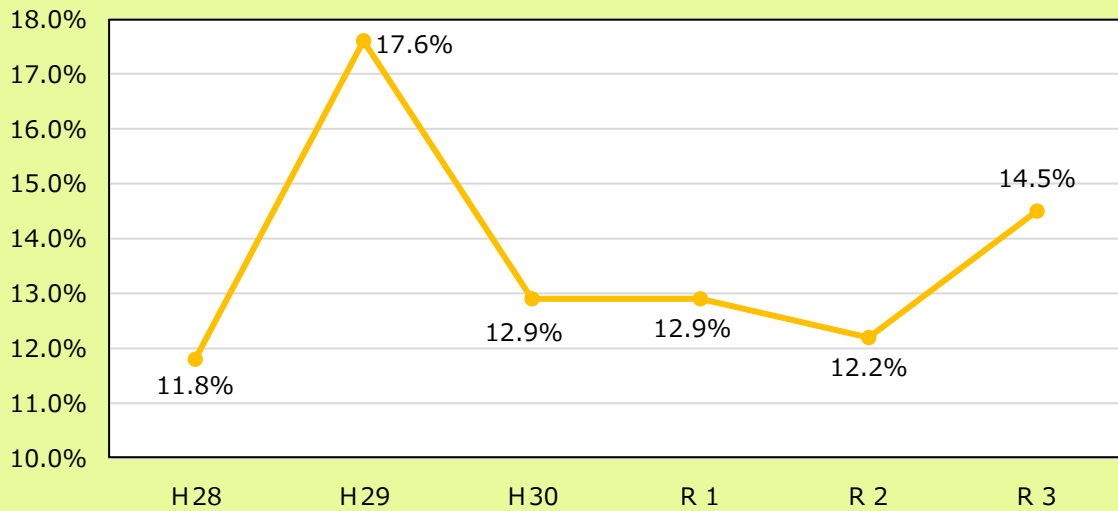
災害発生時には、性別、年齢や障がいの有無、様々な社会的立場、状況によって、その影響は異なります。そのことを踏まえて災害時の避難所の管理・運営について検討し、充実を図る必要があります。東日本大震災や熊本地震など、これまでの大規模災害では、避難所運営や物資調達、プライバシーの問題など女性への配慮が不足していたことが課題としてクローズアップされました。こうした教訓を踏まえ、防災・災害対策の施策・計画、避難所の管理・運営等の方針決定過程に女性の参画を図り、男女共同参画の視点を取り入れて防災体制を確立していくことが求められています。また、これらの取組を進めることは、子どもや若者、高齢者、障がい者、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人など、多様な人々への配慮にも資するものと考えます。

**[現状と課題]**

○ まちづくり協議会における女性役員の割合の推移をみると、令和3年度は14.5%で、これまでより上昇したものの、平成28年度以降、女性役員の割合は2割未満で、役員の固定化も顕著な現状にあります。

まちづくりに多様な意見が反映されるように女性の参画を図るとともに、女性や若い世代など新たな地域のリーダーを育成していくことも重要になっています。

まちづくり協議会における女性役員の占める割合推移



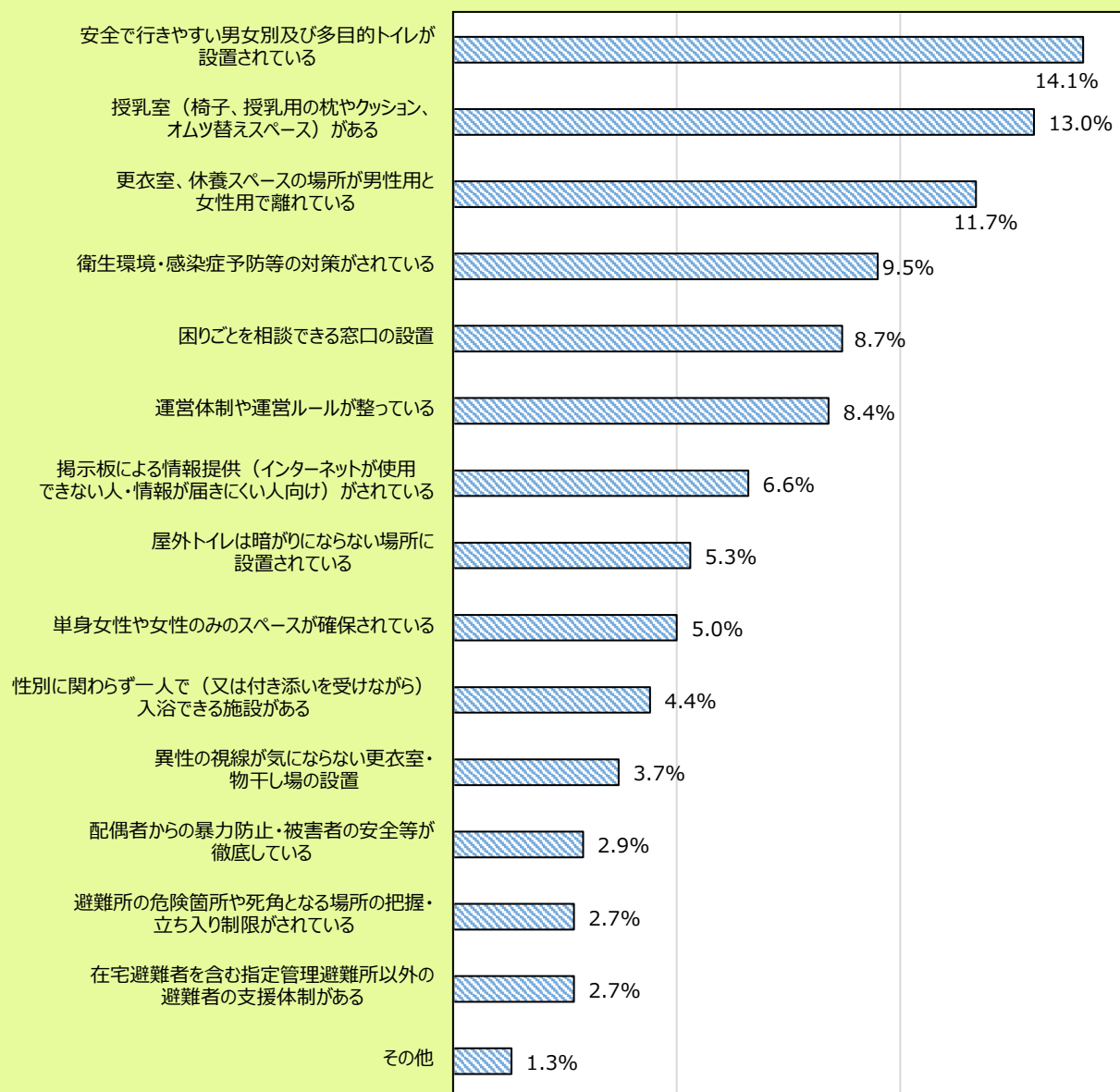
資料：地域振興課



- 市民意識調査において、「避難所の運営で必要だと思われる取組」について回答が多かったのは、「安全で行きやすい男女別及び多目的トイレが設置されている」(14.1%)、「授乳室がある」(13.0%)、「更衣室、休養スペースの場所が男性用と女性用で離れている」(11.7%)といった男女のニーズの違いやプライバシーに対する配慮を求める項目でした。

避難所の運営や避難生活のニーズの把握には、男女それぞれの視点が必要であり、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を進めることが求められています。

### 【市民意識調査】避難所の運営で必要だと思われる取組



**施策の方向(10) 男女共同参画の視点を持った地域コミュニティの形成**

各地域で行われているまちづくり活動は、その取組団体の多くの役職を男性が占めており、その方針等に女性が参画する機会は依然として少ない状況です。持続可能な活力ある地域社会を築いていくために、地域住民のまちづくり活動への参画を促進し、性別や年代を越えて地域の意思決定に様々な人が参画することを推進します。

**具体的施策**

- ◆ボランティア団体、NPO活動団体等への情報提供や地域づくりのリーダー的人材の育成、団体間の連携・交流・協働の推進を図り、男女を問わず市民公益活動を支援します。 **【地域振興課】**
- ◆自治公民館、まちづくり協議会等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むように、関係機関等と連携を取りながら、研修・講座を開催し、啓発と人材育成に努めます。 **【地域振興課】**
- ◆観光分野においては、顧客ターゲットの主流である女性客をはじめ、たくさんの人々の支持を得ることができる観光づくりを目指し、地域の元気や発想をこれまで以上に活用します。 **【みやこんじょPR課】**
- ◆環境分野においては、一人ひとりが生活・自然環境に配慮し、人と自然が調和した社会を築いていくために、男女を問わず地域や社会において環境保全活動に積極的に参加することを支援します。 **【環境政策課】**
- ◆多様性のあるまちづくりを、男女を問わず地域住民等が主体となり、進めていく取組を行います。 **【都市計画課】**

**[主な目標値]**

評価項目	基準値	目標値
まちづくり協議会の女性役員の割合(15地区)	14.5% 【2021年度】	17.2% 【2027年度】

### 施策の方向(11) 防災における男女共同参画の推進

東日本大震災や熊本地震など過去の大規模災害の教訓を生かし、避難所運営や生活用品等の備蓄、プライバシーの確保などについて女性や要配慮者への人権、ニーズの違いに十分に配慮し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の整備を進めます。

#### 具体的施策

- ◆過去の大規模災害での課題を踏まえ、災害発生時の避難所運営や生活用品等の備蓄について女性や要配慮者に配慮した整備を進めます。【危機管理課】
- ◆災害時に避難所運営体制を早期構築し、円滑な避難所運営と要配慮者への対応・配慮を行うためのマニュアルを作成します。【危機管理課】
- ◆地域防災の要である消防団の活動を活性化するために、防災教育に取り組む女性消防団員の育成を図ります。【消防局総務課】

#### [主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
都城市防災会議委員に占める女性委員の割合	13.6% 【2022年度】	30%以上 【2027年度】

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 重点課題6 国際理解及び多文化共生社会の創造



男女共同参画社会基本法及び都城市男女共同参画社会づくり条例では、男女共同参画社会の形成は、国際理解や国際協力の下に行わなければならないとしています。

我が国の女性問題及び男女共同参画社会づくりへの取組は、国際的な動向と連動して行われ、女子差別撤廃条約をはじめとする各条約、世界女性会議における行動計画や行動綱領など女性の地位向上のための国際的な規範や基準等が様々な国内施策に取り入れられてきました。しかしながら、今日の我が国の女性の地位をみると、国際的な基準に照らして遅れている分野がいまだに存在します。

本市においては、モンゴル・ウランバートル市等との友好交流や経済交流が進展し、外国人市民も増加するなど国際化が一層進展しています。これらの都市や人々とのコミュニケーションを図る上でも、国際基準の導入や相互理解がますます重要となっています。

今後も、国際社会における議論や女性問題への取組の成果を十分に活用し、本市における男女共同参画社会づくりを一層充実させていくとともに、国際社会の一員として貢献することが求められます。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

##### (国際理解及び国際協力)

第9条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び本市における国際化の進展を考慮し、男女共同参画社会の形成は、国際理解及び国際協力の下に行われるよう配慮されなければならない。

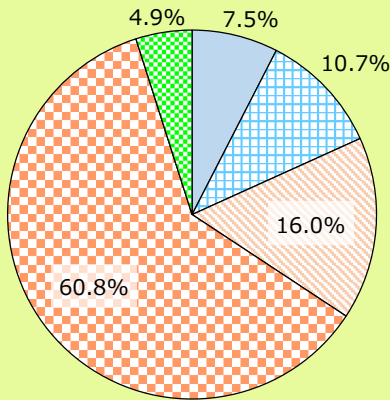
#### [現状と課題]

- 男女共同参画社会づくりは、国際的認識のもとに進められなければなりません。その内容等についてはあまり市民へ浸透していない現状があります。例えば、1995年に北京で開催された国連世界女性会議の際にもキーワードとなり、SDGsの重要なテーマである「女性のエンパワーメント」(※1)、また、同会議において女性の重要な人権のひとつとして確認された「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」(※2)等の概念について、市民の認知度を市民意識調査結果でみると、これらの用語について「言葉・意味ともに知っている」と答えた割合は、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が9.4%、「女性のエンパワーメント」は7.5%に過ぎません。平成28年の調査結果と比較しても「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が2.6%上昇、「女性のエンパワーメント」で4.3%上昇していますが、まだまだ認知度は低いため、引き続き国際的基準・規範等について情報提供し、周知を図っていくことが必要です。

一方、本市の国際化の状況を見ると、1999(平成11)年にモンゴル国のウランバートル市及び中華人民共和国の重慶市江津区と友好交流都市の提携を行って以降、両市との

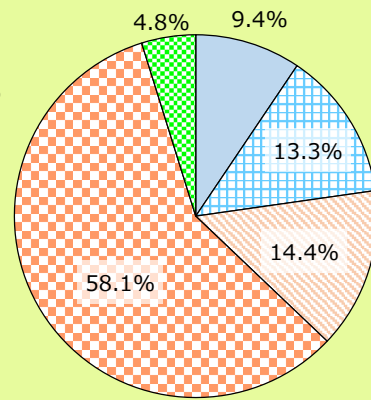
交流が進展しています。また、様々な民間の国際交流・協力活動も行われています。このような国際化の動きに伴って、外国人住民数は令和4年4月1日現在1,468人で、平成28年の875人と比べると約1.7倍増加しており、相互理解を深め、共存する多文化共生の必要性がますます高まっています。

【市民意識調査】言葉の認知度 「女性のエンパワーメント」、「リプロダクティブ・ヘルツノライツ」



【女性のエンパワーメント】

- 言葉・意味ともに知っている
- 言葉のみ知っている
- 聞いたことはある
- 分からない
- 無回答



【性と生殖に関する健康 / 権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)】

(※1) 「女性のエンパワーメント」について

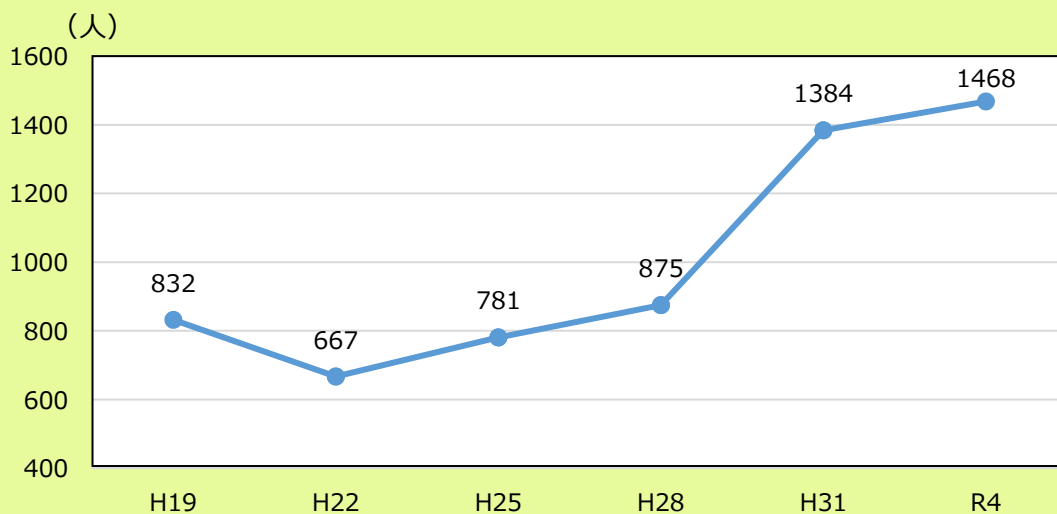
「女性のエンパワーメント」とは、女性一人ひとりが、法的、経済的、政治的な力や自己決定能力などの力をつけていくことで、互いに連携し、政策・方針決定の場や意思決定過程へ参画していくことをいう。

(※2) 「性と生殖に関する健康/権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」について

「性と生殖に関する健康 (リプロダクティブ・ヘルス)」とは、人間の生殖システム、その機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態をいう。

「性と生殖に関する権利 (リプロダクティブ・ライツ)」とは、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利をいう。

市における外国人住民数の推移



資料：市民課提供

《重点課題6 国際理解及び多文化共生社会の創造》

**施策の方向(12) 男女共同参画社会づくりに関わる国際理解及び多文化共生社会の創造**

男女共同参画社会づくりや男女平等に関わる国際規範・基準を本市の男女共同参画社会づくりにおいても積極的に取り入れるとともに、これらを理解しやすい形で情報提供し、市民や事業所等に浸透させる必要があります。

また、友好交流都市をはじめとする海外諸都市や外国籍市民との交流を図り、様々な分野における国際交流や国際協力を促進します。

**具体的施策**

- ◆国籍、文化、価値観などの異なる人々が相互に理解を深め、尊重しながら共に生きる多文化共生社会づくりを推進します。【地域振興課】
- ◆男女共同参画に関連のある各種の国際条約や、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組について市民に情報提供を行い、国際理解及び国際協力の推進を図ります。【地域振興課】

**[主な目標値]**

評価項目	基準値	目標値
国際交流員による国際理解講座の参加者数	4,375人 【2021年度】	6,125人 【2027年度】

## 基本目標Ⅲ 互いの人権を尊重し合い安心して暮らせる社会づくり

### 重点課題7 すべての人の健康と自立への支援



男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手の精神的・身体的健康を思いやりながら生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたって基本的な条件であるといえます。そのためには、心身及びその健康について、正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

特に女性は、その心身の状態が思春期、妊娠・出産期、更年期等のライフステージによって大きく変化するという特性があり、生涯において継続的かつ包括的な健康への配慮、支援が求められます。また、男性は、長時間労働の結果、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取りにくい環境にあったり、精神面で孤立しやすい傾向から、経済・生活問題を背景とした自殺も多い状況にあります。長時間労働の是正等の働き方改革や男性の暮らし方・意識の変革を推進することで、男性の生涯を通じた心身の健康を支援していくことも必要です。

国際的に重要視されている「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の視点に配慮しつつ、男女が互いの意思を尊重し、性差を理解し合って健やかに暮らすことができるよう、生涯にわたる健康支援に総合的に取り組んでいかなければなりません。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

（生涯にわたる女性の健康への配慮）

第7条 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が、それぞれの性にかかわる身体的特徴についての理解を深め、法令に定める場合を除くほか、妊娠、出産その他の事項について自らの意思が基本的に尊重された上で、生涯にわたり健康で健全な生活を営むことができるように配慮されなければならない。

高齢化の進展、単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用労働者の増加などの社会の変化を背景に、幅広い層で困難を抱える人が増加しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会的に弱い立場にある人により深刻な影響をもたらしています。

特に高齢単身世帯やひとり親世帯で貧困率が高くなっており、そうした世帯には女性、母子世帯の占める割合が多い現状です。また、非正規雇用労働者において女性の占める割合は高く、女性が貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

誰もが安心して暮らせるために、男女共同参画の視点から相談体制の充実や自立支援に積極的に取り組み、ひとり親世帯、高齢者、障がい者のほか、支援を必要とする人々の環境整備に努めます。「生理の貧困」の問題に対しては、女性と女兒の尊厳と健康を守り、抱える問題の解決に向けて取り組みます。また、多様性（ダイバーシティ）に配慮し、外国人、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人などへの理解を広げ、支援を進めていきます。

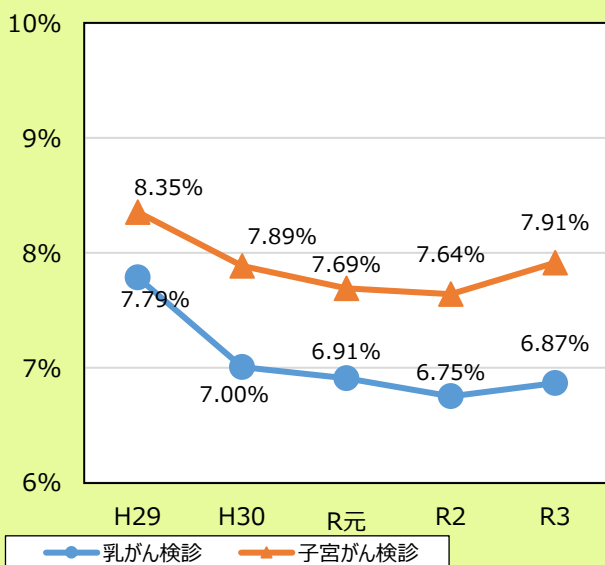
支援を必要とするすべての人が、社会の一員として社会参画の機会を得るとともに、経済的にも自立できるよう社会全体で支えていく考え方に立って施策を進めていきます。

【現状と課題】

○ 女性特有のがんである乳がん、子宮がんの本市の検診受診率の推移を見ると、令和元年以降、乳がんが6%台、子宮がんが7%台の横ばいで推移しています。様々な啓発等を行っているものの、検診受診率の目標値である、乳がん15%、子宮がん13%に達していない状況が続いています。がんは予防と早期発見が大切であり、今後も正しい知識の普及啓発やがん検診受診率の向上対策が必要です。

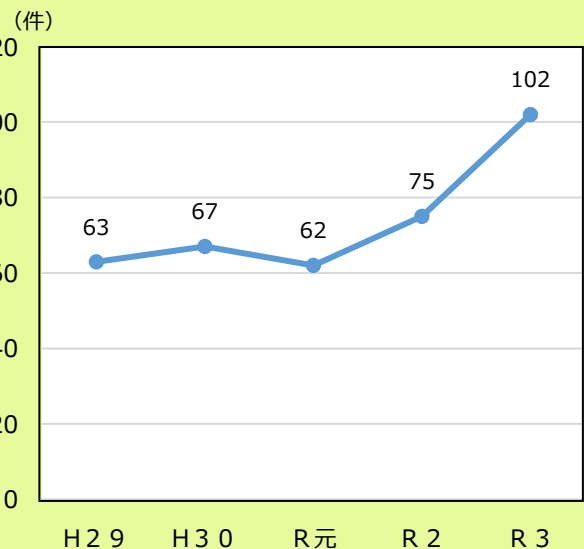
一方、本市の一般不妊治療医療費等助成事業における申請件数は増加傾向あります。不妊治療については、経済的負担の軽減や治療と仕事の両立支援など、治療を受けやすい環境を作っていくことが求められます。

市の乳がん（40歳以上女性）・子宮がん検診（20歳以上女性）受診率の推移



資料：健康課提供

市の一般不妊治療医療費等助成事業における申請件数の推移



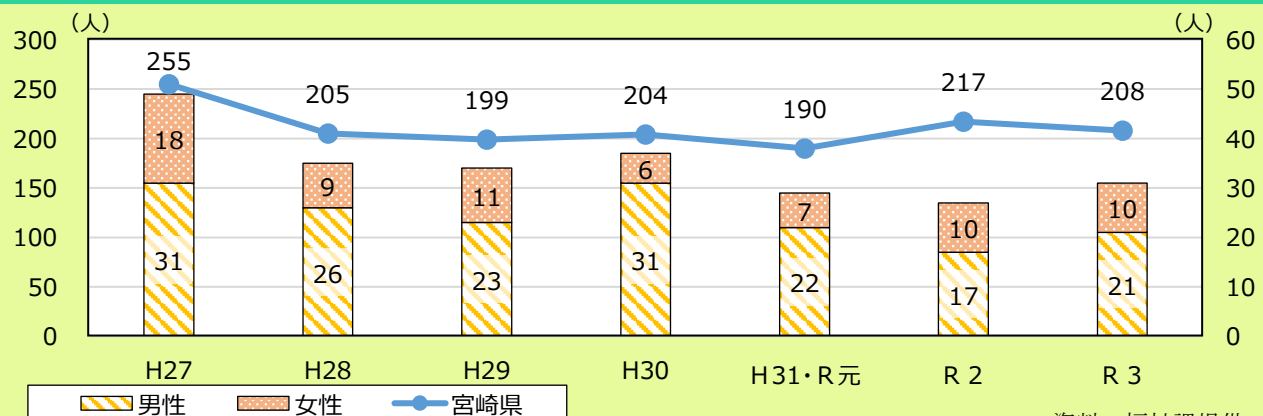
※この件数は、市への不妊治療医療費等助成の申請件数であるため、市全体の不妊治療の件数とは異なる。

資料：保健センター提供

○ 男性については、生活習慣病のリスクを持つ人が多く、更年期障害が見られるほか、根強い固定的な性別役割分担意識を背景に、男性であることで背負っている社会的な重圧や悩みから孤立のリスクを抱える恐れもあります。

本市の令和3年度の自殺者数を見ると、男性の自殺者は女性の約2倍で、全体の約7割を占めており、男性の置かれている社会的要因を踏まえ、相談体制の構築を図り、包括的な観点から健康増進を支援していくことが求められます。

市における自殺者数の推移



資料：福祉課提供



- 国民生活基礎調査（H30年）によると、ひとり親世帯の相対的貧困率（※1）は48.1%で、ひとり親世帯の半数近くに上っており、多くのひとり親世帯が経済的な困難を抱えていることが分かります。また、親の収入が少なく、子どもの生活・教育・健康等に影響を及ぼす「貧困の連鎖」、「子どもの貧困」が問題となっていますが、同調査において、子どもの貧困率は13.5%となっており、約7人に1人が貧困状態にあることとなります。また、全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親世帯の就業率は母子・父子世帯ともに8割以上と高いものの、母子世帯については、そのうち52.3%が非正規雇用であり、収入も200万円と低い状況にあります。このように母子世帯が貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあることが懸念される中、本市のひとり親世帯は、母子世帯が父子世帯の約11倍も多い現状にあります。貧困状態にある家庭の実態は見えにくく、捉えづらいため、支援が届きにくいという課題があります。見守りや支援のネットワークの構築を進め、自立に向けた取組を強化していくことが求められます。また、「子どもの貧困」に対しては、生活・教育支援や安全・安心に暮らせる環境を確保し、社会全体で子どもを支える必要があります。

（※1）低所得者の割合や経済格差を示す指標。収入から税金や社会保険料を引いた可処分所得を高い順に並べ、中央の額の半分に満たない人が全体に占める割合。

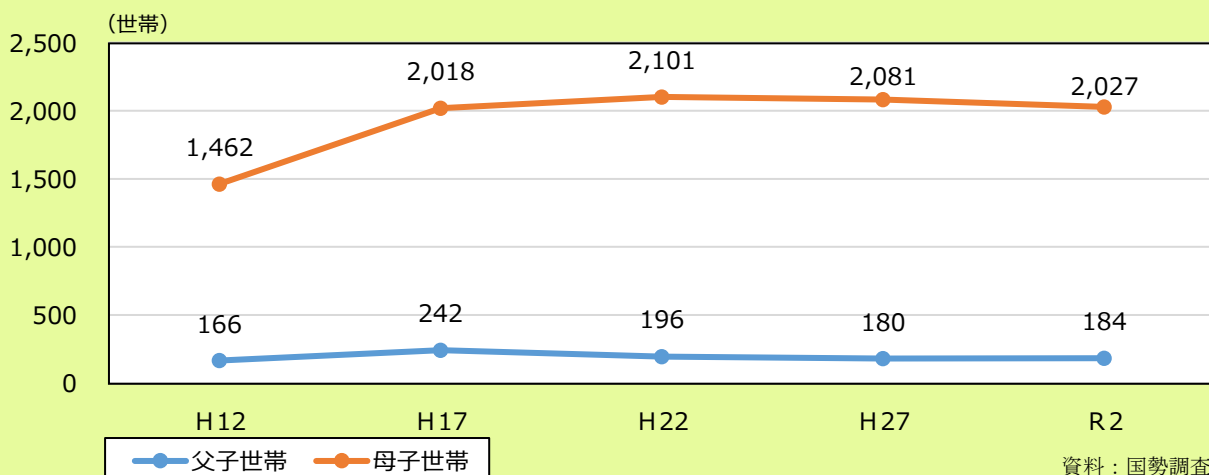
### ひとり親世帯の就業等状況（全国ひとり親世帯等調査）

平成28年(2016年)	母子世帯	父子世帯	一般世帯
<b>就業率</b>	<b>81.8%</b>	85.4%	女性66.0% 男性82.5%
雇用のうち <b>正規</b>	47.7%	89.7%	女性45.9% 男性82.1%
雇用のうち <b>非正規</b>	<b>52.3%</b>	10.3%	女性54.1% 男性17.9%
<b>平均年間 就労収入</b>	<b>200万円</b> 正規:305万円 パート・アルバイト等:133万円	<b>398万円</b> 正規:428万円 パート・アルバイト等:190万円	平均給与所得 女性280万円 男性521万円
<b>養育費 受取率</b>	<b>24.3%</b>	3.2%	—

（出所）・母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（平成28年度）」  
・一般世帯は総務省「労働力調査（平成28年）15～64歳」、国税庁「民間給与実態統計調査（平成28年）」

抜粋：内閣府男女共同参画局第5次男女共同参画基本計画（説明資料）

### 市の父子・母子世帯の推移（18歳未満の子どものいる世帯）



### 施策の方向(13) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に関する意識の重要性について、広く社会に浸透させ、男女が共に正確な知識を持ち、お互いの人権を思いやり、自らの健康管理を行うことができるようにするための施策を推進します。

また、妊娠・出産期は、女性にとって大きな節目であり、健康上、不安定な時期になることから、安心して出産できるように支援するとともに、不妊に悩む夫婦に関係機関と連携し、支援を行います。

#### 具体的施策

- ◆妊娠・出産期の女性の健康支援に努めるとともに「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」について、正しい知識の普及に努めます。【こども課】
- ◆安心して出産・子育てができるように、パパ・ママ教室の開催や不妊治療、妊婦の健康診査、訪問指導などの支援を行います。【こども課】
- ◆性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。【学校教育課】

## 施策の方向(14) 生涯にわたる健康支援

健康教育や相談体制の充実により、ライフステージに応じた的確に自己管理を行うことができるようにすることで、生涯を通じた心身の健康の保持増進を図ります。

また、運動習慣の有無が健康と密接に関連することから、生涯を通じた健康づくりのための身体的活動を推進し、男女の健康状況や運動習慣の違いを踏まえた取組を進めます。

### 具体的施策

- ◆ライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育に取り組みます。 【健康課】
- ◆特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。 【健康課】
- ◆女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。 【健康課】
- ◆高齢者が自主的に社会参加や健康づくりができるように、地域を基盤として生きがい作りや地域貢献活動を実施する組織である高齢者クラブの活動を支援します。 【福祉課】
- ◆スポーツを通して、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を営むことができるよう努めます。 【スポーツ政策課】
- ◆自殺者の約7割を男性が占めている現状を踏まえ、生涯を通じた心身の健康保持のため、関係機関との連携を図るとともに、誰もが相談しやすい体制づくりや相談窓口の広報に努めます。 【地域振興課】

### [主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
子宮がん検診受診率(対象者:20歳以上)	7.91% 【2021年度】	13% 【2027年度】
乳がん検診受診率(対象者:40歳以上)	6.87% 【2021年度】	15% 【2027年度】

### 施策の方向(15) 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備

貧困など生活上困難な状況に置かれたひとり親世帯が、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、子育てや生活、健康に対する支援を行います。

高齢者ができる限り自立した生活が送れるよう支援を進めるとともに、高齢者介護の負担を家族、とりわけ女性に偏らせることなく、社会全体で支えていくための施策を推進し、安心して暮らせる介護体制の構築を図ります。

「ノーマライゼーション」の理念に基づいて、障がいのある人もない人も共に生きていける社会づくりを行っていきます。

誰もが地域で安心して暮らせるために、男女共同参画の視点から、相談体制の充実や自立支援に積極的に取り組み、支援を必要とする人々の環境整備に努めます。

#### 具体的施策

- ◆ハローワーク等の関係機関と連携して、就職を希望する母子世帯の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。【こども課】
- ◆ひとり親世帯の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、経済的支援を推進します。【こども課】
- ◆就職に有利な資格の取得のために、養成訓練を受講するひとり親家庭の父母に対し、母子家庭等高等職業訓練促進給付金を支給します。【こども課】
- ◆ひとり親世帯に家庭生活支援員の派遣を行い、一時的な生活援助・保育サービス等を支援します。【こども課】
- ◆ひとり親世帯が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、子育てに関わる相談体制の充実や延長保育などの特別保育サービスの支援を推進します。【保育課】
- ◆55歳以上の方を対象に、公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会と連携し、就職訓練、就職支援相談及び就職促進に努めます。【商工政策課】
- ◆高齢者が少しでも長く在宅生活を継続するために、それぞれのニーズに合わせた必要な介護サービスを提供するとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に努めます。【介護保険課】

- ◆障がい者の雇用について、企業等の理解を深めるとともに、就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進します。 【福祉課】
  
- ◆経済的に困窮しているひとり親世帯のため、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。 【保護課】
  
- ◆住宅に困窮する高齢者世帯、障がい者世帯に対して、市営住宅への入居要件を緩和します。 【住宅施設課】
  
- ◆関係各課・関係機関と連携し、困難を抱え、支援を必要とする相談者に対応した支援や情報提供に努め、相談体制の充実を図ります。 【地域振興課】
  
- ◆『生理の貧困』の問題に対し、女性と女兒の尊厳と健康を守り、経済的自立や抱える問題の解決に向けた取組を進めます。 【地域振興課】

## [主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	17件 【2021年度】	17件 【2027年度】

## 基本目標Ⅲ 互いの人権を尊重し合い安心して暮らせる社会づくり

## 重点課題8 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

## 【DV対策基本計画】



すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に女性は、配偶者等からの暴力(DV)や性暴力、性犯罪、セクシャルハラスメント等の被害者になることが多く、その被害も深刻であり、早急に対処される必要があります。暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるほど心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障を及ぼすこともある深刻な問題です。

暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や社会的地位、経済力の格差など、男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在します。また、SNSなどインターネット上の新しいコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の被害は一層多様化しています。

このような暴力は、女性に限ったものではなく、男性や子どもも被害者になり得るものです。

その予防と被害からの回復のための取組を推進していくことは、男女共同参画社会を形成していく上で極めて重要な課題であり、引き続き暴力の根絶に向けて努力を続けていかなければなりません。

## 都城市男女共同参画社会づくり条例

## (性別等による権利侵害の禁止)

第14条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、他の者の意に反する性的な言動により、その者に不利益を与えたり、就業、教育、生活その他の環境を害したりしてはならない。

3 何人も、配偶者その他の親密な関係にある者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。

## (相談及び苦情の処理等)

第23条 市は、この条例に規定する事項について、市民からの相談に応じるとともに、必要に応じて国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を図るものとする。

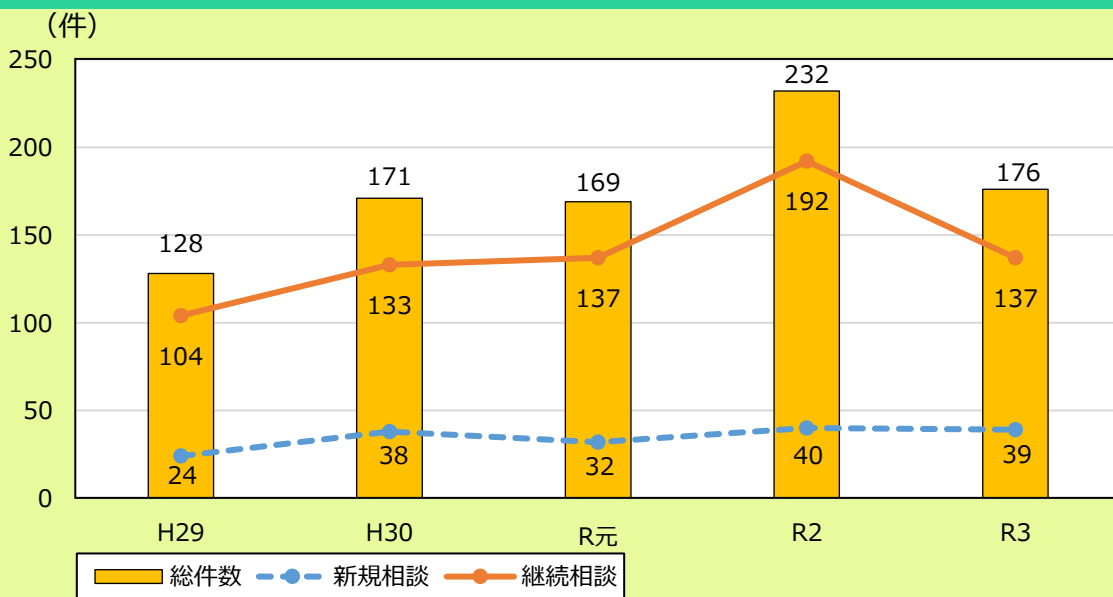
2 市は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等についての苦情の処理のために必要な措置及び性別等による差別的取扱いなどの男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合において、被害者の救済を図るために必要な措置を講ずるものとする。

### 【現状と課題】

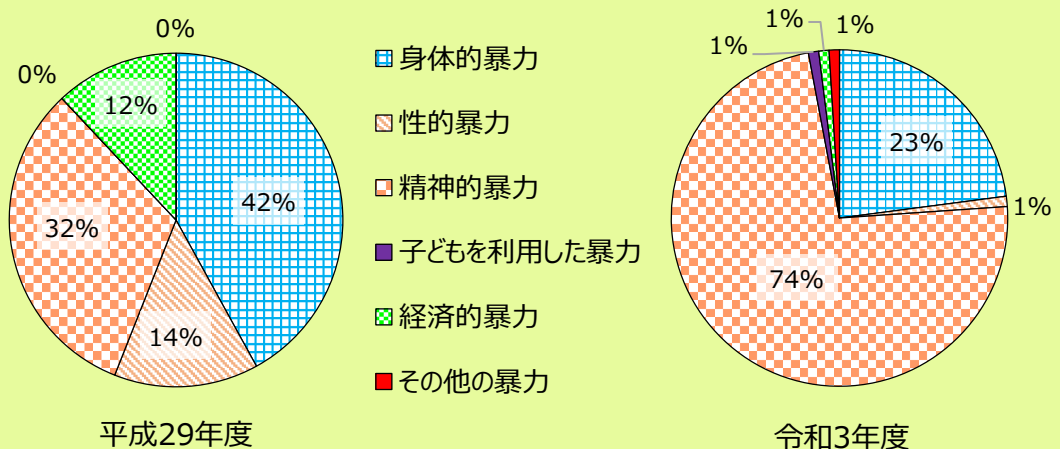
○ 都城市男女共同参画センターへのDV相談件数の推移を見ると、平成29年度以降、令和2年度が一番多い件数となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出自粛や休業等による生活不安やストレス、また、それらを背景としたDVの増加が社会問題として取り上げられた時期であり、本市でもそうした状況のもとで相談件数の増加につながったと考えられます。

また、その中で、DVの種類別割合を平成29年度と令和3年度で比較すると、「身体的暴力」については、42%から23%に減少していますが、「精神的暴力」は32%から74%と大幅に増加しています。DV＝「身体的暴力」だけではないとの認識が広まった結果、一番つらい被害として「精神的暴力」を訴えた人が増加したものと考えられます。

#### 市男女共同参画センターへのDV相談件数の推移



#### DV相談におけるDVの種類別割合

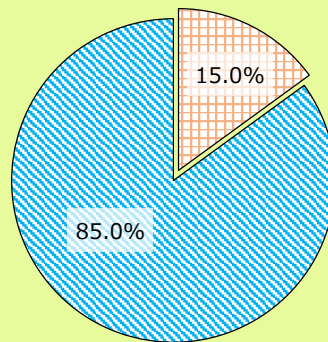


○ 市民意識調査においては、配偶者や恋人などから暴力を受けたことがある人は全体の15%であり、その暴力の種類については、「精神的暴力」が一番多く、次いで「身体的暴力」、「経済的暴力」となっています。暴力を受けたことがあるとする回答は、女性からが多いものの、男性からの回答もあります。

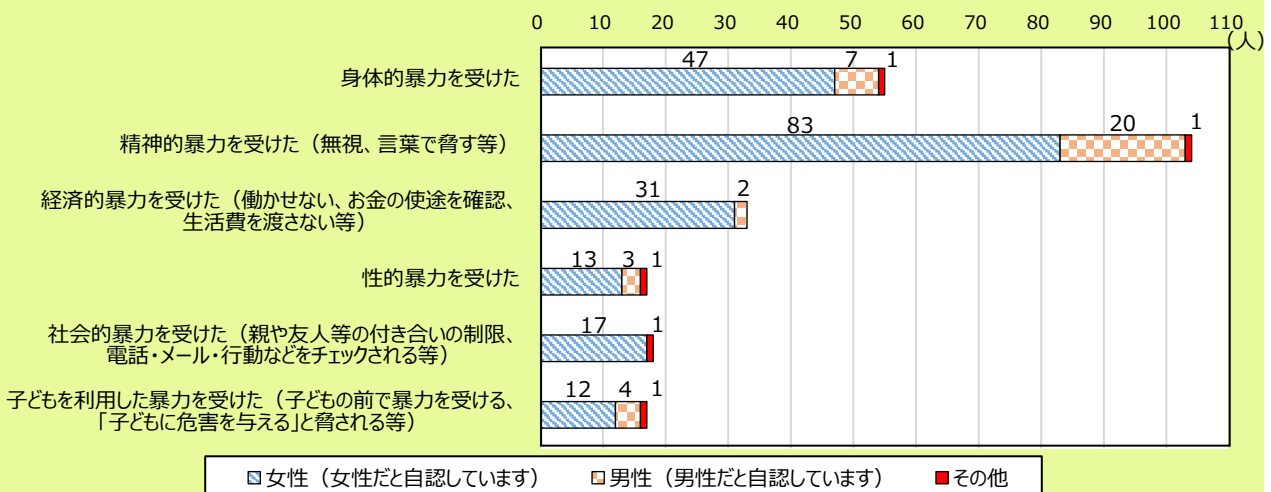
暴力を受けた際の相談については、「相談した」と回答した人に比べ、2倍の人が「相談できなかった」、「相談したもの・できなかったものがある」、「相談したくない」のいずれかを回答しています。その理由については、「自分さえ我慢すれば、なんとか生活できると思ったから」が最も多く、次いで「誰にも言いたくなかった」となっており、自分だけで悩まずに、気軽に相談できる環境づくりが必要だと考えられます。さらに、「どこに相談してよいかわからなかった」と回答した人も多く、相談しなかった、できなかったことで暴力による被害がエスカレートする可能性もあるため、さらなる相談窓口等の周知・充実が必要だと考えられます。

【市民意識調査】配偶者（事実婚や別居中、離別、死別を含む）、恋人などから暴力を受けたことがあるか

■ 暴力を受けたことがある  
■ 暴力を受けたことはない

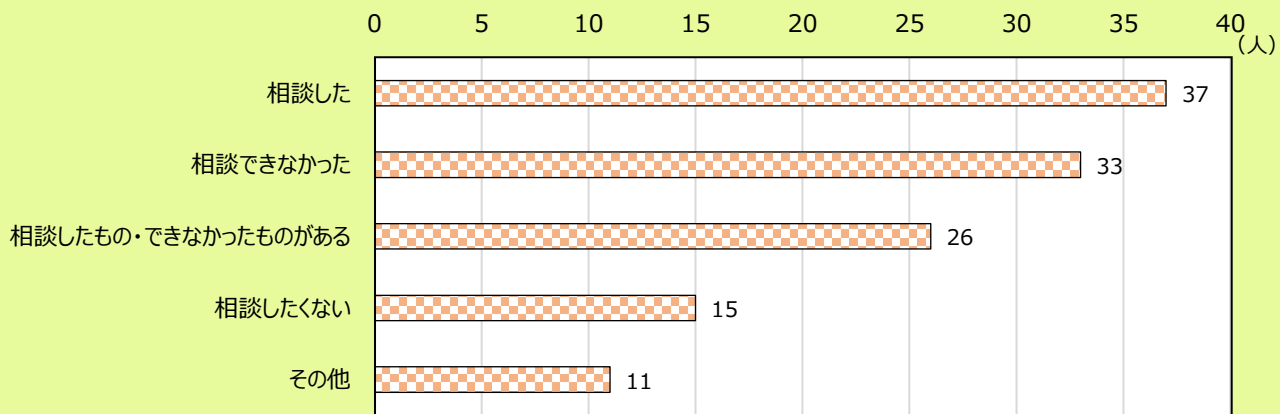


【市民意識調査】暴力を受けたことがある人における「その暴力の種類」（複数回答可）





【市民意識調査】暴力を受けたことがある人における「そのことを相談したかどうか」



【市民意識調査】暴力を受けたことがある人における「相談できなかった・したくない等」の理由  
(複数回答可)



●女性に対する暴力をなくす運動●

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、親密な関係にある者から振るわれる暴力で、被害者は多くの場合、女性です。DVは身体的な暴力だけでなく、経済的な暴力、性的な暴力など様々です。内閣府は毎年11月12日から11月25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、「女性に対する暴力」を許さない気運を醸成するために、この期間は広報・啓発活動などの取組をより集中的に実施しています。



【女性への暴力根絶のシンボルマーク】

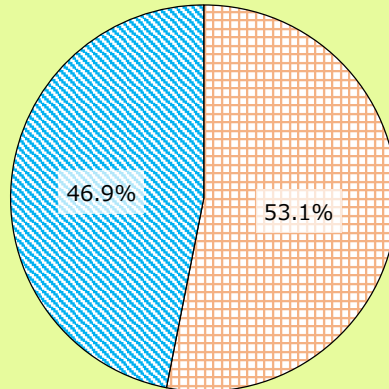


【パープルリボン】

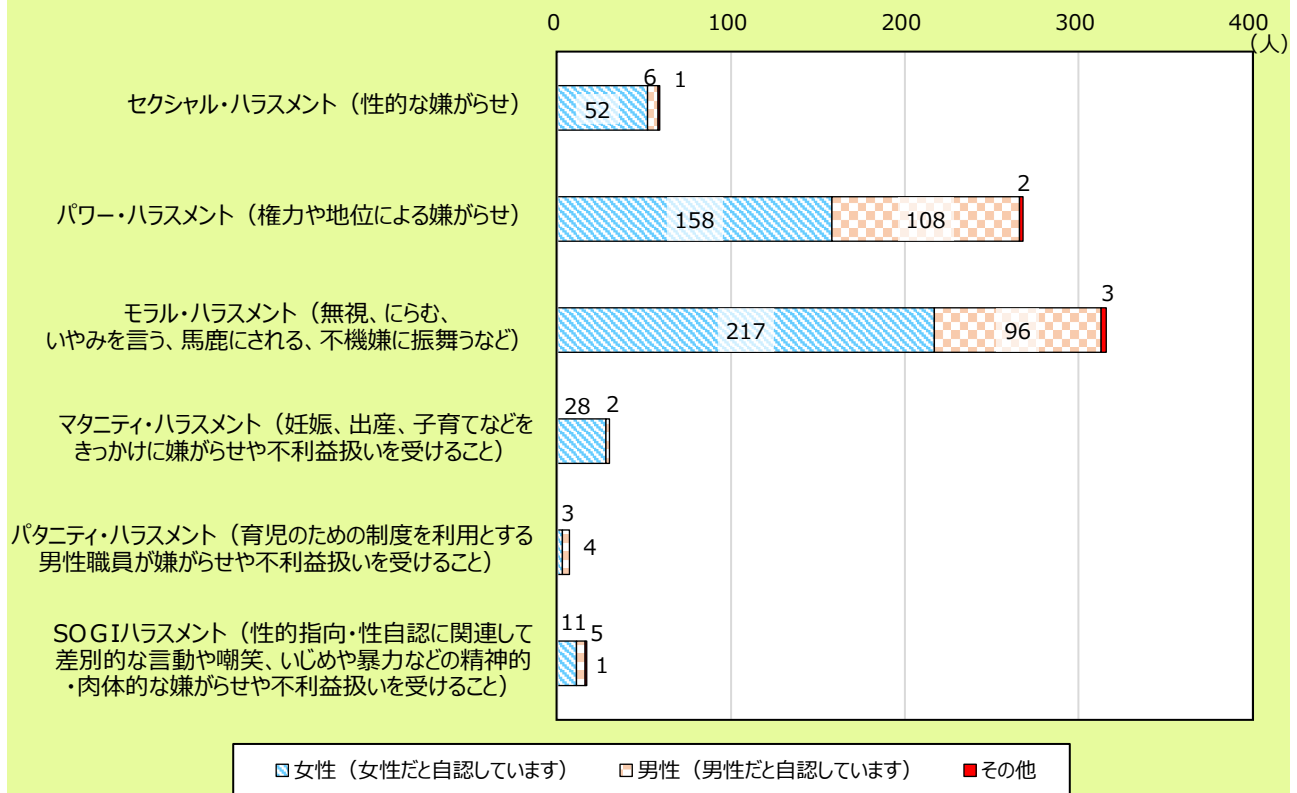
- 職場や学校、地域等でハラスメントを経験した人は全体の 53.1%となっています。  
 ハラスメントの種類をみると、回答の多い順に「モラル・ハラスメント」、次いで「パワー・ハラスメント」となっています。ハラスメントの経験があった回答において、女性で最も多かった「モラル・ハラスメント」は、男性の2倍以上という結果でした。男性で最も多かった「パワー・ハラスメント」についても、女性は男性の1.4倍の被害経験がありました。

【市民意識調査】職場や学校、地域等でハラスメントを経験したことがあるか

- 受けたことがある
- 受けたことがない



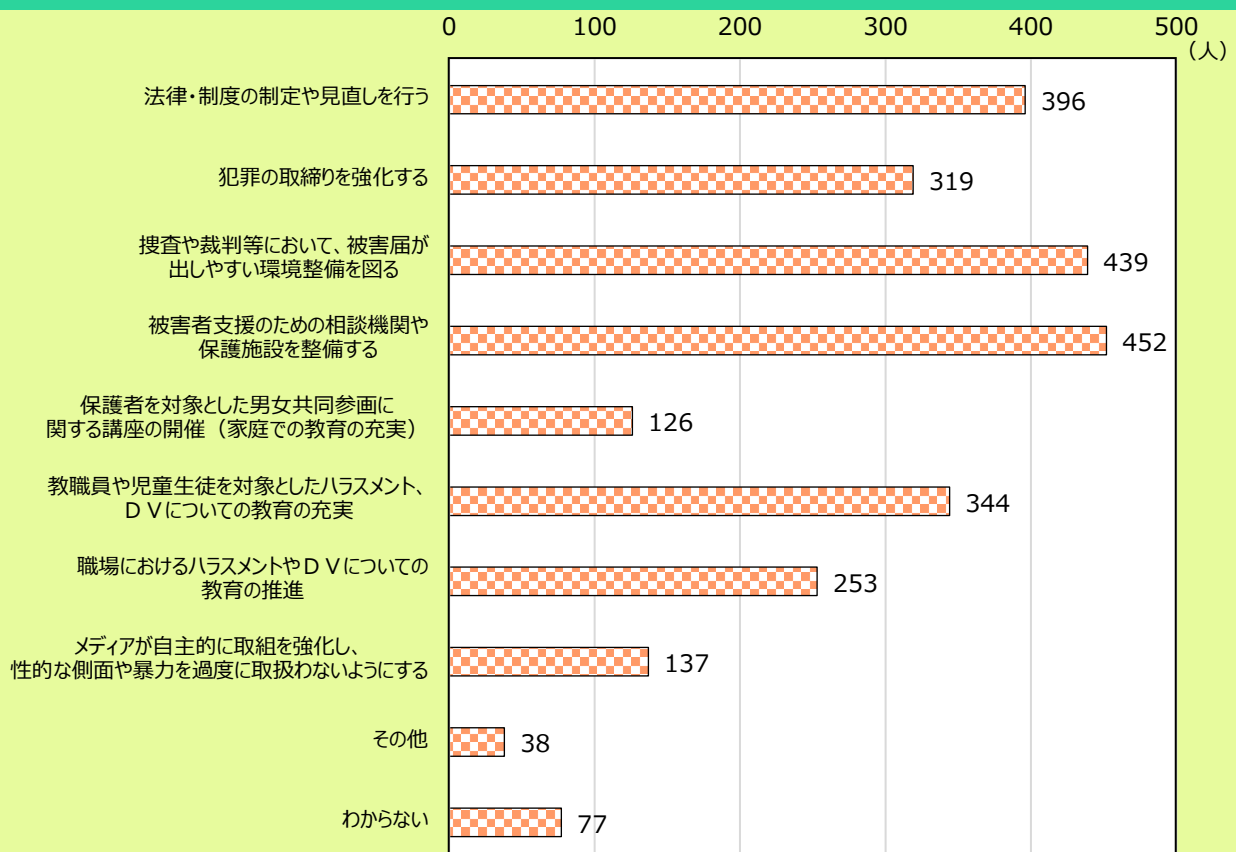
【市民意識調査】ハラスメントを経験したことがある人における「ハラスメントの種類」  
 (複数回答可)



- ハラスメントやDVに対して、どのような対策が必要かを尋ねた質問では、回答が多かった順に「被害者支援のための相談機関や保護施設を整備する」、次いで「捜査や裁判等において、被害届が出しやすい環境整備を図る」、「法律・制度の制定や見直しを行う」となっています。

このような状況を踏まえ、相談しやすい環境を整え、他の相談機関との連携を強化するとともに、相談機関の周知、DV・ハラスメントに関する知識の普及など、暴力の形態に応じた幅広い取組を引き続き総合的に推進し、暴力を根絶するための基盤整備をしていく必要があります。

【市民意識調査】ハラスメントやDVを防止するために必要な対策（複数回答可）



施策の方向(16) あらゆる暴力(DV)の根絶に向けた教育・啓発の推進(DV対策基本計画)

配偶者等に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの意識を広く市民に周知徹底することが重要です。また、加害者、被害者とならないために、あらゆる暴力についての正しい知識が必要であり、特に若年層への教育・啓発が重要です。男女は平等であり、それぞれの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進めることを通して暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現を目指し、広報啓発活動を一層推進します。

具体的施策

- ◆DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。また、あらゆる暴力についての正しい知識のための広報・啓発を推進します。  
【学校教育課】
- ◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会をとらえ、女性に限らず、暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。  
【地域振興課】
- ◆職場などにおいてセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた事業所での取組の推進について啓発に努めるとともに、性犯罪の未然防止のための広報・啓発を推進します。  
【地域振興課】

[主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
民間企業等への啓発活動件数	7件 【2021年度】	14件 【2027年度】

施策の方向(17) 安心して相談できる支援体制の充実・強化 (DV対策基本計画)

暴力による被害者は、身体的被害だけでなく精神的にも深い傷を負っています。そのため、市関係各課及び関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境を整備します。さらに、被害者の保護及び支援を行うとともに、相談を行ったことによる2次被害についても配慮しながら、配偶者等からの暴力に対処するための体制の強化を図ります。

具体的施策

- ◆被害者の状況や相談内容に応じた対応、配慮ができるように関係各課・関係機関との連絡会議等で連携体制の強化を図ります。また、被害者が相談しやすく、プライバシーに配慮した相談体制を整備します。 【地域振興課】
- ◆相談者の必要に応じて関係各課・関係機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建に向けた適切な支援と情報提供を行います。 【地域振興課】
- ◆被害者の状況に対応した支援が迅速・適切に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、性暴力被害者支援センター（さぼーとねっと宮崎）等の関係機関との緊密な連携を図ります。 【地域振興課】
- ◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、必要に応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家による面接相談を設けるなどの支援を推進します。 【地域振興課】
- ◆相談者の様々な悩みやニーズに対応できるよう、相談員の研修を行い、被害者の支援体制を充実します。 【地域振興課】

[主な目標値]

評価項目	基準値	目標値
弁護士や臨床心理士等専門家による 面接相談開設回数	19回 【2021年度】	20回 【2027年度】

**施策の方向(18) 被害者の安全と安心の確保と生活再建への支援 (DV対策基本計画)**

配偶者等に対する暴力について、宮崎県配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)及び性暴力被害者支援センター(さぽーとねっと宮崎)等の関係機関と連携し、被害者の状況に応じた迅速で安全な対応を目指します。

身体的・精神的に深い傷を負った被害者の新たな生活を支援するために、市関係各課及び関係機関と連携し、生活再建への支援体制を整備します。

**具体的施策**

- ◆被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。

【地域振興課・学校教育課・こども課・保育課・福祉課・介護保険課】

- ◆相談者の必要に応じて、関係各課・関係機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建に向けた適切な支援と情報提供を行います。

再掲Ⅲ-8-(17) 【地域振興課】

- ◆被害者の状況に対応した支援が迅速・適切に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)、性暴力被害者支援センター(さぽーとねっと宮崎)等の関係機関との緊密な連携を図ります。

再掲Ⅲ-8-(17) 【地域振興課】

- ◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実を図ります。

【市民課】

- ◆経済的に困窮し、不安を抱えるDV被害者のため、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

【保護課】

- ◆住宅に困窮するDV等の被害者に対して、市営住宅への入居支援を実施します。

【住宅施設課】

**[主な目標値]**

評価項目	基準値	目標値
相談員の連携会議、研修・講座への派遣件数	10回 【2021年度】	10回 【2027年度】

---

---

## 第5章 男女共同参画の推進体制の整備

---

---

## (1) 総合的な男女共同参画推進体制の強化

- ◆本市の男女共同参画社会づくりを総合的、計画的に進めていくため、「都城市男女共同参画社会づくり条例」に基づく男女共同参画計画を策定するとともに、同条例の基本理念を実現し、同計画を実施していくための推進体制の強化、および拠点施設の整備・充実を図ります。
- ◆男女共同参画の推進のため、国や県、関係機関等との協力・連携体制の強化を図ります。
- ◆男女共同参画のより一層の周知・浸透を図るため、啓発に努めるとともに、市民・事業者等の男女共同参画に関わる活動を支援し、協力・連携した取組を進めていきます。
- ◆男女共同参画行政推進ワーキンググループにおいて、施策の調査・研究、関係各課との連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策を総合的に推進します。また、男女共同参画に関わる有識者等からなる男女共同参画社会づくり審議会の意見を積極的に取り入れ、取組に反映させていきます。
- ◆本計画で具体的施策として掲げた指標について、定期的にその進捗状況を把握し、施策の妥当性や達成度について、都城市男女共同参画社会づくり審議会において評価を行っていきます。

### 《男女共同参画センターの充実強化》

- ◆男女共同参画センターにおいて、情報提供、啓発、相談、交流事業などを積極的に展開するとともに、各種団体等とのネットワーク拡大に努め、地域が抱える様々な課題を男女共同参画の視点から解決していく機能を充実させます。
- ◆県男女共同参画センター、各市の男女共同参画センター及び関連団体等と連携、情報交換を行い、相談員による女性総合相談、啓発、講座などの充実を図り、男女共同参画の推進に努めます。

## (2) 関係機関・NPO等との連携及び協働の推進

- ◆男女共同参画社会の実現を目指すことを目的に、男女共同参画を市民レベルで推進する活動を行う団体を支援します。
- ◆男女共同参画を進める様々な機関や団体、NPO等の果たす役割は重要であり、これらの団体等との連携を図り、男女共同参画推進の協働体制を推進していきます。



## 都城市男女共同参画社会づくり条例

## (市の責務)

- 第10条 市は、第3条から前条までに規定する男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を主要な政策と位置付けて総合的に定め、及び実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体等（以下「市民等」という。）、国並びに他の地方公共団体と連携を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、公衆に表示する情報において、男女共同参画社会の形成の促進を阻害するおそれのある表現を行わないようにしなければならない。
- 4 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

## (市民の責務)

- 第11条 市民は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (事業者の責務)

- 第12条 事業者は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その雇用する者について、性別等による差別的取扱いを行わず、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その雇用する者の職業活動と家庭活動その他の活動とが両立できるよう配慮しなければならない。

## (情報収集及び調査研究)

- 第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を定めるに当たって必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

## (市民等への支援)

- 第19条 市は、市民等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動の支援に努めるものとする。

## (事業者への協力及び是正の依頼)

- 第21条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、市の出資する法人及び補助金、交付金、貸付金等の財政支援を行う事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進への取組みに関して報告を求め、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

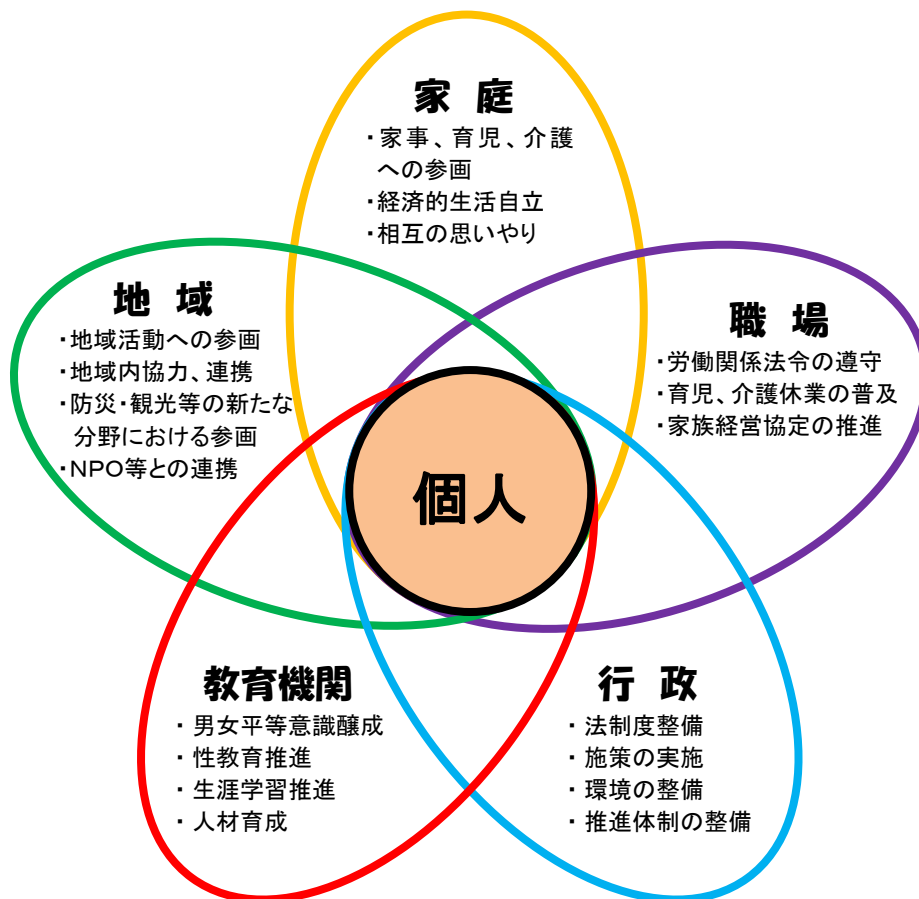
本市の男女共同参画社会づくりを推進していくに当たっては、男女共同参画に関わる市の施策について、関係各課が情報収集、調査研究に努め、その推進に取り組まなければなりません。

また、行政の取組だけではなく、市民、事業者、教育に携わる者等においても、相互に協力・連携しながら、それぞれに男女共同参画社会づくりへの自主的な取組を進めていくことが期待されます。

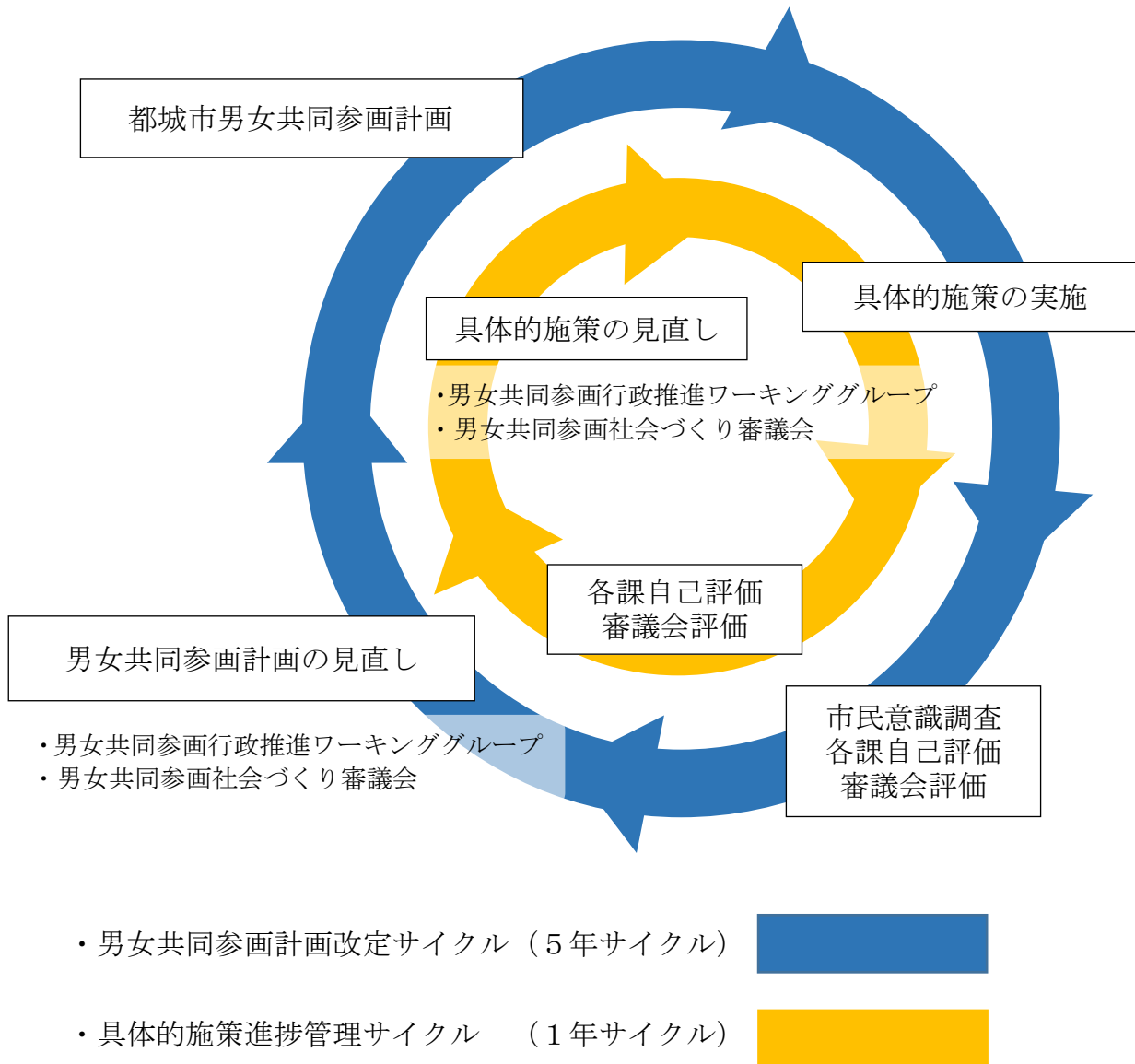
そのためには、基盤となる男女共同参画社会づくりのための推進体制を整備・強化し、市民全体への広がりをもって社会のあらゆる分野での取組を進めることが重要です。

●男女共同参画社会づくり推進イメージ●

男女共同参画社会づくりを推進していくためには、一人ひとりが自らの問題として取り組むことが最も大切であり、さらに行政、事業所、教育機関、地域、家庭などが協力・連携して取組を進めていくことが重要です。



●男女共同参画計画の進捗管理●



本計画の推進のためには、定期的に男女共同参画社会づくりに向けた取組の進捗状況を管理する必要があります。

そのため、本計画の具体的施策を実施する関係各課が、毎年度、施策への取組状況の自己評価を行い、男女共同参画に関わる有識者等からなる都城市男女共同参画社会づくり審議会委員による外部評価を受け、都城市男女共同参画行政推進ワーキンググループにおいて施策の見直しを行います。

また、次期計画の策定においては、市民の男女共同参画社会に対する意識について調査を行うとともに、計画期間の最終年度に関係各課が計画期間の施策の自己評価を行い、審議会委員による外部評価を受け、これらの結果をもとに、ワーキンググループ、審議会にて審議を行い、次期計画に反映していきます。

## 都城市男女共同参画センター

### ◆センターの主な事業

- ・啓発及び能力開発に関する講座等の開催
- ・情報誌の発行などの広報、啓発の推進
- ・図書・書籍等の情報の収集及び提供
- ・男女共同参画社会の形成に向けて活動する団体の支援 等

### ◆女性総合相談

女性相談員による女性の様々な悩み（子育て、就職、離婚、ドメスティック・バイオレンス（DV）等）に関する相談窓口を開設しています。

電話相談、面接相談（面接の場合は要予約）  
 相談日：月～金曜日（土日祝日、年末年始は除く）  
 相談時間：10：00～16：00  
 相談電話：0986-23-7157

- ※ 相談は無料です。
- ※ 男性からの相談は電話相談でお受けします。



### ◆専門相談

以下の専門相談を行っています。予約電話：0986-23-7157

#### こころの相談

臨床心理士  
 第3火曜日  
 10:00～12:00

#### 法律相談

弁護士  
 第4火曜日  
 13:00～16:00

#### 就職支援 サポステ出張相談

若者サポートステーション  
 第4木曜日  
 14:00～16:00

- ※ 相談は無料です。
- ※ 性別は問いません。

### ◆セミナー・出前講座

様々な講座・セミナーを開催しています。また、出前講座も行っています。

---

---

## 計画達成指標一覧

---

---

重点課題	施策の方向	具体的施策	担当課	具体的施策の取組の目的	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	基準値、目標値の数値設定が困難な理由
1	1	市広報紙やホームページのほか、テレビやラジオ等、多様なメディアを通じて広く男女共同参画に関する広報・啓発を推進します。	秘書広報課	「男女共同参画週間」など男女共同に関する事柄を広く市民に周知し、改めて考える機会とするため。	男女共同参画及び女性に対する暴力をなくす運動に関する記事の広報紙への掲載回数（特集記事、まちの話題、お知らせ記事など）	2回 (R3年度実績)	2回以上	
1	1	「男女共同参画週間」や「人権週間」など、多様な機会を捉えて、男女平等、人権尊重等に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。	地域振興課	性別役割分担にとらわれず、それぞれの個性と能力が発揮される社会について啓発する「男女共同参画週間」の機会を生かし、市民の理解を深め、意識改革の契機とするもの。	「男女共同参画週間」パネル展の開催	1回	1回	
1	1	「男女共同参画週間」や「人権週間」など、多様な機会を捉えて、男女平等、人権尊重等に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。	生涯学習課	企業、団体、一般市民等に対し、人権啓発講演会、啓発資料配布、ふれあい映画祭などの事業を行い、人権啓発を図ります	人権啓発講演会参加者数	280人 (R3年度実績)	500人	
1	1	男女が相互に協力し、仕事、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。	地域振興課	性別による固定的役割分担意識を解消し、すべての人が性別に関わらず、様々な分野に等しく参画することで、個々の能力や個性を生かした柔軟な生き方が可能となるため	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	1回 (R3年度実績)	7回	
1	1	学校や家庭において様々な機会を通じて、児童生徒と保護者の人権を尊重する意識の醸成を図ります。	学校教育課	すべての人が互いに人権を尊重することができる社会の実現に繋げるため。	人権教育の実施学校数	54校	54校	
1	2	職場、学校、地域及び家庭などにおいて、慣習・慣行が男女共同参画の視点に立って見直しが進められるように広報・啓発に取り組み、相談体制の充実に努めます。	地域振興課	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直しをすることにより、多様化・複雑化する生活や価値観に柔軟に対応するため	市民意識調査（ふれあいアンケート）「社会（政治や職場など）において、男女の地位は平等だと思いますか」に「平等」、「どちらかといえば平等」と回答した人の割合	26.6% (R3年度)	40%	
1	2	男女共同参画の理解促進を図るために、テーマや年代に応じた講座を開催するなど、広報・啓発に取り組みます。	地域振興課	男女共同参画の視点は、年代や職場、環境によって個人差があるため、対象者やテーマ、職場や年代に応じた講座を行うなどの啓発が有効であるため	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	1回 (R3年度実績)	7回	
1	2	教育の分野においても各人がその個性と能力を十分に発揮できるように、性別による固定的な役割分担などを反映した慣行等を見直すための意識改革を進めます。	学校教育課	男女共同参画の妨げとなつている制度・慣行を見直すことにより、将来を担う子どもたちが性別等に関わらず、個人としての尊厳が重んじられ、個人として能力を発揮する機会が確保されるため。	憲法や教育基本法などに触れながら、男女の相互理解と協力の重要性に関する学習を実施した学校数	54校	54校	
1	2	社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検討するとともに、男女共同参画に関する施策がどのような効果を生じているかの調査を継続して進めます。	地域振興課	性別による固定的役割分担意識は、多様化及び複雑化する社会や一人ひとりの生き方に影響を及ぼす可能性があるため、市民の意識について現状を知り、取組の参考とするため	市民意識調査（ふれあいアンケート）「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した人の割合	66.5% (R3年度)	70%	
2	3	児童・生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、社会性や勤労観・職業観を持って主体的に進路選択できる力を身につけることができるように、職場体験やインターンシップなどの体験活動の実施など、総合的な教育を推進します。	学校教育課	次代を担う子どもたちが、性別等に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会へつなぐため。	職場体験やインターンシップ体験活動などの実施学校数	54校	54校	
2	3	男女共同参画について、子どもの頃から理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの自己肯定力の育成・自己決定権について広報・啓発を推進します。	地域振興課	次代を担う子どもたちが、それぞれの個性と能力を発揮できるよう、また性別等によりその可能性を狭められることのないよう、男女共同参画の理解を推進する必要があるため	児童・生徒・若年層に向けた男女共同参画に関する講座の開催数	1回 (R3年度実績)	2回	
2	3	学校において、メディアからの様々な情報を読み解く能力の向上や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとれる態度の育成など、メディア・リテラシーの向上・育成に努めます。	学校教育課	次世代を担う子どもたちが無条件に情報を受け入れることで、性別等に関わらずお互いを尊重し、多様な生き方を認め合うことの妨げとなることを防ぐため。	メディア・リテラシー向上教育の実施学校数	54校	54校	

重点課題	施策の方向	具体的施策	担当課	具体的施策の取組の目的	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	基準値、目標値の数値設定が困難な理由
2	3	共に支え合う社会の一員として、男女が協力して家庭を築き、家庭や地域での生活を創造する能力と実践的な態度を育てる教育を推進します。	学校教育課	家庭においても性別による固定的な慣習や慣行にとらわれない、男女共同参画の意識づけを行うため。	文書や啓発物送付等の情報発信対象校	54校	54校	
2	3	道徳教育において、互いの人格の尊重を基盤にしながら、個性を認め合い、共に友情を築き、成長しようとする態度を育てる教育を推進します。	学校教育課	性(セクシャリティ)の多様性やジェンダーの平等など、性別に基づく固定観念にとらわれない多様なあり方を子どもたちに浸透させるため。	性別に基づく固定観念に捉われない、多様なあり方に理解を深める学習を実施した学校数	54校	54校	
2	4	出前講座を開催するなど、市民が身近な場所で男女共同参画について学習でき、対象者の年代や課題に対応した学習機会を提供します。	地域振興課	男女共同参画について、身近なところで学ぶ機会を確保することが求められ、また、その課題は年代や環境によって異なり、対象者やテーマ、職場や年代に応じた講座を行うなどの啓発が適しているため	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	1回 (R3年度実績)	7回	
2	4	生涯学習講座を通してエンパワーメントのための学習機会の情報を提供します。	生涯学習課	多種多様な学習ジャンルのボランティア指導者を登録して学習者となぐことで、指導者・学習者のエンパワーメントを図ります。	生涯学習ボランティア指導者の登録者数	167人 (R3年度実績)	175人	
2	4	児童・生徒の人権感覚を育む人権尊重に関する正しい知識や望ましい価値観、さらに、よりよい人間関係を育てるため、教職員の育成を推進します。	学校教育課	教育者である職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立った教育・学習を、次代を担う子どもたちに推進できるよう、男女共同参画社会の理解促進を図るため。	人権教育職員研修の実施	54校	54校	
2	4	男女共同参画を推進する研修を行い、職員の意識向上を図ります。	職員課	職員に対して研修を行うことで、男女共同参画社会の形成に寄与する人材を育成します。	男女共同参画、人権、ハラスメントの研修の実施数	3回 (R4年度時点)	3回 (R9年度時点)	
3	5	共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブや児童館等、子どもの居場所づくりの支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。	保育課	仕事を持つ親が安心して子育てができるように、仕事と子育ての両立を支援するために、放課後児童対策を推進します。	放課後児童クラブ事業の開設数	72か所 (R4年度実績)	76か所 (R6年度時点)	
3	5	共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブや児童館等、子どもの居場所づくりの支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。	こども課	共働き家庭が安心して就労できるように、くらしの便利帳や子育てガイド等による児童館利用の周知を行います。	児童館利用者数	52,331人 (R3年度実績)	52,000人	
3	5	子育て支援センターにおける子育てに資する支援事業、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育など、多様な子育て支援・保育サービスの充実を促進します。	保育課	子育て世代の多様な活動を支援し、安心して子育てができる環境の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援します。	子育て支援センター利用者延べ人数	45,318人 (R3年度実績)	70,000人	
3	5	市民同士の共助の仕組みであるファミリー・サポート・センターを広く周知し、地域全体で子育てを支援する環境づくりを促進します。	保育課	子育ての援助を受けたい人になりたい人が会員となり、働く人々の仕事と子育ての両立を支援します。	ファミリーサポートセンター利用件数	6,392件 (R3年度実績)	6,400件	
3	5	育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、多様な働き方を促進するための取組について啓発を推進します。	地域振興課	性別に関わりなく、それぞれのライフステージにおいて継続して就労できる制度・支援を活用することによりワーク・ライフ・バランスの実現が図られるため	民間企業等への啓発活動件数	7件 (R3年度実績)	14件	

重点課題	施策の方向	具体的施策	担当課	具体的施策の取組の目的	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	基準値、目標値の数値設定が困難な理由
3	5	認知症の方を介護されている家族が相互に交流を図ることで、日頃の介護の不安感、負担軽減ができ、仕事・生活と介護が両立できる環境整備に努めます。	介護保険課	認知症の方を介護されている家族の介護不安感、負担感軽減により、仕事・生活と介護の両立を支援するものです。	認知症介護支援プログラム「なごみ会」参加者人数(累計)	53人 (R3年度時点)	160人	
3	5	市職員の多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援を図るため、休業制度等の利用促進に努めます。	職員課	仕事と生活との調和の推進	男性職員の出産補助休暇等取得率 (出産補助休暇等取得男性職員/制度が利用可能な男性職員)	100% (R3年度時点)	90%以上	
3	6	少子・高齢化が進展する中で、男女が仕事と育児・介護を両立させることができ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにするため、仕事と家事・育児・介護等の両立に関する意識啓発を進めます。	地域振興課	性別による固定的役割分担意識を解消し、個々の能力や個性を生かした柔軟な生き方ができるように男女共同参画に関する啓発や情報発信を行うもの。	『男女共同参画センターだより』の発行	3回	3回	
3	6	妊娠期から、妊娠・出産への男性の理解を深められるよう啓発を行うことで、出産後の育児・家事に対する男性の参画を促し、母親の子育てに関する孤立感の軽減を図り、女性が継続して働き続けられる環境や理解促進のための啓発を行います。	こども課	育児・家事に対する男性の参画を促して、母親の子育てに関する孤立感を軽減し、女性が継続して働き続けられる環境や理解促進を図るもの。	産前産後サポート事業(パパママ教室・赤ちゃん広場)参加組数	95組 (R3年度実績)	95組	
3	6	仕事と家庭の両立支援に積極的な企業を広く紹介することで先進企業の社会的評価の向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援制度等の情報提供に努めます。	商工政策課	仕事と家庭の両立支援に積極的な企業名の公表を行うことにより、企業の社会的評価の向上を図り、企業全体に、仕事と家庭の両立支援を行うことのメリットを周知します。	啓発活動回数	2回/年	2回/年	
3	6	市職員の仕事と育児・介護等の両立を図るため、休業制度等の利用促進に努めます。	職員課	仕事と生活との調和の推進	男性職員の育児休業取得率 (育児休業取得男性職員/制度が利用可能な男性職員)	17.5% (R3年度時点)	30%	
4	7	市の審議会等委員について、政策・方針に多様な意見が反映されるよう、各課に啓発し、女性委員の登用を推進します。	地域振興課	男女が社会の対等な構成員として共に参画することができ、豊かで活力ある社会づくりに多様な考え方を生かしていくことが重要であるため	市の審議会等における女性の割合	26.7%	40%以上	
4	7	政策・方針決定過程等への女性の参画を推進するとともに、政策・方針に男女共同参画の視点を反映するために「都城市男女共同参画人材バンク」の整備を進めます。	地域振興課	男女共同参画の視点を持った人材を登録し、情報提供することで、様々な分野へ男女共同参画の視点の反映を図るもの。	都城市男女共同参画人材バンクの登録者数	3人(延べ)	2人/年 13人(延べ)	
4	7	女性経営者等の育成を支援するため、商工団体等と連携し、会員企業等に対する女性登用の啓発に努めます。	商工政策課	社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合はまだまだ低い現状を踏まえ、女性の社会での活躍をより促進させるため、会員企業等に対する女性登用の啓発に努めます。	啓発活動回数	12回/年	12回/年	
4	7	企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組について啓発に努めます。	商工政策課	男女雇用機会均等法を遵守することだけでは解消されない、男女間の格差解消を目的としている。	啓発活動回数	2回/年	2回/年	
4	7	市管理職への女性の登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適性を見極め、積極的に登用を図ります。また、女性が管理職として働きやすい環境づくりに努めます。	職員課	働く場における男女共同参画と女性活躍の推進	管理職(副課長級以上)に占める女性管理職の比率(消防局を除く)	20.4% (R4年度時点)	20%以上	
4	8	市職員採用試験の受験者については、性別にかかわらず均等な機会を与え、受験者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を行います。	職員課	働く場における男女共同参画と女性活躍の推進	一般行政職(技術員・消防吏員を除く)の受験者総数に占める女性割合	38.7% (R3年度時点)	50%	



重点課題	施策の方向	具体的施策	担当課	具体的施策の取組の目的	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	基準値、目標値の数値設定が困難な理由
4	8	企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組について啓発に努めます。	商工政策課	男女雇用機会均等法を遵守することだけでは解消されない、男女間の格差解消を目的としている。	啓発活動回数	2回/年	2回/年	
4	8	労働者が性別により差別されることなく能力が発揮できるような雇用環境の整備のために、男女雇用機会均等法の周知・啓発に努めます。	商工政策課	年齢、性別によって採用時に差別することは、男女雇用機会均等法に違反することになり、企業名が公表される等のペナルティが科せられます。そこで男女間の雇用格差を是正するために、男女雇用機会均等法の周知・啓発に努めます。	啓発活動回数	2回/年	2回/年	
4	8	創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、起業を支援します。また、継続して相談支援を行います。	商工政策課	少子高齢化が急速に進展し、働くことができる人全ての就労促進をすることが必要となるため、様々な人が働くことの出来る多様な働き方が必要	創業支援計画に沿った経営指導等を受けた起業家数	16人 (R3年度実績)	20人	
4	8	在宅ワークや宅内起業など多様な働き方を考えるきっかけを作り、実現のための支援を行います。	商工政策課	仕事と家庭の両立が困難な就職希望者に対し、就業以外の働き方を提示し、多様な働き方による社会での活躍の場を提供するための支援を行います。	セミナーを受講した人のうち収入に繋がった女性の数	10人	15人	
4	9	女性農業者が活躍できる環境づくりとして、役割分担や収益の分配等について家族で取り決めることのできる「家族経営協定」の締結やプロの農業経営者である女性の認定農業者の育成を推進します。	農政課	女性農業者が経営に参画する環境づくりのため、家族経営協定の締結を推進します。	「家族経営協定」の締結割合	33.7% (R3年度実績)	34.0%	
4	9	農畜産業に携わる意欲的な女性団体の活動を推進します。	農政課	農畜産業の発展のため、農畜産業に携わる女性の意欲的な活動を推進します。	事業実施回数	3回	6回以上	
4	9	男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、女性が抱える多様な悩みに女性相談員が対応します。また、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなど働く女性の支援を推進します。	地域振興課	本市の農畜産業や商工自営業において、性別による固定的役割分担意識や多様化するハラスメントに悩む相談者の相談業務を行い、産業分野の男女共同参画を推進するため	弁護士や臨床心理士等の専門家による面接相談開設回数	19回 (R3年度実績)	20回	
5	10	ボランティア団体、NPO 活動団体等への情報提供や地域づくりのリーダー的人材の育成、団体間の連携・交流・協働の推進を図り、男女を問わず市民公益活動を支援します。	地域振興課	市民公益団体と地域で活動する団体との連携・交流・協働の推進を図ることで、地域における課題解決につながるため	市民公益活動団体・講座研修会参加者数(団体向け)	108人 (H30年度時点)	120人	
5	10	自治公民館、まちづくり協議会等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むように、関係機関等と連携を取りながら、研修・講座を開催し、啓発と人材育成に努めます。	地域振興課	地域での役員等執行機関の構成委員の固定化が顕著であるなか、多様化する価値観や多種多様な人材の意見を反映することで、地域の活性化が図られるため	まちづくり協議会の女性役員の割合(15地区)	14.5% (R3年度)	17.2%	
5	10	観光分野においては、顧客ターゲットの主流である女性客をはじめ、たくさんの人々の支持を得ることができる観光づくりを目指し、地域の元気や発想をこれまで以上に活用します。	みやこんじょPR課	観光分野での顧客ターゲットの主流である女性客をはじめ、ニーズに合った内容の構築、観光客の誘客につなげるためには、顧客ターゲットと同じ女性が施策・方針決定の場に参画することで多様な発想や活動の活性化を図る必要があるため。	ミートツーリズム推進委員会・合同部会メンバーの女性の人数	6人	8人	
5	10	環境分野においては、一人ひとりが生活・自然環境に配慮し、人と自然が調和した社会を築いていくために、男女を問わず地域や社会において環境保全活動に積極的に参加することを支援します。	環境政策課	環境まつりに男女等の偏りがないよう依頼時に女性の参画についての配慮を頂くよう呼び掛けます。	環境まつり実行委員の女性の割合	11% (R4年度時点)	50%	

重点課題	施策の方向	具体的施策	担当課	具体的施策の取組の目的	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	基準値、目標値の数値設定が困難な理由
5	10	多様性のあるまちづくりを、男女を問わず地域住民等が主体となり、進めていく取組を行います。	都市計画課	まちの将来像を実現するために男女問わず地域住民から構成されている都市計画マスタープラン推進委員の意見を反映させ、多様性のあるまちづくりを進めていくため	都城市都市計画マスタープラン推進委員会女性委員の数/委員総数	50%	40%以上	
5	11	過去の大規模災害での課題を踏まえ、災害発生時の避難所運営や生活用品等の備蓄について女性や要配慮者に配慮した整備を進めます。	危機管理課	女性や要配慮者への人権、ニーズの違いに十分に配慮し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の整備を図るため。	都城市防災会議委員に占める女性委員の割合	13.6%	30%以上	
5	11	災害時に避難所運営体制を早期構築し、円滑な避難所運営と要配慮者への対応・配慮を行うためのマニュアルを作成します。	危機管理課	災害時の避難所で女性、高齢者、障がい者、子ども等の要配慮者に対応するため。	避難所開設・運営マニュアルの見直し	1回/年	1回/年	
5	11	地域防災力の要である消防団の活動を活性化するために、防災教育に取り組む女性消防団員の育成を図ります。	消防局総務課	避難所等において、女性に配慮した対応ができるよう、女性消防団員における応急手当普及員割合を増やします。	女性消防団員における応急手当普及員割合	3名/年	4名 (延べ20名)	
6	12	国籍、文化、価値観などの異なる人々が相互に理解を深め、尊重しながら共に生きる多文化共生社会づくりを推進します。	地域振興課	市民の多文化共生に対する理解と協力を獲得するために外国人市民の支援や地域住民との共存をはかります。	日本語れんしゅう会等の外国人市民参加者数	278人/年 (R3実績)	875人/年	
6	12	男女共同参画に関連のある各種の国際条約や、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組について市民に情報提供を行い、国際理解及び国際協力の推進を図ります。	地域振興課	友好交流都市を中心に、各国への理解力を深めるために積極的な国際理解講座開設を行います。	国際交流員による国際理解講座参加者数	4,375人/年 (R3実績)	6,125人/年	
7	13	妊娠・出産期の女性の健康支援に努めるとともに「性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」について、正しい知識の普及に努めます。	こども課	各種母子保健事業を通じて、性と生殖に関する健康・権利について、正しい知識の普及に努めます。	妊娠週数 11週以下の妊娠届出率	92.9% (R3年度実績)	92.50%	
7	13	安心して出産・子育てができるように、パパ・ママ教室の開催や不妊治療、妊婦の健康診査、訪問指導などの支援を行います。	こども課	安心して、出産・子育てができるように、妊娠・産婦健康診査、訪問指導、パパママ教室や赤ちゃん広場の開催、不妊治療費助成などの支援を行います。	妊婦健康診査受診者数	延 14,257人 (R3実績)	延 14,000人	
7	13	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にすることを育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。	学校教育課	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にすることを育むために、全小中学校で性教育を実施します。	児童・生徒の発達段階に応じた性教育の実施学校数	54校	54校	
7	14	ライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育に取り組めます。	健康課	健康教育を行うことで自己管理が行える人を増やす	職域を対象とした健康教育を実施する	5回/年	10回/年	
7	14	特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。	健康課	健康の保持・増進	特定健診受診率(対象者:40歳以上 74歳未満の都城市国民健康保険加入者)	49.4% (R3実績値)	60%	
7	14	女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。	健康課	女性特有の健康問題を市民に啓発する	・子宮がん検診受診率(対象者:20歳以上) ・乳がん検診受診率(対象者:40歳以上)	子宮がん:8% 乳がん:7% (R3実績値)	子宮がん:13% 乳がん:15%	

重点課題	施策の方向	具体的施策	担当課	具体的施策の取組の目的	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	基準値、目標値の数値設定が困難な理由
7	14	高齢者が自主的に社会参加や健康づくりができるように、地域を基盤として生きがい作りや地域貢献活動を実施する組織である高齢者クラブの活動を支援します。	福祉課	高齢者クラブの活動を通して高齢者が生きがいと健康づくり、地域貢献活動を通して、自立した活動ができるよう支援するため。	高齢者クラブ会員数	3,242 人	3,322 人	
7	14	スポーツを通して、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を営むことができるよう努めます。	スポーツ政策課	みんながスポーツ 1130 県民運動の推進啓発を実施	1 週間に 1 回 30 分以上の運動実施率	43.9%	55.6%(R7)	
7	14	自殺者の約 7 割を男性が占めている現状を踏まえ、生涯を通じた心身の健康保持のため、関係機関との連携を図るとともに、誰もが相談しやすい体制づくりや相談窓口の広報に努めます。	地域振興課	男性の置かれている社会的要因を踏まえ、包括的な健康支援を行います。	臨床心理士による「こころの相談」実施回数	9 回 (R3 年度実績)	10 回	
7	15	ハローワーク等の関係機関と連携して、就職を希望する母子世帯の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。	こども課	就職を希望する母子家庭の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供をするために、母子父子自立支援員を設置します。	相談件数	200 件	200 件	
7	15	ひとり親世帯の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、経済的支援を推進します。	こども課	ひとり親家庭の医療費の負担軽減を図るため、母子父子医療費助成事業を行い、経済的支援を推進します。	母子及び父子家庭医療費助成受給資格者数	5,388 人 (母子 4,948 人 父子 440 人)	-	医療費助成であるため、目標値の設定は困難である
7	15	就職に有利な資格の取得のために、養成訓練を受講するひとり親家庭の父母に対し、母子家庭等高等職業訓練促進給付金を支給します。	こども課	母子家庭及び父子家庭の生活を安定させ、経済的な自立を図るため、就職に有利な資格の取得を支援します。	母子家庭等高等職業訓練促進給付金申請者数	17 件 (R3 年度実績)	17 件	
7	15	ひとり親世帯に家庭生活支援員の派遣を行い、一時的な生活援助・保育サービス等を支援します。	こども課	ひとり親家庭の一時的な生活援助・保育サービス等が必要な場合、家庭生活支援員の派遣等を行います。	家庭生活支援員派遣登録世帯数	129 件(延べ) (R3 年度実績)	135 件 (延べ)	
7	15	ひとり親世帯が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、子育てに関わる相談体制の充実や延長保育などの特別保育サービスの支援を推進します。	保育課	ひとり親家庭が安心して子育てを出来るように、仕事と子育ての両立を支援するために、特別保育サービスの推進を行います。	ひとり親世帯の保育所等の入所者数	722 件 (R3 年度実績値)	-	関係機関との連携によりひとり親世帯の支援を行うため、目標値に設定するのは適当ではない
7	15	55 歳以上の方を対象に、公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会と連携し、就職訓練、就職支援相談及び就職促進に努めます。	商工政策課	少子高齢化が急速に進展し、働くことができる人全ての就労促進を図ることが社会として必要であることから、高齢者に対し、就労支援をすることを目的としているため	講習や説明会等の情報の広報掲載	2 件/年	7 件/年	
7	15	高齢者が少しでも長く在宅生活を継続するために、それぞれのニーズに合わせた必要な介護サービスを提供するとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に努めます。	介護保険課	身体機能の改善により、在宅で安心して暮らせる高齢者を増やすと共に、地域での通いの場や生きがいや役割を持って生活できるような居場所をつくるためにこけな いからだづくり講座の普及啓発に取り組みます。	こけな いからだづくり講座参加者人数(累計)	3420 人	4223 人	
7	15	障がい者の雇用について、企業等の理解を深めるとともに、就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進します。	福祉課	障がい者の雇用について企業の理解・協力を得て、障がい者の就労の機会を得ることが促進されるようにするため。	圏域企業向けの障がい者雇用に関するリーフレットの配布企業数	20 社	30 社	
7	15	経済的に困窮しているひとり親世帯のため、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。	保護課	生活維持手段がなく不安を抱えるひとり親世帯が、健康で文化的な生活水準を維持できるようにし、関係機関と連携して自立できるよう支援します。	被保護者の母子、父子世帯数	42 件 (R3 年度)	-	生活保護は生活困窮者の申請により始まり、申請者の立場に配慮し関係機関と連携しながら事業を進める必要があるため、目標値の設定は困難。

重点課題	施策の方向	具体的施策	担当課	具体的施策の取組の目的	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	基準値、目標値の数値設定が困難な理由
7	15	住宅に困窮する高齢者世帯、障がい者世帯等に対して、市営住宅への入居要件を緩和します。	住宅施設課	関係各課と連携して、対象者への入居を支援します。	入居支援実施件数	36件 (H30～R3年度 平均値)	-	関係各課との連携により、支援を行うため、目標値に数値を設定するのが困難である。
7	15	関係各課・関係機関と連携し、困難を抱え、支援を必要とする相談者に対応した支援や情報提供に努め、相談体制の充実を図ります。	地域振興課	適切な支援となるように相談者の状況に応じて、関係各課・関係機関との連携を図ることが重要であるため	関係各課・関係機関との連携件数	186件 (R3実績)	-	相談者の状況によって適切に支援を進めることが主眼であり、目標設定は適切でない
7	15	『生理の貧困』の問題に対し、女性と女兒の尊厳と健康を守り、経済的自立や抱える問題の解決に向けた取組を進めます。	地域振興課	女性と女兒の尊厳と健康を守るため、経済的な問題等から生理用品の購入が難しい方に生理用品を無償配布し、その際、関係課等と連携し、希望に応じて相談に繋げることで経済的自立や抱える問題の解決を図るもの。	生理用品の無償配布数・相談に繋がった件数	R4年9月より 無償配布開始	-	相談者の状況によって適切に支援を進めることが主眼であり、目標設定は適切でない
8	16	DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。また、あらゆる暴力についての正しい知識のための広報・啓発を推進します。	学校教育課	DVの発生を未然に防ぐために、自他の尊重について考えさせる人権教育を推進します。	若年者へのDV予防教育の実施学校数	54校	54校	
8	16	「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会をとらえ、女性に限らず、暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。	地域振興課	啓発週間を利用して、ジェンダーの平等やDV等に対する知識を学ぶ機会を設けることで、お互いを尊重する意識や対等な関係づくり、暴力の予防対策を推進する必要があるため	「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展の開催	1回	1回	
8	16	職場などにおいてセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた事業所での取組の推進について啓発に努めるとともに、性犯罪の未然防止のための広報・啓発を推進します。	地域振興課	職場での性別による固定的役割分担意識や多様化するハラスメントについて学習する機会を提供することで、働きやすい環境を推進する必要があるため	民間企業等への啓発活動件数	7件 (R3年度実績)	14件	
8	17	被害者の状況や相談内容に応じた対応、配慮ができるように関係各課・関係機関との連絡会議等で連携体制の強化を図ります。また、被害者が相談しやすく、プライバシーに配慮した相談体制を整備します。	地域振興課	関係機関との情報共有を図ることで対応者のスキルアップを目指し、安心して相談できるワンストップ相談窓口にする必要があるため	相談員の連携会議、研修・講座への派遣件数	10件 (R3年度実績)	10件	
8	17	相談者の必要に応じて関係各課・関係機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建に向けた適切な支援と情報提供を行います。	地域振興課	適切な支援となるように相談者の状況に応じて、関係課・関係機関との連携を図ることが重要であるため	関係課・関係機関との連携件数	186件 (R3年度実績)	-	相談者の状況によって適切に支援を進めることが主眼であり、目標設定は適切でない
8	17	被害者の状況に対応した支援が迅速・適切に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、性暴力被害者支援センター（さぼーとねっと宮崎）等の関係機関との緊密な連携を図ります。	地域振興課	被害者及び同伴者の意向に添いながら、適切に保護及び支援を行う必要があるため	相談員の連携会議、研修・講座への派遣件数	10件 (R3年度実績)	10件	
8	17	男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、必要に応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家による面接相談を設けるなどの支援を推進します。	地域振興課	法律・社会制度や行政サービスについて情報を得て、一人で悩むことのないよう、相談窓口の周知に努め、相談体制の充実を図るもの	弁護士や臨床心理士等の専門家による面接相談開設回数	19回 (R3年度実績)	20回	
8	17	相談者の様々な悩みやニーズに対応できるよう、相談員の研修を行い、被害者の支援体制を充実します。	地域振興課	対応者のスキルアップを目指し、安心して相談できる窓口にする必要があるため	相談員へのスーパービジョンの実施	3回 (R3年度実績)	3回	
8	18	被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。	地域振興課	適切な支援となるように相談者の状況に応じて、関係課・関係機関との連携を図ることが重要であるため	関係課・関係機関との連携件数	186件 (R3年度実績)	-	相談者の状況によって適切に支援を進めることが主眼であり、目標設定は適切でない

重点課題	施策の方向	具体的施策	担当課	具体的施策の取組の目的	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	基準値、目標値の数値設定が困難な理由
8	18	被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。	学校教育課	状況に応じて、こども課、福祉課、保育課との連携を行い、対応する。	関係機関等と連携体制にある学校数	54校	54校	
8	18	被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。	こども課	被害者の状況に応じて、安心・安全の確保のために関係機関との連携により被害者の支援を推進します。	新規相談件数	221件	-	関係機関との連携により被害者の支援を行うため、目標値に数値を設定するのは、適当でない。
8	18	被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。	保育課	被害者の必要に応じて、こどもが安心して教育・保育の提供を受けられるよう支援をする。また、関係機関と連携し、被害者の安全と安心の確保に努める。	新規相談件数	8件	-	関係機関との連携により被害者の支援を行うため、目標値に設定するのは適当ではない
8	18	被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。	福祉課	昨今の虐待事例においては、複合的な課題を抱えたケースが多く、相談対応課のみならず、関係各課との協力のもと、課題解決に取り組む必要があるため。	虐待対応件数	12件	-	被害者の状況に応じて適正に対応するのが当然であるため。
8	18	被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。	介護保険課	高齢者虐待は人権意識の高まりや介護サービスの浸透により問題が顕在化している。関係機関と密な連携を図り、対象者の生命や安全確保のため状況に応じ各種制度を活用しながら分離保護等の対応を行います。	養護者による高齢者虐待相談件数	34件	-	被害者の支援を行うため、目標値に数値を設定するのは、適当でない。
8	18	相談者の必要に応じて関係各課・関係機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建に向けた適切な支援と情報提供を行います。	地域振興課	適切な支援となるように相談者の状況に応じて、関係課・関係機関との連携を図ることが重要であるため	関係課・関係機関との連携件数	186件 (R3年度実績)	-	相談者の状況によって適切に支援を進めることが主眼であり、目標設定は適切でない
8	18	被害者の状況に対応した支援が迅速・適切に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)、性暴力被害者支援センター(さぼーとねっと宮崎)等の関係機関との緊密な連携を図ります。	地域振興課	被害者及び同伴者の意向に添いながら、保護及び支援を行う必要があるため	相談員の連携会議、研修・講座への派遣件数	10件 (R3年度実績)	10件	
8	18	被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実を図ります。	市民課	DV被害者が避難するために転出・転入等する場合のプライバシーの保護を支援すること、及び住民票及び戸籍附票の交付・閲覧の制限の申請を受ける際に、相談の内容に応じて関係各課と連携をとることにより、被害者へのスムーズな支援につなげます。	支援措置申出件数	90件	-	本事業は被害者の申請により実施されるものであり、関係各課・機関との連携を図り、相談者の立場に配慮した対応、適切な保護管理を行うことが主眼であり、目標値を設定することは適当ではない。
8	18	経済的に困窮し、不安を抱えるDV被害者のため、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。	保護課	生活維持手段がなく不安を抱えるDV被害者世帯の状況を把握し、関係機関と連携して支援します。	DV被害者申請件数	3件 (R3年度)	-	生活保護は生活困窮者の申請により始まり、申請者の立場に配慮し関係機関と連携しながら事業を進める必要があるため、目標値の設定は困難。
8	18	住宅に困窮するDV等の被害者に対して、市営住宅への入居支援を実施します。	住宅施設課	支援を求めているDV等の被害者に対して関係各課と連携を取りながら支援体制の確立を目指します。	DV等被害者からの相談件数	0件	-	関係機関との連携により、被害者の支援を行うため、基準値、目標値に数値を設定するのが困難である。

---

---

## 参 考 資 料

---

---

資料 1	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	90
資料 2	男女共同参画社会基本法	97
資料 3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	103
資料 4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	115
資料 5	都城市男女共同参画社会づくり条例	126
資料 6	都城市男女共同参画社会づくり条例施行規則	130
資料 7	都城市男女共同参画行政推進ワーキンググループ設置規程	131
資料 8	都城市男女共同参画センター設置規則	132
資料 9	令和3年度実施 男女共同参画に関する市民意識調査【概要】	133
資料10	第3次都城市男女共同参画計画（期間）実績報告	135
資料11	都城市男女共同参画社会づくり審議会 委員名簿及び開催状況	152
資料12	男女共同参画関連用語解説	156

## 資料1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979年（昭和54年）12月18日国連総会採択  
1980年（昭和55年）7月17日日本国署名  
1981年（昭和56年）9月3日発効  
1985年（昭和60年）6月25日日本国批准  
1985年（昭和60年）7月25日日本国効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。



## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利第8条締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを自的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全作業（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的 解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の 訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を

#### 組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

### 第4部

#### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

### 第5部

#### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日その後6箇月後を経過した時に行う。国際連

合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

### 策23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

### 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 資料2 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各



大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議

会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則（平成十一年一二月二二日法律一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

### 資料3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円

滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（令元法二四・一部改正）

## 第二節 一般事業主行動計画等

（令元法二四・改称）

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう

努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。



6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条繰下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条繰下）

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正）

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正）

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

（令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（令元法二四・一部改正）

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## 資料4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一第五条)

第三章 被害者の保護(第六条一第九条の二)

第四章 保護命令(第十条一第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条一第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)



(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において

「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関

して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)



(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定  
平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 資料5 都城市男女共同参画社会づくり条例

平成 18 年 9 月 22 日  
条例第 3 4 2 号

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条－第 14 条）

#### 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 15 条－第 23 条）

#### 第 3 章 都城市男女共同参画社会づくり審議会（第 24 条）

#### 第 4 章 雑則（第 25 条）

#### 附則

すべての人は元来、個人として尊重されるべき存在である。

本市においても、これまで個人の尊厳及び人権の尊重のため、男女平等の推進その他の様々な取り組みを進めてきたが、その実現を妨げるような性別による固定的な役割分担等を反映した社会通念や慣行が根強く存在している。その改善を図るために、男女共同参画に関する認識を深め、職場、家庭、地域等における社会通念や慣行の見直しを進めることが求められている。

男女共同参画の推進は、性差を否定するなど男女の区別をなくすことを目指すものではなく、また、伝統文化等を否定するものでもないため、性別による固定的な役割分担等を反映した社会通念や慣行の見直しに際しては、社会的な合意を得ながら進めることが大切である。

すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができ、かつ、すべての人が共に責任を担う男女共同参画社会の実現は、国の男女共同参画社会基本法においても 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題とされている。

本市においても、男女共同参画社会づくりの推進を重要課題の一つとして位置付け、市民、事業者及び教育に携わる者等と協働して、男女共同参画社会を実現するために、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に当たって、基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 すべての人の人権が尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もってすべての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内において就業又は就学する者及び市内に活動拠点を置く市民団体等に所属する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。

##### （すべての人の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、すべての人が、個人としての尊厳を重んぜられること、性別等による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることなど、すべての人の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会通念又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会通念又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮

されなければならない。

(政策等の立案及び決定等への参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、すべての市民が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案、決定等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(多様な活動へ携わる機会の確保)

第6条 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が多様な活動に携わることが出来る機会を確保するため、性別による固定的な役割分担等を反映して、職域、地域、家庭その他の分野における活動の主要な責任が、性別により偏ることがないように配慮されなければならない。

(生涯にわたる女性の健康への配慮)

第7条 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が、それぞれの性にかかわる身体的特徴についての理解を深め、法令に定める場合を除くほか、妊娠、出産その他の事項について自らの意思が基本的に尊重された上で、生涯にわたり健康で健全な生活を営むことができるように配慮されなければならない。

(教育における配慮)

第8条 男女共同参画社会の形成は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野の教育において、その促進に配慮されること、すべての人に生涯にわたる男女共同参画社会に関する教育及び学習の機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(国際理解及び国際協力)

第9条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組みと密接な関係を有していること及び本市における国際化の進展を考慮し、男女共同参画社会の形成は、国際理解及び国際協力の下に行われるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第10条 市は、第3条から前条までに規定する男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を主要な政策と位置付けて総合的に定め、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体等(以下「市民等」という。)、国並びに他の地方公共団体と連携を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、公衆に表示する情報において、男女共同参画社会の形成の促進を阻害するおそれのある表現を行わないようにしなければならない。
- 4 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市民の責務)

第11条 市民は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その雇用する者について、性別等による差別的取扱いを行わず、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その雇用する者の職業活動と家庭活動その他の活動とが両立できるよう配慮しなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第13条 教育に携わる者は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等による権利侵害の禁止)

第14条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、他の者の意に反する性的な言動により、その者に不利益を与えたり、就業、教育、生活その他の環境を害したりしてはならない。

3 何人も、配偶者その他の親密な関係にある者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(基本計画)

第15条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、第24条に規定する都城市男女共同参画社会づくり審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策を定めるに当たっての配慮等)

第16条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を定め、及び実施するに当たっては、この条例に規定する基本理念等に配慮しなければならない。

(情報収集及び調査研究)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を定めるに当たって必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(政策の立案及び決定への参画の促進)

第18条 市は、市における政策の立案及び決定へのすべての市民の参画を促進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱する場合においては、その委員の男女のいずれか一方が、委員総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

(市民等への支援)

第19条 市は、市民等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動の支援に努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第20条 市は、男女共同参画社会に関する市民等の理解を深めるため、広報活動等を行うものとする。

(事業者への協力及び是正の依頼)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、市の出資する法人及び補助金、交付金、貸付金等の財政支援を行う事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進への取組みに関して報告を求め、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(農林水産業及び商工業の分野における環境の整備)

第22条 市は、本市の男女共同参画社会の形成の促進において、農林水産業及び商工業の分野の重要性を考慮し、国、県その他の関係機関と連携して、当該分野において基本理念が早急に実現できるよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理等)

第23条 市は、この条例に規定する事項について、市民からの相談に応じるとともに、必要に応じて国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を図るものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等についての苦情の処理のために必要な措置及び性別等による差別的取扱いなどの男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合において、被害者の救済を図るために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第3章 都城市男女共同参画社会づくり審議会

(設置等)

第24条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要な事項を調査審議するため、都城市男女共同参画社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じて、基本計画の策定及び改定等、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策その他の重要事項を調査審議し、市長に答申すること。

(2) 必要に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。

3 前項各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

## 資料6 都城市男女共同参画社会づくり条例施行規則

平成 18 年 9 月 22 日公布  
規則第 315 号  
改正 平成 18 年 11 月 29 日規則第 331 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都城市男女共同参画社会づくり条例(平成 18 年条例第 342 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例に定める用語の例による。

(女性総合相談室の設置)

第 3 条 条例第 23 条第 1 項に規定する相談に応じるために、女性総合相談室を設置する。

(組織)

第 4 条 条例第 24 条に規定する都城市男女共同参画社会づくり審議会(以下「審議会」という。)は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、知識経験のある者、市内の市民団体及び事業所等の代表者、公募の市民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(補則)

第 10 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年度に委嘱する委員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 18 年 11 月 29 日規則第 331 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 資料7 都城市男女共同参画行政推進ワーキンググループ設置規程

令和4年7月29日

訓令第4号

都城市男女共同参画行政推進会議設置規程（平成17年度訓令第30号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 男女共同参画社会形成の促進に関する施策（以下「施策」という。）の円滑かつ効果的な推進を図るため、都城市男女共同参画行政推進ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 ワーキンググループの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 施策の企画及び推進に関すること。
- （2） 施策の関係部署の調整に関すること。
- （3） 施策について、調査、研究その他専門的な作業に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画行政の推進に関すること。

（構成）

第3条 ワーキンググループは、別表に掲げる職にある者がその所属する課の職員のうちから指名した者をもって組織する。

（会議の開催）

第4条 ワーキンググループは、地域振興課長が必要に応じて招集する。

2 ワーキンググループのリーダーは、地域振興課長が指名し、ワーキンググループの議長となる。

（関係者の出席）

第5条 必要に応じてワーキンググループに関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第6条 ワーキンググループの庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

附 則

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策課長、秘書広報課長、総務課長、職員課長、危機管理課長、地域振興課長、市民課長、環境政策課長、福祉課長、こども課長、保育課長、保護課長、健康課長、介護保険課長、農政課長、商工政策課長、みやこんじょPR課長、スポーツ政策課長、都市計画課長、住宅施設課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、消防局総務課長
---



## 資料8 都城市男女共同参画センター設置規則

平成22年3月26日

規則第21号

(設置)

第1条 都城市男女共同参画社会づくり条例(平成18年条例第342号)に規定する目的を推進するため、都城市役所内に都城市男女共同参画センター(以下「センター」という。)を設置する。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する相談に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する啓発活動に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成に関する各種広報に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関すること。

(開設時間等)

第3条 センターの開設時間は、次の各号に掲げる日を除いた午前9時から午後4時までとする。ただし、市長は必要があると認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から31日まで

(職員)

第4条 センターに必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## 資料9 令和3年度実施 男女共同参画に関する市民意識調査【概要】

### (1) 調査目的

平成28年度の意識調査以降、男女共同参画社会に向けた取組が進む中、現在の市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握するとともに、第4次都城市男女共同参画計画策定作業の基礎資料とするために実施しました。

### (2) 調査区域と対象者

区域 : 市内全域

対象者 : 18歳以上の市民3,000人(無作為抽出)

※10代、20代・・・70代、80代以上と年代で按分した無作為抽出

### (3) 調査方法

①郵送による配布・回収及びインターネット上での回収

②広く意見を募るため市HPにて調査対象外の方でも回答できるフォームを作成し、回答を募集

※アンケート内容は、ほぼ同一であるが調査対象者と分けて集計

### (4) 調査期間

令和3年6月1日(火)～6月29日(火)

### (5) 回収結果

配布件数	有効回答数	有効回収率
3,000件	954件 (うち郵送:757件 インターネット:197件) 市HP調査対象外の方からの回答:12件	31.8%

### (6) アンケートの項目

- ① 回答者の属性について
- ② 男女共同参画に関する意識について
- ③ 仕事・子育て・教育について
- ④ 男女共同参画の推進について
- ⑤ ハラスメント・暴力について
- ⑥ 男女共同参画社会づくりに関する取組についての御意見

### (7) アンケートの詳細な結果について

アンケートの詳細な結果については、下記QRコードから市のHPで確認することができます。



## ■ 市民意識調査でいただいた御意見の一部を紹介

- ・一番効果が出にくいかもしれないけれど、生きていくうえで一番大切なことかもしれないと思います。頑張ってください。 【30代：女性】
- ・男女平等といわれている社会ですが、男・女共に不利な部分はたくさんあると思う。少しずつ「男だから、女だから」という考えをする傾向がなくなってきているが、生活しにくい世の中だと思えることがたくさんあります。 【20代：女性】
- ・難しい問題だと思います。どちらが良いのではなく、平等に幸せに過ごせる世の中になって欲しいです。 【20代：女性】
- ・小学校や中学校などの教育の場で、男女で比べたり、分けたりすることを少しずつでもなくしていき、幼い頃から男女平等な社会を目指している意味や大切さを伝えていく。これから育っていく子どもたちがこの大切さを知ることによって社会進出の希望が持て、性別差別をされることなく自由に生きていける期待が高まる未来になるのではないかと考える。 【10代：女性】
- ・男性・女性の性別に関係なく、個々の能力・長所・得意分野・資格などが生かせる社会環境になってほしい。 【40代：男性】
- ・男女平等、性差別をなくすのは大切だが、生まれながらにして性差があるのは当然（男の方が力強い、女の人しか産めない等）。それを踏まえた上で、男女の別でなく、個人個人の特性を生かせる社会を作れたらと思います。 【50代：女性】
- ・男女共同参画の社会においては、近年いろいろな現場等において教育されて、向上してきていると思いますが、まだまだだと思います。今後とも学校、社会その他の組織を通して教育が必要だと思います。今後よろしく願いいたします。 【70代：男性】
- ・“男女”共同参画という言葉は、男女差別についての事のみであるように感じる。LGBTの方や障がいのある方は関係ないと感じている人も多そう。もっと男女共同参画の内容がわかるような、誰にでも当てはまるのだとわかるような言葉にならないかと思う。 【20代：女性】
- ・都都市に住む子育てを応援して下さろうという気持ちにいつも感謝しています。図書館や散歩の途中で我が子に「かわいいね」と声をかけてくださることは、このコロナ禍の中でとても励みになります。こどもの洋服を買いに行くと「男の子用」「女の子用」とはっきり区別してあってびっくりしたことがあります。女の子はピンク、男の子はブルー・・・自分たち親も知らぬ間に「女の子らしさ」「男の子らしさ」を植えつけているのかな・・・と思いました。長く続いた社会通念、習慣（こうあるべき）を変えるのは容易ではないと思いますが、私たち一人一人が「ちょっと違うんじゃない？」と声を挙げることで少しずつ変わっていったらいいなと思いました。アンケートに答えていくことで、自分自身どう思っているのか振り返ることができました。ありがとうございました。 【20代：女性】
- ・両親を見ていて、家庭のこの負担が偏っている状況でした。精神的に不安定になっている時の相談窓口があってほしいと思います。 【10代：男性】
- ・時代の流れと共に、性別格差はなくなっていると思う。しかしながら、男女には其々の違った役割分担があり、解消出来ない部分も多くある。これこそが多様性の1つではないだろうか。その中で、男女参画社会という言葉があり続けること自体が、人間の中で“格差”を意識させ、ダイバーシティ(多様性)との両立を妨げる要因だと考える。 【30代：男性】

## 資料10 第3次都城市男女共同参画計画（期間）実績報告

第3次都城市男女共同参画計画（以下「第3次計画」という。）の平成30年度から令和3年度までの取組実績に対する評価です。

各担当課（令和4年4月1日現在）の評価と都城市男女共同参画社会づくり審議会の評価を表示しています。

各欄の表示については、次のとおりです。

### 具体的施策

第3次計画の「基本目標」、「重点課題」及び「施策の方向」を実現するための具体的施策です。

### 重要業績評価指標 KPI

具体的施策の目標達成度合いを測る指標となるものです。

### 計画期間の最終目標値

第3次計画期間中に達成すべき目標値です。

### 令和3年度実績値

令和4年4月1日現在の実績値を表示しています。

### 取組の状況

第3次計画期間（平成30年度から令和3年度）の各担当課の具体的施策の取組状況です。

### 自己評価

各担当課の取組状況に対する自己評価です。評点の内容は、以下のとおり。

【評点】 5：大いに推進された 4：やや推進された 3：どちらともいえない  
2：やや後退した 1：大いに後退した

### 審議会評価

都城市男女共同参画社会づくり審議会による重点課題についての評価です。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により取組を実施できなかった施策もあります。

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価

1 すべての人の人権の尊重

「差別の配慮」は計画期間中で浸透しているが、社会の状況を見ると「差別の排除」の段階とは言い難い。コロナ禍において、DV問題も指摘されている。引き続き、積極的な広報・啓発が必要である。

3

(1) 性別等にかかわる差別の排除

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆市が発行する広報紙、ラジオ、ホームページ等、多様なメディアを通じ、人権意識の高揚、差別意識の解消につながる広報・啓発を推進します。	秘書広報課	広報紙やラジオ、ホームページなどにおいて、人権意識の高揚、差別意識の解消につながる広報を行い、また、表現に留意する ↓(令和2年実施状況報告より変更)人権啓発及び児童虐待に関する特集ページ数	1頁	1.5頁	・H30年度 広報8月号に「人権啓発強調月間」(0.5頁)、広報11月号に「児童虐待防止推進月間」(0.5頁)の記事を掲載。 ・R元年度 広報11月号に「児童虐待防止推進月間」(0.5頁)の記事を掲載。あわせて、SNSの活用により若年層への啓発を強化。 ・R2年度 人権啓発強調月間運動期間や、市・NPOなどが実施するイベントに併せて、広報紙に啓発記事をこまめに掲載。最新情報を広報紙・ホームページ・ラジオ等多様な媒体を利用しながら、漏れなく市民に周知した。 ・R3年度 広報8月号に「人権啓発強調月間」(0.5頁)、広報11月号に「児童虐待防止推進月間」(1頁)の記事を掲載。内容に合わせてこまめに発信することで、継続的な人権意識の高揚に繋がった。	4
◆「人権啓発強調月間」や「人権週間」など、各種の機会を通じて、人権問題に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。	生涯学習課	人権啓発講演会参加者数	800名	0回 0名 (新型コロナウイルスのため)	・平成30年度は「はじめてのLGBT(性的少数者)〜誰もが住みやすい街づくりを目指して」についてなど3回、令和元年度は「災害と人権〜そのとき命を守る、準備と行動〜」についてなど3回開催し、啓発活動を行った。 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点より、令和2年度、令和3年度の人権啓発講演会は実施できなかった。	2
◆学校や家庭において機会を通じて、児童生徒と保護者が人権に対する尊重の精神の醸成を図ります。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	・H30年度～R3年度 参観日の授業や、学校便り、学級通信等で人権学習の内容を保護者も共有できるようにしている。	5
◆関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境を整備し、性別等にかかわる差別に関する実態の把握に努めるとともに、被害者保護のための施策を図ります。また、関係機関と連携し、差別を防止・対処するための体制の構築を進めていきます。	コミュニティ文化課→地域振興課	市民意識調査「平等である」と回答した人の割合の平均値	35%	44.5%	R3年度 男女共同参画に関する市民意識調査を実施した。アンケート対象者 3,000名 年代ごとに案分して無作為抽出回答数 954 (回答率:31.8%)	5
◆人権問題に関する市職員の認識を深めるため、職員研修を実施します。	職員課	新規採用職員研修	1回	1回	・毎年、新規採用職員研修に組み込んで実施している。	4

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価

2 意識改革のための広報・啓発

コロナ禍で思うような活動が展開できてはいないが、オンラインの活用などコロナ禍での啓発活動について工夫も必要である。

4

(2) 人権に対する理解と共感を広げる広報・啓発活動の展開

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆男女共同参画の理解促進を図るため、対象やテーマ、年代に応じ、戦略的に広報・啓発に取り組めます。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	8回	1回(61人)	H30年度 アンガーマネジメント講座やおとうさん料理教室、メイクアップ講座等6回講座を実施した。 R元年度 以下の講座を実施した ・人権擁護委員「民間企業等への啓発について」 ・東小学校家庭教育学級「男女共同参画について」 ・児童クラブ「男女共同参画について」 NPO団体への啓発の結果、小学校低学年への出前講座が実施できた。今後継続して啓発先の開拓を行う R2年度 児童クラブや高校生に男女共同参画社会づくりについて、出前講座を行った。 R3年度 ラジオ出演時や、他課で行われる説明会で、出前講座について啓発を行った。講座の開催時のアンケートでは、全員が自分にとって大切な講座であったと答えた。	4
◆「男女共同参画週間」や「人権週間」など、多様な機会を捉えて、男女平等の問題に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。	生涯学習課	人権週間(12月4～10日)に全職員の人権バッジ着用	1回	1回	・12月4日から10日にかけての人権週間に合わせて、毎年全職員に対してワッペンを着用を依頼し、啓発に努めた。	4
◆「男女共同参画週間」や「人権週間」など、多様な機会を捉えて、男女平等の問題に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	同上	同上	同上	4
◆市が発行する広報紙、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じて広く男女共同参画に関する広報・啓発を推進します。	秘書広報課	広報紙やラジオ、ホームページなどにおいて、人権意識の高揚、差別意識の解消につながる広報を行い、また、表現に留意する ↓(令和2年実施状況報告より変更)男女共同参画及び女性に対する暴力をなくす運動に関する特集ページ数	1.5頁	1.5頁	・H30年度 広報6月号に「男女共同参画週間」(0.5頁)、広報11月号に「女性に対する暴力をなくす運動期間」(0.5頁)の記事を掲載。 ・R元年度 広報6月号に「男女共同参画週間」(0.2頁)、広報11月号に「女性に対する暴力をなくす運動期間」(0.5頁)の記事を掲載。あわせて、SNSの活用により若年層への啓発を強化。 ・R2年度 広報6月号に「男女共同参画週間」(1頁)、広報11月号に「女性に対する暴力をなくす運動期間」(1頁)の記事を掲載。最新情報を広報紙・ホームページ・ラジオ等多様な媒体を利用しながら、漏れなく市民に周知した。 ・R3年度 広報6月号に「男女共同参画週間」(0.5頁)、広報11月号に「女性に対する暴力をなくす運動期間」(1頁)の記事を掲載。内容に合わせてこまめに発信することで、継続的な人権意識の高揚に繋がった。	4
◆男女が相互に協力し、仕事、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	同上	同上	同上	4
◆社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検討するとともに、男女共同参画に関する施策がどのような効果を生じているかの調査を継続して進めます。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	同上	同上	同上	4

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価

2 意識改革のための広報・啓発

行政の取組によって、表現に対する意識は高まっている。しかし、「すべての人」という時、どこまでを意識した人権尊重となっているだろうか。今後はもっと踏み込むべきだと感じる。

4

(3) すべての人の人権を尊重した表現の推進

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆市が発行する広報紙、印刷物について、性別や障がい、人種等に基づく固定観念にとらわれず、すべての人の人権を尊重した表現となるように配慮します。	全部局	(秘書広報課)広報紙において、性別や障がい、人種にとらわれない表現となるよう留意します。 (地域振興課)国際理解及び多文化共生社会の創造を図ります。 (地域振興課)すべての人を対象とし、性別等の固定観念にとらわれない表現に配慮します。 (市民課)各種証明の申請書や届書については、法令や国からの事務処理要領等に定められたものを除き、性別欄の削除を行う。 (健康課)障がい、人種にとらわれない表現となるよう留意します。 (生涯学習課)公民館加入全世界に「人権啓発特集号」を配布 (消防局総務課)消防吏員募集のポスター・チラシ・ホームページなど性別にとらわれない人材を起用します。 (各総合支所)行政連絡文書において、性別や障がい、人種にとらわれない表現となるよう留意する。	—	—	(秘書広報課)H30年度～R3年度 広報の内容や表現について、すべての人権を尊重した表現になっているか、発行前に担当全員でチェックを行った。 (地域振興課)本市に居住する外国人の人数が増加する中、ニーズに合わせた言語対応のガイドブック作成ややさしい日本語を併記した翻訳などいろいろな場面に対応しながらの取組みを実施している。 (地域振興課)平成30年度男女共同参画行政推進会議連絡会で説明令和元年度 連絡会委員を対象に研修会実施講師;県男女共同参画センター外山氏福島県広報物表現ガイドラインを配布令和2年度 市職員を対象に、掲示板(LAN)で「言葉遣いに気を付けよう」、「違いを受け入れよう」それは、ハラスメント?～誰もが加害者になる可能性あり～と、福島県政広報物表現ガイドライン等で表現について啓発を行った。令和3年度 新型コロナウイルスにより実施なし (市民課)各種証明の申請書及び届書については現段階で対応できる性別欄削除について実施できた。広報紙など市民の方への案内やお知らせの文書については、すべての人の人権を尊重した表現となるよう配慮できた。 (健康課)健(検)診の啓発媒体の表現において、障がいや人種にかかる表現をしないかった。 (生涯学習課)人権週間に合わせて12月1日に人権啓発特集号を47500部発行 (消防局総務課)H30年度 ポスター・チラシ・HPへ女性消防士の情報の掲載R元年度 消防吏員募集のポスター・チラシ・HPなど性別にとらわれない表現で広報し、インターシップを通し消防業務を広く広報した。 R2年 ポスター・チラシ・HPへの女性消防士の情報を記載した。 R3年 コロナ禍のため、zoomを使用し、女性に特化したインターシップ(消防女子茶話会)を開催し、女性消防士の活躍を紹介した。 (各総合支所)自治公民館加入全世界に配布する文書について、男女共同参画の視点に立つて作成。苦情や意見は特に寄せられていない。性別や障害、人権にとらわれない表現であるか、発生前に地域振興課で確認した。	—
◆市が発行する広報紙、ホームページ、印刷物について、性別や障がい、人種等に基づく固定観念にとらわれず、すべての人の人権を尊重した表現となるように配慮します。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画行政推進会議連絡会で表現方法について説明	1回/年	0回 (新型コロナウイルスのため)	H30年度・令和元年度 男女共同参画行政推進会議連絡会で表現方法について説明を行った。 令和2年度・令和3年度 新型コロナウイルスに感染拡大により男女共同参画行政推進会議連絡会を実施することができなかった。	3
◆学校における、様々なメディアからの情報を正しく理解する能力の向上や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとれる態度の育成など、メディア・リテラシーの向上・育成に努めます。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	・H30年度 全児童生徒を対象に年1回以上実施 ・R元年度～R3年度全ての学校で年1回以上実施	5

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価

2 意識改革のための広報・啓発

計画期間中に全小中学校で男女混合名簿が導入されたことや中学校の制服について、女子生徒がスカートとストッキングを選択できるようになったことなどは評価できる点である。教育分野においては、今後も児童・生徒の声を拾いながら、見直しを図っていくことが求められる。

4

(4) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆職場、学校、地域及び家庭などにおいて、慣習・慣行が男女共同参画の視点に立つて、見直しが進められるように広報・啓発に取り組み、相談体制の充実にも努めます。	コミュニティ文化課→地域振興課	ふれあいアンケート「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に「反対」or「どちらかといえば反対」の割合	68.3%	66.6%	令和元年度 男女共同参画行政推進会議連絡会を2回開催し、外部講師による研修を実施し、福島県発行の「県政広報物表現ガイドライン」を配布し、男女共同参画の視点に立った表現となるよう説明を行った。 令和2年度 連絡会(職員)で表現の方法や固定観念について説明を行う。 令和3年度 男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす週間等で広報紙、ラジオ、パネル展開催等では啓発を行った。	4
◆男女共同参画の理解促進を図るために、テーマや年代に応じた講座を開催するなど、広報・啓発に取り組みます。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	8回	1回(61人)	H30年度 アンガーマネジメント講座やおとうさん料理教室、メイクアップ講座等6回講座を実施した。 R元年度 以下の講座を実施した ・人権擁護委員「民間企業等への啓発について」 ・東小学校家庭教育学級「男女共同参画について」 ・児童クラブ「男女共同参画について」 NPO団体への啓発の結果、小学校低学年への出前講座が実施できた。今後も継続して啓発先の開拓を行う R2年度 児童クラブや高校生に男女共同参画社会づくりについて、出前講座を行った。 R3年度 ラジオ出演時や、他課で行われる説明会で、出前講座について啓発を行った。講座の開催時のアンケートでは、全員が自分にとって大切な講座であったと答えた。	4
◆男女共同参画に関する法令や市の計画について、理解を広げるための広報・啓発に取り組みます。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	同上	同上	同上	4
◆小・中学校において、男女混合名簿の活用が図られるよう、啓発・推進します。	学校教育課	推進学校数	54校	54校	・H30年度～R元年度 男女混合名簿の活用が図られるよう、啓発・推進 ・R2年度～R3年度全小・中学校が混合名簿を使用	5
◆教育の分野においても各人がその個性と能力を十分に発揮できるように、性別による固定的な役割分担などを反映した慣行等を見直すための意識改革を進めます。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	・H30年度 性別による固定的な役割分担等を見直すための意識改革研修実施 ・R元年度～R3年度道徳や日常の学校生活における、委員会活動、行事等において、子ども一人一人の個性ややる気等を尊重して役割分担を行っている。	5

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(5) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価						
		学校における男女共同参画については、アンコンシャス・バイアスの壁があると感じる。「子どもの頃からの男女共同参画の促進」なら、子どもに伝える大人が男女共同参画についてしっかりと認識していく必要がある。性に関する教育はまだ不十分であると感じる。				4
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆児童・生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、社会性や勤労観・職業観を持って主体的に進路選択できる力を身につけることができるように、職場体験やインターンシップなどの体験活動の実施など、総合的な教育を推進します。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	・H30年度～R3年度 「家事は女性が行う」等の偏見や差別を解消するために、全ての学校で「弁当の日」を設定し、性別に関係なく弁当作りを行うことでジェンダーフリーに取り組んでいる。	5
◆共に支え合う社会の一員として、男女が協力して家庭を築き、家庭や地域での生活を創造する能力と実践的な態度を育てる教育を推進します。	学校教育課	文書や啓発物送付等の情報発信対象校	54校	54校	・H30年度～R3年度 家庭の日を有効利用し、家族の絆を深めながら、その中で男女協働について考えるきっかけを作るために、資料配布を行っている。	5
◆心身ともに健康で健やかな児童・生徒の育成を目指して、関係機関等との連携体制の整備を図りながら性に関する教育を推進します。	こども課	健康教育講師派遣	—	1件	学校生徒を対象にした健康教育では、命や性に関する知識を伝えるだけでなく、その後自分のことと考えられるような資料を作成するよう努めた。	3
◆児童・生徒の人権感覚を育む人権尊重に関する正しい知識や望ましい価値観、さらに、よりよい人間関係を育てるための技能の育成を推進します。	学校教育課	人権教育職員研修の実施	54校	54校	・H30年度 教職員を対象に人権教育職員研修を実施 ・R元年度～R3年度年に1回以上、全学校で人権研修を実施	5
◆道徳教育において、互いの人格の尊重を基盤としながら、異性についての理解を深め、共に友情を築き、成長しようとする態度を育てる教育を推進します。	学校教育課	実施学校数	54校	19校	・H30年度～R元年度男女共同参画、ジェンダー平等、LGBTQについての基礎知識、「性自認」「性的指向」の理解などを対象とした教育を全学校で推進 ・R2年度～R3年度男女共同参画、ジェンダー平等、LGBTQについての基礎知識、「性自認」「性的指向」の理解などを対象とした教育を複数の学校で推進	3
◆男女共同参画について、子どもの頃から理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの自己肯定力の育成・自己決定権について広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	8回	1回(61人)	H30年度 アンガーマネジメント講座やおとう飯料理教室、メイクアップ講座等6回講座を実施した。 R元年度 以下の講座を実施した ・人権擁護委員「民間企業等への啓発について」 ・東小学校家庭教育学級「男女共同参画について」 ・児童クラブ「男女共同参画について」 NPO団体への啓発の結果、小学校低学年への出前講座が実施できた。今後も継続して啓発先の開拓を行う R2年度 児童クラブや高校生に男女共同参画社会づくりについて、出前講座を行った。 R3年度 ラジオ出演時や、他課で行われる説明会で、出前講座について啓発を行った。講座の開催時のアンケートでは、全員が自分にとって大切な講座であったと答えた。	4
◆小・中学校において、男女混合名簿の活用が図られるよう、啓発を推進します。【再掲】	学校教育課	導入学校数	54校	54校	・H30年度～R元年度 男女混合名簿の活用が図られるよう、啓発を推進 ・R2年度～R3年度全小・中学校が混合名簿を使用	5

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(6) あらゆる分野における教育・学習機会の充実

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価						
		研修では子ども達の声を聞く場も必要と考える。子どもたちがどんな風にいるのかを理解し、大人がその声にどのように応えていくのかを考えることが大切である。今後はリモートで講座ができるような環境整備も必要である。				4
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努め、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて、広報活動を通して学習の機会を提供します。	学校教育課	人権教育職員研修の実施	54校	54校	・H30年度 教職員を対象に人権教育職員研修を実施 ・R元年度～R3年度年に1回以上、全学校が校内研修や、市や県主催の講座に参加	5
◆日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努め、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて、広報活動を通して学習の機会を提供します。	生涯学習課	人権講座開催数	14回	2回(62人)	・平成30年度及び令和元年度は、目標値に近い開催が行えた。 ・新型コロナウイルスのため、令和2年度は年間事業休止、令和3年度も半年以上事業休止を行い、広報活動及び講座実施が満足に行なえなかった。	2
◆「男女共同参画週間」、「人権週間」など、多様な機会を捉えて研修会を開催するなど、より多くの市民に対して男女共同参画を学習する機会を提供します。	生涯学習課	講演会の男性の参加者数	310名	0名 (新型コロナウイルスのため)	・平成30年度は「はじめてのLGBT(性的少数者)～誰もが住みやすい街づくりを目指して」についてなど3回、令和元年度は「災害と人権～そのとき命を守る、準備と行動～」についてなど3回開催し、男性参加者数についても目標値を大きく超える活動を行えた。 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点より、令和2年度、令和3年度の人権啓発講演会は実施できなかった。	3
◆「男女共同参画週間」、「人権週間」など、多様な機会を捉えて研修会を開催するなど、より多くの市民に対して男女共同参画を学習する機会を提供します。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	8回	1回(61人)	H30年度 アンガーマネジメント講座やおとう飯料理教室、メイクアップ講座等6回講座を実施した。 R元年度 以下の講座を実施した ・人権擁護委員「民間企業等への啓発について」 ・東小学校家庭教育学級「男女共同参画について」 ・児童クラブ「男女共同参画について」 NPO団体への啓発の結果、小学校低学年への出前講座が実施できた。今後も継続して啓発先の開拓を行う R2年度 児童クラブや高校生に男女共同参画社会づくりについて、出前講座を行った。 R3年度 ラジオ出演時や、他課で行われる説明会で、出前講座について啓発を行った。講座の開催時のアンケートでは、全員が自分にとって大切な講座であったと答えた。	4
◆すべての人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られる「法識字」の推進を図ります。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	・H30年度～R3年度小学校(は6年生の歴史分野、中学校では1・2年の歴史分野、3年生の公民で、人権について学習している。	5
◆すべての人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られる「法識字」の推進を図ります。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	同上	同上	同上	4

◆出前講座を開催するなど、市民が身近な場所で男女共同参画について学習できる機会を充実します。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	同上	同上	同上	4
◆男女共同参画を学習する対象者の年代や課題に対応した学習機会を提供します。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	同上	同上	同上	4
◆セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど多様化するハラスメントの防止に向けた広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	同上	同上	同上	4
◆男女共同参画社会づくりの理念について研修啓発を行います。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画行政推進会議連絡会で表現方法について説明	1回/年	0回 (新型コロナウイルスのため)	H30年度・令和元年度 男女共同参画行政推進会議連絡会で表現方法について説明を行った。 令和2年度・令和3年度 新型コロナウイルスに感染拡大により男女共同参画行政推進会議連絡会を実施することができなかった。	3

## II あらゆる分野における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】

### 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### (7) 市の政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆市の審議会等委員について、幅広い分野から女性の人材についての情報の収集を進め、女性委員の登用を推進します。	全部局 コミュニティ文化課→地域振興課	市の審議会等における女性の割合	40%	27.3%	平成30年度 幅広い分野から女性の人材についての情報の収集を進め、女性委員の登用について各課に依頼します。 令和元年度 審議会等における女性の割合の調査時に、男女共同参画社会づくり条例に基づき、委員の性別が偏らないための取組を依頼している。男女共同参画行政推進会議幹事会、連絡会においては、各課の審議会等の状況について一覧表にして「見える化」している令和2年度 調査依頼時や会議等の連絡の際、委員等の選出で男女比率が片寄らないよう依頼した。 令和3年度 審議会等の調査時に、各課長あてに、女性の登用について依頼した。	2
◆市管理職への女性職員の登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適性を見極め、積極的に登用を図ります。また、女性が管理職として働きやすい環境づくりに努めます。	職員課	管理職に占める女性管理職の比率	15%	17%	・性別にとらわれることのない市管理職への職員登用の実施 ・「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」改定(R3～R7年度)	5

## II あらゆる分野における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】

### 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### (8) 事業等の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆女性経営者等の育成を支援するため、商工団体等と連携し、会員企業等に対する女性登用の啓発に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	24回/年	0回 (新型コロナウイルスのため)	・H30年度 総会等で女性登用の啓発を実施した。 ・R元年度 総会等で女性登用の啓発を実施した。 ・R2年度 新型コロナウイルス感染症の影響で、総会等が実施されず、啓発活動ができなかった。 ・R3年度 例年、総会等企業が集まる場での啓発を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響で、総会等が実施されず、啓発の機会がなかった。	3
◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組について啓発に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	2回/年	2回/年	・H30年度 就職説明会等で配布資料に内容を掲載。該当企業にはシンボルマークの表示を実施。また、説明会等で周知活動を実施した。 ・R元年度 企業が集まる求人受理説明会における認定制度の説明や宮崎県就職説明会での配布資料へ認定制度の説明を掲載するなど、制度自体の認知度を上げるために啓発を実施。説明会においては認定取得企業のブースへ認定マークの掲示を行った。 ・R2年度 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、夏の就職説明会が中止となったため、啓発活動が行えなかった。 ・R3年度 都城圏域就職説明会での配布資料へ認定制度の説明を掲載するなど、制度自体の認知度を上げるために啓発を実施した。	4
◆農林水産業の事業経営における政策・方針決定過程等への女性参画を拡大し、女性の意思がより反映されるような経営体制の構築に向けた取組を推進します。	農政課	人・農地プラン審査検討委員会の女性委員の数/委員総数	36%	27.2%	・農業委員から選任された女性農業委員を、都市圏人・農地プラン審査検討委員とした。	3
◆女性リーダーの養成や女性活動団体の連携のための各種学習機会を充実し、指導的な役割を果たす新たな人材の育成を図ります。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	8回	1回(61人)	H30年度 アンガーマネジメント講座やおとう飯料理教室、メイクアップ講座等6回講座を実施した。 R元年度 以下の講座を実施した ・人権擁護委員「民間企業等への啓発について」 ・東小学校家庭教育学級「男女共同参画について」 ・児童クラブ「男女共同参画について」 NPO団体への啓発の結果、小学校低学年への出前講座が実施できた。今後も継続して啓発先の開拓を行う R2年度 児童クラブや高校生に男女共同参画社会づくりについて、出前講座を行った。 R3年度 ラジオ出演時や、他課で行われる説明会で、出前講座について啓発を行った。講座の開催時のアンケートでは、全員が自分にとって大切な講座であったと答えた。	4
◆企業や地域など、様々な分野で活躍する人材の発掘に取り組みとともに、女性リーダーの資質を有する人材の把握に努め、積極的な活用を図ります。	コミュニティ文化課→地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	90件(延べ)	85件(7件/年)	平成30年度 男女共同参画関係団体や審議会、協議会等との人事交流の場を提供し、講座、研修など民間企業や学校等へも啓発を実施令和元年度 民間企業等に啓発の結果、8月実施の人材育成講座に新たに1社(1名)の参加あり、団体との連携により、人材育成講座に数名の参加あり ・初めて、児童クラブ・児童館で出前講座を実施した令和2年度・令和3年度 企業、団体に女性活躍推進事業で行うスキルアップセミナー等事業の啓発を行った。また、男女共同参画週間等、ラジオ出演等で啓発を行った。	3



◆まちづくり協議会、自治公民館等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むように、関係機関等と連携を取りながら、研修・講座を開催し、啓発と人材育成に努めます。	コミュニティ文化課→地域振興課	まちづくり協議会の女性役員の割合	14.5%	14.5%	平成30年度 出前講座を実施し、対象者に応じた講座資料を作成し、理解促進を図った。 令和元年度 女性活躍推進協議会委員に人材育成講座を啓発するとともに女性活躍推進計画のパンフレットを講座の参加者に配布した。 令和2年度 男女共同参画社会づくりについて出前講座を実施した。 令和3年度 男女共同参画週間等に実施する広報紙掲載、パネル展、ラジオ出演時において役割分担意識の解消や、地域に女性の参画を促すような啓発を実施した。	3
--	-----------------	------------------	-------	-------	---	---

## II あらゆる分野における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】

### 5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

#### (9) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価						
子育て支援において、多様なライフスタイルへの対応は不可欠である。一方で「子どもが幸せになる権利」も保証されているかを踏まえて対策の中身の見直しも必要である。						4
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブや児童館等、子どもの居場所づくりの支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。	保育課	放課後児童クラブ事業の開設数	71箇所	71箇所	・事業の継続 ・直営児童クラブの委託化	5
◆共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブや児童館等、子どもの居場所づくりの支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。	こども課	児童館利用者数	76,500人	52,331人	・市のホームページで児童館の活動を児童館だよりとして掲載した。 ・子育てガイド等による児童館利用の周知を行った。	3
◆女性が母性を尊重され、働きながら安心して妊娠・出産をするためには、家族や職場の理解、協力が重要であることから、女性がその能力を発揮し生涯を通じて健康で働き続けられるように、働く女性のための法制度の周知や、相談に努めます。	こども課	母子健康手帳交付数	—	1,208件	・母子健康手帳交付時及び各事業において、働く女性・男性のための出産・育児制度や相談窓口を周知し、保健センター内に、働く女性のための妊娠・出産に関するポスターの掲示やリーフレットを設置。 ・働く女性より妊娠・出産に関する制度に関する相談があった場合は必要に応じ、関係機関を紹介。	3
◆休日保育、一時預かり、延長保育、病児・病後時保育など、多様な保育サービスの充実を促進します。	保育課	一時預かり、延長保育、病後児保育利用者延べ人数	一時 211,500 延長 37,300 病児 200人	一時 184,662 延長 41,459 病児 495人	・病児施設新規開設に係る周知、および事業の継続	4
◆市民同士の共助の仕組みであるファミリー・サポート・センターを広く周知し、地域全体で子育てを支援する環境づくりを促進します。	保育課	ファミリーサポートセンター利用件数	5,600件	6,392件	・事業の継続 ・援助会員の養成	5
◆休日保育、一時預かり、延長保育、病児・病後時保育など、多様な保育サービスの充実を促進します。	保育課	子育て支援センター利用者延べ人数	44,200人	52,991人	・3密を回避したイベントの開催	4
◆育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、多様な働き方を促進するための取組について啓発を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	90件(延べ)	85件(7件/年)	平成30年度 男女共同参画関係団体や審議会、協議会等との人事交流の場を提供し、講座、研修など民間企業や学校等へも啓発を実施令和元年度 民間企業等に啓発の結果、8月実施の人材育成講座に新たに1社(1名)の参加あり、団体との連携により、人材育成講座に数名の参加あり ・初めて、児童クラブ・児童館で出前講座を実施した令和2年度・令和3年度 企業、団体に女性活躍推進事業で行うスキルアップセミナー等事業の啓発を行った。また、男女共同参画週間等、ラジオ出演等で啓発を行った。	3

## II あらゆる分野における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】

### 5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

#### (10) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価						
民間への働きかけを積極的に行っていくことが重要である。仕事と家庭の両立が、様々な事情でできない世帯もある。両立が難しい状況に対し、どのようにアプローチ、支援していくかの視点も大切である。						3
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆仕事と家庭の両立支援に積極的な企業を広く紹介することで先立企業の社会的評価の向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援制度等の情報提供に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	2回/年	2回/年	・H30年度 就職説明会等で配布資料に内容を掲載、該当企業にはシンボルマークの表示を実施。また、説明会等で周知活動を実施した。 ・R元年度 企業が集まる求人受理説明会においてのポジティブアクションやひなたの極みなどの認定制度の説明、配布資料への掲載するなど、制度自体の認知度を上げるために啓発を実施。 ・R2年度 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、夏の就職説明会が中止となったため、啓発活動が行えなかった。 ・R3年度 都城圏域就職説明会での配布資料へ認定制度の説明を掲載するなど、制度自体の認知度を上げるために啓発を実施。求人受理説明会は開催中止となったが、企業に向けた資料配布があり、認定制度の説明に関して掲載した資料を作成した。	4
◆市職員の仕事と育児・介護等の両立を図るため、休業制度等の利用促進に努めます。	職員課	男性職員の出産補助休暇等取得率	98%	100%	・休暇休業制度の周知 ・配偶者の妊娠・出産を申し出た職員に対して、個別面談等により育児休業制度の周知や休暇等取得意向確認を行う取組みを開始(R3年度)	4
◆少子・高齢化が進展する中で、男女が仕事と育児・介護を両立させることができ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにするため、仕事と家事・育児・介護等の両立に関する意識啓発を進めます。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	8回	1回(61人)	H30年度 アンガーマネジメント講座やおう飯料理教室、メイクアップ講座等6回講座を実施した。 R元年度 以下の講座を実施した ・人権擁護委員「民間企業等への啓発について」 ・東小学校家庭教育学級「男女共同参画について」 ・児童クラブ「男女共同参画について」 NPO団体への啓発の結果、小学校低学年への出前講座が実施できた。今後も継続して啓発先の開拓を行う R2年度 児童クラブや高校生に男女共同参画社会づくりについて、出前講座を行った。 R3年度 ラジオ出演時や、他課で行われる説明会で、出前講座について啓発を行った。講座の開催時のアンケートでは、全員が自分にとって大切な講座であったと答えた。	4

◆育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、多様な働き方を促進するための取組について啓発を推進します。【再掲】	コミュニティ文化課→地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	90件(延べ)	85件(7件/年)	平成30年度 男女共同参画関係団体や審議会、協議会等との人事交流の場を提供し、講座、研修など民間企業や学校等へも啓発を実施令和元年度 民間企業等に啓発の結果、8月実施の人材育成講座に新たに1社(1名)の参加あり、団体との連携により、人材育成講座に数名の参加あり ・初めて、児童クラブ・児童館で出前講座を実施した令和2年度・令和3年度 企業、団体に女性活躍推進事業で行うスキルアップセミナー等事業の啓発を行った。また、男女共同参画週間等、ラジオ出演等で啓発を行った。	3
◆男性の家事・育児等に対する知識やスキルの向上のための講座等を開催し、「男性の家事・育児等への参画」を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	同上	同上	同上	4

## II あらゆる分野における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】

### 6 働く場における男女共同参画の推進

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価	
待遇改善は社会的な問題であるが、女性の多くが非正規雇用とならざるを得ない現状に対し、市としてできる努力の範囲を整理し、しっかり示すことが求められる。市の女性管理職の割合については、目標は達成しているものの、目標自体が低いと思われる。	3

#### (11) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終 目標値	令和3年度 実績値	取組の状況	自己評価
◆市管理職への登用については、性別にとらわれず、個々の能力や適正を見極め、積極的に登用を図ります。	職員課	管理職に占める女性比率	15%	17%	・性別にとらわれないことのない市管理職への職員登用の実施 ・「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」改定(R3~R7年度)	5
◆労働者が性別により差別されることなく能力が発揮できるような雇用環境の整備のために、男女雇用機会均等法の周知・啓発に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	2回/年	2回/年	・H30年度 就職説明会等で配布資料に内容を掲載。該当企業にはシンボルマークの表示を実施。また、説明会等で周知活動を実施した ・R元年度 企業が集まる求人受説明会においてのポジティブアクションやひなたの極みなどの認定制度の説明、配布資料への掲載するなど、制度自体の認知度を上げるために啓発を実施。 ・R2年度 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、夏の就職説明会が中止となったため、啓発活動が行えなかった。 ・R3年度 都城圏域就職説明会での配布資料へ認定制度の説明を掲載するなど、制度自体の認知度を上げるために啓発を実施。求人受説明会は開催中止となったが、企業に向けた資料配布があり、認定制度の説明に関して掲載した資料を作成した。	4
◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組について啓発に努めます。【再掲】	商工政策課	啓発活動回数	2回/年	2回/年	・H30年度 就職説明会等で配布資料に内容を掲載。該当企業にはシンボルマークの表示を実施。また、説明会等で周知活動を実施した ・R元年度 企業が集まる求人受説明会においての認定制度の説明や宮崎県就職説明会での配布資料へ認定制度の説明を掲載するなど、制度自体の認知度を上げるために啓発を実施。説明会においては認定取得企業のアースへ認定マークの掲示を行った。 ・R2年度 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、夏の就職説明会が中止となったため、啓発活動が行えなかった。 ・R3年度 都城圏域就職説明会での配布資料へ認定制度の説明を掲載するなど、制度自体の認知度を上げるために啓発を実施。求人受説明会は開催中止となったが、企業に向けた資料配布があり、認定制度の説明に関して掲載した資料を作成した。	4
◆女性の能力活用や職域拡大に努めるなど、雇用上の男女の均等な機会の確保等に関し成果をあげている事業者を推薦し、優れた取組を広く紹介します。	コミュニティ文化課→地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	90件(延べ)	85件(7件/年)	平成30年度 男女共同参画関係団体や審議会、協議会等との人事交流の場を提供し、講座、研修など民間企業や学校等へも啓発を実施令和元年度 民間企業等に啓発の結果、8月実施の人材育成講座に新たに1社(1名)の参加あり、団体との連携により、人材育成講座に数名の参加あり ・初めて、児童クラブ・児童館で出前講座を実施した令和2年度・令和3年度 企業、団体に女性活躍推進事業で行うスキルアップセミナー等事業の啓発を行った。また、男女共同参画週間等、ラジオ出演等で啓発を行った。	3
◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、女性が抱える多様な悩みに女性相談員が対応します。また、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなど働く女性の支援を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談回数	16回	19回	令和元年度 今年度からスーパーバイザーによる指導を始めたことにより相談員のスキルが向上したことで解決できた案件あり、よって、法律相談の実行数減平成30年度・令和2年度・令和3年度女性総合相談で受け付けた相談内容により、それぞれの専門家を紹介し、支援をした。	4

## II あらゆる分野における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】

### 6 働く場における男女共同参画の推進

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価	
就業環境に応じた支援が求められている。個別化されていくニーズに細かく配慮していくことが、今後、ますます求められると考えられる。	3

#### (12) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終 目標値	令和3年度 実績値	取組の状況	自己評価
◆創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、起業を支援します。また、継続して相談支援を行います。	商工政策課	創業した人の数	18名	10名	・H30年度 8月から11月までの創業塾などで、周知を行った。関係機関で創業に向けた支援を行った。 ・R元年度 8月から11月までの創業塾などで、周知を行った。関係機関で創業に向けた支援を行った。 ・R2年度 8月から11月までの創業塾などで、周知を行った。関係機関で創業に向けた支援を行った。 ・R3年度 9月から12月までの創業塾などで、周知を行った。関係機関で創業に向けた支援を行った。	4

◆在宅ワークや宅内起業など多様な働き方を考えるきっかけを作り、実現のための支援を行います。	商工政策課	収入に繋がった女性の数	16名	9名	・H30年度 子育て世代の女性をメインターゲットとして創業支援セミナーを実施した。 ・R元年度 新しい働き方を知ってもらうための機会であるスタートアップセミナーや、在宅で仕事を行うためのスキルを身につける在宅ワークスキルアップ講座を実施した。 ・R2年度 新しい働き方を知ってもらうための機会であるスタートアップセミナーや、在宅で仕事を行うためのスキルを身につける在宅ワークスキルアップ講座を実施した。 ・R3年度 新しい働き方を知ってもらうための機会であるスタートアップセミナーや、在宅で仕事を行うためのスキルを身につける在宅ワークスキルアップ講座を実施した。	3
◆ハローワーク等の関係機関と連携して、就職を希望する母子家庭の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。	こども課	相談件数 (2016年度1名配置完了)	200件	330件	母子父子自立支援員が相談を受け、必要と思われる関係機関(公共職業安定所、市保護課、社会福祉協議会)へつなぐ。情報共有や連携した対応を行う。	4
◆「男性の暮らし方・意識の変革」を推進し、多様な視点による職場のダイバーシティの進展を啓発します。	コミュニティ文化課→地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	90件(延べ)	85件(7件/年)	平成30年度 男女共同参画関係団体や審議会、協議会等との人事交流の場を提供し、講座、研修など民間企業や学校等へも啓発を実施令和元年度 民間企業等に啓発の結果、8月実施の人材育成講座に新たに1社(1名)の参加あり、団体との連携により、人材育成講座に数名の参加あり ・初めて、児童クラブ・児童館で出前講座を実施した令和2年度・令和3年度 企業、団体に女性活躍推進事業で行うスキルアップセミナー等事業の啓発を行った。また、男女共同参画週間等、ラジオ出演等で啓発を行った。	3

## II あらゆる分野における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】

### 6 働く場における男女共同参画の推進

#### (13) 女性の能力開発促進のための支援

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価						
女性にどんな就業意欲があるのか、意識調査をし、それに基づいた能力開発のための施策が必要。						3
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、起業を支援します。また、継続して相談支援を行います。【再掲】	商工政策課	創業した人の数	18名	10名	・H30年度 8月から11月までの創業塾などで、周知を行った。 関係機関で創業に向けた支援を行った。 ・R元年度 8月から11月までの創業塾などで、周知を行った。関係機関で創業に向けた支援を行った。 ・R2年度 8月から11月までの創業塾などで、周知を行った。関係機関で創業に向けた支援を行った。 ・R3年度 9月から12月までの創業塾などで、周知を行った。関係機関で創業に向けた支援を行った。	4
◆在宅ワークや宅内起業など多様な働き方を考えるきっかけを作り、実現のための支援を行います。【再掲】	商工政策課	収入に繋がった女性の数	16名	9名	・H30年度 子育て世代の女性をメインターゲットとして創業支援セミナーを実施した。 ・R元年度 新しい働き方を知ってもらうための機会であるスタートアップセミナーや、在宅で仕事を行うためのスキルを身につける在宅ワークスキルアップ講座を実施した。 ・R2年度 新しい働き方を知ってもらうための機会であるスタートアップセミナーや、在宅で仕事を行うためのスキルを身につける在宅ワークスキルアップ講座を実施した。 ・R3年度 新しい働き方を知ってもらうための機会であるスタートアップセミナーや、在宅で仕事を行うためのスキルを身につける在宅ワークスキルアップ講座を実施した。	3
◆女性職員の登用機会の拡大を図るため、様々な研修、ジョブ・ローテーション及び人事評価制度の活用等により、性別にかかわらず管理職員として必要な経験や能力を備える職員の育成に努めます。	職員課	女性活躍推進のための研修等	1回	0回 (新型コロナウイルスのため)	・R1年度までは研修に2回派遣していた。 ・R2年度からも研修に参加できるように予算措置を行っていたが、コロナウイルス感染症の影響のため研修が中止となり派遣が出来なかった。	3
◆生涯学習講座を通して、女性のエンパワーメントのための学習機会の情報を提供します。	生涯学習課	生涯学習ボランティア指導者の登録者数	187名	167名	・H30年度は目標値を上回る登録者数となった。 ・新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年度は年間、令和3年度は半年以上事業を休止することとなったが、随時、市ホームページや広報誌に記事を掲載し、ボランティア指導者募集や体験教室申込募集の周知を図った。	2
◆市の審議会等委員への女性登用を促進するため、女性の人材情報の整備・充実を図るとともに、人材情報の積極的な活用を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	90件(延べ)	85件(7件/年)	平成30年度 男女共同参画関係団体や審議会、協議会等との人事交流の場を提供し、講座、研修など民間企業や学校等へも啓発を実施令和元年度 民間企業等に啓発の結果、8月実施の人材育成講座に新たに1社(1名)の参加あり、団体との連携により、人材育成講座に数名の参加あり ・初めて、児童クラブ・児童館で出前講座を実施した令和2年度・令和3年度 企業、団体に女性活躍推進事業で行うスキルアップセミナー等事業の啓発を行った。また、男女共同参画週間等、ラジオ出演等で啓発を行った。	3
◆女性が社会で指導的役割を果たす力をつけることができるよう、意欲と能力を高めるための講座や研修を開催します。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	8回	1回(61人)	H30年度 アンガーマネジメント講座やおとう飯料理教室、メイクアップ講座等6回講座を実施した。 R元年度 以下の講座を実施した ・人権擁護委員「民間企業等への啓発について」 ・東小学校教育指導学級「男女共同参画について」 ・児童クラブ「男女共同参画について」 NPO 団体への啓発の結果、小学校低学年への出前講座が実施できた。今後も継続して啓発先の開拓を行う R2年度 児童クラブや高校生に男女共同参画社会づくりについて、出前講座を行った。 R3年度 ラジオ出演時や、他課で行われる説明会で、出前講座について啓発を行った。講座の開催時のアンケートでは、全員が自分にとって大切な講座であったと答えた。	4
◆働き方が多様化し、個人が変化し続ける社会に適応するためにリカレント教育を関係機関と連携し、女性の学び・キャリア形成支援を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	同上	同上	同上	4

II あらゆる分野における男女共同参画の推進  
【女性活躍推進計画】

7 様々な分野における男女共同参画の推進

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価						
地域社会にあるアンコンシャス・バイアスに対して、さらに理解を深める学びの場・取組が必要である。						3
(14) 地域における男女共同参画の推進						
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆観光分野においては、顧客ターゲットの主流である女性客をはじめ、たくさんの人々の支持を得ることができる観光づくりを目指し、きめ細やかな心配りと清潔さの行き届いた雰囲気づくりに、女性の元気や発想をこれまで以上に活用します。	みやこんじょ PR課	さまざまな年齢や職種の人たちをミートツーリズムメンバーに起用し、幅広く多くの意見を参考にすることで、観光誘致の政策につなげる。	— (宛職のため)	6人	・ミートツーリズム推進委員会・部会のメンバーはさまざまな年代・職種・性別で構成し、意見や情報共有の機会を定期的に設けている。	4
◆地域主導の観光地づくりに、男女を問わず地域住民が郷土の魅力を高める取組に参加できるように支援します。	みやこんじょ PR課	さまざまな年齢や職種の人たちを観光ボランティアに起用し、幅広く多くの意見を参考にすることで、観光誘致の政策につなげる。	— (宛職のため)	4人(女性)/9人	・地域のさまざまな年代・性別の住民にボランティアガイドを担っていたり、会を定期的に開催し情報共有している。	3
◆環境分野においては、一人ひとりが生活・自然環境に配慮し、人と自然が調和した社会を築いていくために、男女を問わず地域や社会において環境保全活動に積極的に参加することを支援します。	環境政策課	環境まつりボランティアへ参加した女性の割合	50%以上	— (新型コロナウイルスのため)	・平成30年度 ボランティア募集の際、男女等の偏りがないよう募集を実施した。 ・令和元年度 ボランティア募集の際、男女等の偏りがないよう募集を実施した。 ・令和2年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。 ・令和3年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。	5
◆多様性のあるまちづくりを、男女を問わず地域住民等が主体となり、進めていく取組を行います。	都市計画課	都城市都市計画マスタープラン推進委員会女性委員の数/委員総数	50%	50%	H30 年度から R3年度 委員の改選時に、後任として女性委員を推薦いただくよう依頼	4
◆市民団体への情報提供や地域づくりのリーダー的人材の育成、団体間の連携・交流・協働の推進を図り、男女を問わず市民公益活動を支援します。	コミュニティ文化課→地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	90件(延べ)	85件(7件/年)	平成30年度 男女共同参画関係団体や審議会、協議会等との人事交流の場を提供し、講座、研修など民間企業や学校等へも啓発を実施令和元年度 民間企業等に啓発の結果、8月実施の人材育成講座に新たに1社(1名)の参加あり、団体との連携により、人材育成講座に数名の参加あり ・初めて、児童クラブ・児童館で出前講座を実施した令和2年度・令和3年度 企業、団体に女性活躍推進事業で「ラッシュアップセミナー」等事業の啓発を行った。また、男女共同参画週間等、ラジオ出演等で啓発を行った。	3
◆まちづくり協議会、自治公民館等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むように、関係機関等と連携を取りながら、研修・講座を開催し、啓発と人材育成に努めます。【再掲】	コミュニティ文化課→地域振興課	まちづくり協議会の女性役員の割合	14.5%	14.5%	平成30年度 出前講座を実施し、対象者に合わせた講座資料を作成し、理解促進を図った。 令和元年度 女性活躍推進協議会委員に人材育成講座を啓発するとともに女性活躍推進計画のパンフレットを講座の参加者に配布した。 令和2年度 男女共同参画社会づくりについて出前講座を実施した。 令和3年度 男女共同参画週間等に実施する広報紙掲載、パネル展、ラジオ出演時において役割分担意識の解消や、地域に女性の参画を促すような啓発を実施した。	3
◆ボランティアや NPO 活動、まちづくり協議会等の活動を通じて、地域活性化のために、男女の積極的な参画を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	まちづくり協議会の女性役員の割合	同上	同上	同上	3

II あらゆる分野における男女共同参画の推進  
【女性活躍推進計画】

7 様々な分野における男女共同参画の推進

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価						
農業等に携わる女性が意欲的に活動していけるように、今後さらに具体的な取組が必要だと感じる。						3
(15) 農業等における男女共同参画の確立						
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆女性農業者が活躍できる環境づくりとして、役割分担や収益の分配等について家族で取り決めることのできる「家族経営協定」の締結やプロの農業経営者である女性の認定農業者の育成を推進します。	農政課	「家族経営協定」の締結割合	32%	33.7%	・H30年度 認定農業者の更新手続き時に推進した。 ・R元年度 認定農業者の更新手続き時に積極的に推進した。 ・R2年度 認定農業者の更新に合わせて積極的に推進できた。 ・R3年度 ホームページのリニューアルや、更新時期に合わせた推進ができた。	4
◆農畜産業に携わる意欲的な女性による「六次産業化」に向けた取組や起業活動を推進します。	農政課	事業実施回数	6回以上	3回	・H30年度 活動を積極的に行った。 ・R元年度 活動を積極的に行った。 ・R2年度 新型コロナウイルス感染症予防の観点から活動を中止した。 ・R3年度 新型コロナウイルス感染症の状況から実績件数は減少したが、感染症予防を徹底しながら活動を行えた。	4
◆農畜産業に携わる意欲的な女性による「六次産業化」に向けた取組や起業活動を推進します。	ふるさと産業推進局課	平成30年度以降の実施事業については、農政課に統合	農政課にて設定	農政課にて設定	農政課にて設定	農政課にて設定
◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、女性が抱える多様な悩みに女性相談員が対応します。また、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなど働く女性の支援を推進します。【再掲】	コミュニティ文化課→地域振興課	弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談回数	16回	19回	令和元年度 今年度からスーパーバイザーによる指導を始めたことにより相談員のスキルが向上したことで解決できた案件あり、よって、法律相談の実施回数減平成30年度・令和2年度・令和3年度女性総合相談で受け付けた相談内容により、それぞれの専門家を紹介し、支援をした。	4

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価	
8 生涯にわたる健康支援	学校教育の場でも、小学校高学年・中学生を対象に性差に関する学びの機会や互いの心身を思いやる意識を深める取組を増やしていくことが大切である。

(16) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に関する支援

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆妊娠・出産期の女性の健康支援に努めるとともに「性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルズ/ライツ)」について、正しい知識の普及に努めます。	こども課	妊娠週数11週以下の妊娠届出率	92.5%	94.2%(見込)	各種母子保健事業を通じ、性と生殖に関する正しい知識をライフステージに応じた周知に努めている。	3
◆安心して出産・子育てができるように、パパ・ママ教室の開催や不妊治療、妊婦の健康診査、訪問指導などの支援を行います。	こども課	産前・産後サポート事業参加組数	126組	95組	・母子健康手帳交付時に、パパママ教室や訪問指導などの支援事業を周知。相談があった場合や支援の必要な家庭には、訪問や電話連絡等でも教室を勧奨。 ・出産・子育てへの心配事に対して、教室では助産師からの助言や手技の体験等を実施することで、安心して子育てができるような支援を行った。	3
◆性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にすることを育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	・H30年度～R3年度 各小・中学校の保健体育科の授業において、発達段階に応じた性教育を、養護教諭と連携しながら取り組んでいる。	5

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価	
8 生涯にわたる健康支援	若い世代に響く対策が求められる。健康であることは、自分自身はもちろんであるが、家族なども幸せにするという意識を醸成していく取組が必要である。

(17) 生涯にわたる健康保持増進対策の推進

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆ライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育に取り組みます。	健康課	健康教育(企業や団体等から依頼される)の受講者数	200人	117人	ハロー市役所元気講座などを通して、健康教育の推進に取り組んだ。 令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症により、教室や講座の中止が多く、実績数は大幅に減少した。	3
◆ライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育に取り組みます。	健康課	主に40歳以上を対象とした健康教室の受講者数	300人	0人 (新型コロナウイルスのため)	専門職(医師、理学療法士など)による健康ライフ教室などを通して、自身の健康管理への健康意識改善につなげる取組を行った。特定健診結果から、特に注意すべき対象者に対して、教室の案内チラシを配布して教室参加を促した。 令和2年度(1日程)と、令和3年度(全日程)は、新型コロナの影響により、教室を中止としたため、実績数は減少した。	3
◆生涯を通じた健康づくりへの支援を図るため、健康づくり関係者への研修に取り組みます。	健康課	食生活改善推進員の育成研修及び養成研修の回数	6回/年	6回/年	H28～R元年までは、推進員1人当たり2回/年ずつ、調理実習を伴う育成研修を通じた自己学習の場を提供した。 R2、R3は、新型コロナの影響で育成研修は実施できなかったが、自己研鑽研修(人制限をして、講義のみの研修)を実施した。	4
◆生涯を通じた健康づくりへの支援を図るため、健康づくり関係者への研修に取り組みます。	健康課	代表者会の回数	3回/年	2回/年	定期的に代表者会を実施し、代表者との連携が円滑にいくよう努めた。 R2、R3は新型コロナの影響により、文書による連絡事項を行い、電話等で連携の強化に努めた。	3
◆女性特有の疾患や健康問題の相談に応じるため、相談体制の充実を図るとともに保健師の資質向上に努めます。	健康課	保健師業務調整会議の実施回数	—	1回/年	令和元年度までは、年12回開催し保健師間の情報の共有に努めた。 令和2年度は、3回開催。感染拡大防止及び業務効率化のため、業務調整会議の定期開催を中止した。 令和3年度は1回開催。月に1回の定期開催から、お知らせがある際に集まる随時開催に変わった。	3
◆スポーツを通して、生涯にわたって心身ともに健康で活力ある生活を営むことができるよう努めます。	スポーツ振興課 →スポーツ政策課	1週間1回30分以上の運動実施率	55.6%	43.3%	・スポーツ習慣化促進事業イベントを2回実施したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数制限を実施したり、感染対策に対応したイベントに変更するなど、規模を縮小しての開催となった。	3
◆自殺者の約7割が男性を占めている現状を踏まえ、生涯を通じた心身の健康維持のため、関係機関との連携を図るとともに、誰もが相談しやすい体制づくりや相談窓口の広報に努めます。	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	10件	10件	平成30年度 相談員が研修に参加しやすい環境づくりを推進した。 令和元年度 スーパービジョン3回実施女性教育会館、九州圏内女性相談員研修、男女共同参画センター会議、宮崎県男女共同参画センター主催研修に派遣し相談業務のスキルアップを図り、「みやこのじょう福祉就労支援センター」に同行支援を行った。 令和2年度 スーパービジョンの実施や、県男女参画研修センター主催の研修等に相談員を派遣し、資質の向上を図った。 令和3年度 スーパービジョンは3回実施。国や県等が実施する研修に、時間を工面して受講した。	5

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価	
8 生涯にわたる健康支援	命を守ることは健康を考える事であり、その健康とは自分自身だけでなく、家族をはじめ他者の健康も含まれる。自身を大切に、他者のことも考えていく健康のあり方を伝えていく必要がある。

(18) 健康を脅かす問題についての対策の推進

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。	健康課	子宮がん検診受診者数(対象者:20歳以上)	3回/年	5,861人 (3/31時点)	検診ガイドやクーポン券の作成、包括連携締結事業を実施し受診率向上を図り、個別検診、集団検診を実施。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、集団で実施するがん検診が一部中止になった。	2

◆女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。	健康課	乳がん検診受診者数(対象者:40歳以上)	—	3,873人 (3/31時点)	検診ガイドやクーポン券の作成、包括連携締結事業を実施し受診率向上を図り、個別検診、集団検診を実施。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、集団で実施するがん検診が一部中止になった。	2
◆関係機関と連携して、健康を脅かす問題についての正しい知識の普及啓発に努めます。	健康課	女性が多く所属している職場(JA等)や社会保険扶養者に対する啓発及び商業施設でのイベントによる啓発活動回数	3回/年	3回/年	協会けんぽと合同の受診啓発やショッピングセンターでのがん検診啓発キャンペーンを実施した。生命保険会社と包括連携協定を結び、保険の加入者ががん検診受診を促した。	4
◆薬物の乱用の影響に関する正しい知識の普及等、薬物乱用対策を関係機関と連携して行います。	健康課	管轄は都城保健所であり情報提供及び連携を図る	—	提供のあったポスターを市庁舎に掲示した	県の健康増進課や、保健所等から定期的にポスターの提供があり、その都度、市庁舎に掲示したり、窓口を設置したりした。必要に応じて、定期的に県と連絡をとり合い、連携に努めた。	3
◆特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。	健康課	特定健診受診率(対象者:40歳以上74歳未満の都城市国民健康保険加入者)	56%	49.4%(12,545人/25,383人)3月末時点	5月に対象者全員へ受診券の送付、8月末に未受診者勧奨を実施した。商工会やJAの会員等に特定健診受診勧奨のチラシを配布した。日曜健診や他の検診と同日実施を行った。R3年度は新型コロナウイルスの影響による受診者数減少のため、健診実施期間を10月末から2月末まで延長し、受診機会の確保に努めた。	3
◆特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。	健康課	健康づくり会が実施するウォーキングを含む運動参加者数	1,200人	0人 (新型コロナウイルスのため)	健康づくり会とも連携を行い、ウォーキング推進に取り組んだ。R2、R3は新型コロナウイルスの影響により、集客を伴うウォーキングイベントは全て中止としたが、個人でのウォーキングは積極的に実施するように健康づくり会に呼びかけを行った。	3
◆特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。	健康課	ステップ運動参加者数	445人	0人 (新型コロナウイルスのため)	広報誌や市HPを通して、ステップ運動教室への参加を促した。積極的な実施を促すため、市民主体の教室実施とした。R元(一部)、R2、R3は新型コロナウイルスの影響により、教室は全て中止とした。	3

### Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

#### 9 配偶者等に対するあらゆる暴力(DV)の根絶【DV対策基本計画】

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価	
体罰や親子間での暴力は、教育やしつけではないことをしっかり伝えていくことが重要である。デートDVは、若年層にしっかり啓発していかねばならない。	3

#### (19) あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆都城市セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程に基づき、市職員に対して研修を行うとともに、相談窓口を設置します。	職員課	ハラスメント研修等	1回	0回 (新型コロナウイルスのため)	・R1年度までは研修を実施していた。 ・R2年度からも研修に参加できるように予算措置を行っていたが、コロナウイルス感染症の影響のため研修が中止となった。	3
◆DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。また、あらゆる暴力についての正しい知識のための広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	8回	1回(61人)	H30年度 アンガーマネジメント講座やおとうさん料理教室、メイクアップ講座等6回講座を実施した。 R元年度 以下の講座を実施した ・人権擁護委員「民間企業等への啓発について」 ・東小学校家庭教育学級「男女共同参画について」 ・児童クラブ「男女共同参画について」 NPO団体への啓発の結果、小学校低学年への出前講座が実施できた。今後も継続して啓発先の開拓を行う R2年度 児童クラブや高校生に男女共同参画社会づくりについて、出前講座を行った。 R3年度 ラジオ出演時や、他課で行われる説明会で、出前講座について啓発を行った。講座の開催時のアンケートでは、全員が自分にとって大切な講座であったと答えた。	4
◆DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。また、あらゆる暴力についての正しい知識のための広報・啓発を推進します。	学校教育課	実施学校数	54校(10校)	人権教育実施校数 54校 デートDV実施校数 0校	・R元年度 自他の尊重について考えさせるための人権教育として実施 ・R2年度～R3年度 LGBTQ や男女協働参画は学習しているが、デートDVまでは踏み込んでいない。	3
◆DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。また、あらゆる暴力についての正しい知識のための広報・啓発を推進します。	生涯学習課	人権ビデオの貸し出し件数	20件	20件	家庭教育学級や、高齢者学級などで活用してもらえるように、開設説明会等で周知を行った。	3
◆関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境を整備し、DVに関する実態の把握に努めるとともに、被害者保護のための施策を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	10件	10件	平成30年度 相談員が研修に参加しやすい環境づくりを推進した。 令和元年度 スーパービジョン3回実施女性教育会館、九州圏内女性相談員研修、男女共同参画センター会議、宮崎県男女共同参画センター主催研修に派遣し相談業務のスキルアップを図り、「みやこのじょう福祉就労支援センター」に同行支援を行った。 令和2年度 スーパービジョンの実施や、県男女参画研修センター主催の研修等に相談員を派遣し、資質の向上を図った。 令和3年度 スーパービジョンは3回実施。国や県等が実施する研修に、時間を工夫して受講した。	5
◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会をとらえ、女性に限らず、暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	同上	同上	同上	4
◆職場などにおいてセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた事業所での取組の推進について啓発に努めるとともに、性犯罪の未然防止のための広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課	市民意識調査「DV」についての認知度	60%	70.4%	令和3年度 6月にアンケートを実施。毎年、男女参画週間、女性に対する暴力をなくす週間等に、広報紙、ラジオ出演、パハ熱展開催等で啓発した。	5

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

9 配偶者等に対するあらゆる暴力(DV)の根絶【DV対策基本計画】

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価						
安心して相談できる体制として、「場」の提供もある。市役所の2階に相談窓口がある現状では、相談者が足を向けにくいのではないかと。						3
(20) 安心して相談できる支援体制の充実・強化						
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実を図ります。	市民課	被害者をすみやかに個室に案内し、DV担当職員が丁寧に対応する。支援措置申出件数	—	90件	被害者をすみやかに個室に案内し、該当者のプライバシーが守られるようDV担当職員が配慮しながら対応した。	3
◆女性総合相談の内容に応じた配慮・対応ができるように、関係機関との連絡会議等で連携体制の強化を図ります。	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	10件	10件	平成30年度 相談員が研修に参加しやすい環境づくりを推進した。令和元年度 スーパービジョン3回実施女性教育会館、九州圏内女性相談員研修、男女共同参画センター会議、宮崎県男女共同参画センター主催研修に派遣し相談業務のスキルアップを図り、「みやこのじょう福祉就労支援センター」に同行支援を行った。令和2年度 スーパービジョンの実施や、県男女参画研修センター主催の研修等に相談員を派遣し、資質の向上を図った。令和3年度 スーパービジョンは3回実施。国や県等が実施する研修に、時間を工夫して受講した。	5
◆相談者の様々な悩みやニーズに対応できるよう、相談員の研修を行い被害者の支援体制を充実します。	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	同上	同上	同上	5
◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	同上	同上	同上	5
◆配偶者からの暴力の被害者や家庭内暴力に巻き込まれ、心理的・身体的に被害を受けている子どもに配慮した相談に努めます。	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	同上	同上	同上	5
◆被害者のニーズに対応した支援が効果的に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力被害者支援センター(女性相談所)、性暴力被害者支援センター(さぼーとねっと宮崎)等の関係機関との緊密な連携を図ります。	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	同上	同上	同上	5
◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、必要に応じて、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなどの支援を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談回数	16回	19回	令和元年度 今年度からスーパーバイザーによる指導を始めたことにより相談員のスキルが向上したことで解決できた案件あり、よって、法律相談の実施回数減平成30年度・令和2年度・令和3年度女性総合相談で受け付けた相談内容により、それぞれの専門家を紹介し、支援をした。	4

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

9 配偶者等に対するあらゆる暴力(DV)の根絶【DV対策基本計画】

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価						
DV被害者の支援策として、住居を確保することが必要。DV被害者に対し、市営住宅の即入居可能な対応などが求められる。						3
(21) 被害者の安全と安心の確保						
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実を図ります。	市民課	被害者の申請により警察などの関係機関への確認を行ったうえで支援措置を開始する。住民票・戸籍附票のロック、住民票閲覧の制限、戸籍記載事項証明のマスクングを確実に実施する。支援措置申出件数	—	90件	被害者から聞き取りを十分に行い、相談機関と連携して認定に係る審査を行った。認定後は、住民票・戸籍附票のロック、住民票閲覧の制限、戸籍記載事項証明のマスクングを複数人で確認して確実に実施した。	3
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	学校教育課	関係機関との連携により、被害者の支援を行うため、目標値に数値を設定するのは適当ではない。	—	54校	・R2年度 連携の強化について、関係機関と共通理解を図った。 ・R3年度 都城児童相談所長が児童虐待防止への協力について校長会で依頼	5
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	こども課	家庭児童相談件数	—	211件	被害者の状況に応じ、女性相談室、警察、児童相談所等、関係機関と連携をはかり必要な支援を実施している。	3
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	保育課	新規相談件数	33件	8件	・窓口、電話等でのきめ細やかな対応と保育圏入所までの相談支援 ・相談者の適正な個人情報の管理 ・関係機関との協働体制づくりの強化 ・入所利用調整にかける場合、加えることで入所を優先	3
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	福祉課	コア会議件数他課と連携するケースについては、他課と連携し課題解決に取り組む	—	コア会議52件他課と連携したケース会議1件	被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めた。	3
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	介護保険課	養護者による高齢者虐待相談件数	(数値設定は適当ではない)	83件	・平成30年度、令和元年度においては、介護保険事業所、地域包括支援センター職員、医療ソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等を対象に研修会を実施し、県の高齢者虐待対応専門職チームによる講演やグループワークを通して、高齢者虐待についての基礎知識や援助方法を学ぶ機会を設けた。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会を中止。 ・令和3年度においては、民生委員や介護支援専門員、地域包括支援センター職員等へ市内の一部の地区において小規模の講演会を実施。	4
◆住宅に困窮するDV等の被害者に対して、市営住宅への入居支援を実施します。	住宅施設課	関係機関との連携により、被害者の支援を行うため、目標値に数値を設定するのは適当ではない。	—	—	実績なし	3

◆経済的な不安を抱えるDV被害者のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。	保護課	DV被害者相談件数	—	5件	H30年度～R3年度 地域振興課女性相談員や関係各課・機関との連携	4
◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。 【再掲】	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	10件	10件	平成30年度 相談員が研修に参加しやすい環境づくりを推進した。 令和元年度 スーパービジョン3回実施女性教育会館、九州圏内女性相談員研修、男女共同参画センター会議、宮崎県男女共同参画センター主催研修に派遣し相談業務のスキルアップを図り、「みやこのじょう福祉就労支援センター」に同行支援を行った。 令和2年度 スーパービジョンの実施や、県男女参画研修センター主催の研修等に相談員を派遣し、資質の向上を図った。 令和3年度 スーパービジョンは3回実施。国や県等が実施する研修に、時間を工夫して受講した。	5
◆配偶者からの暴力の被害者や家庭内暴力に巻き込まれ、心理的・身体的に被害を受けている子どもに配慮した相談に努めます。【再掲】	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	同上	同上	同上	5
◆被害者のニーズに対応した支援が効果的に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力被害者支援センター(女性相談所)、性暴力被害者支援センター(さばーとねっと宮崎)等の関係機関との緊密な連携を図ります。【再掲】	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	同上	同上	同上	5

### Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

#### 9 配偶者等に対するあらゆる暴力(DV)の根絶 【DV対策基本計画】

#### 都城市男女共同参画社会づくり審議会評価

被害者のためのサービスが多くあっても、被害者がそれを理解できないまま、利用しないこともある。就労支援とあわせて、各種行政手続きを各課が連携して支援する体制を強化してほしい。	3
--	---

#### (22) 被害者の生活再建への支援

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実を図ります。	市民課	相談の内容に応じて、市役所関係各課及び市の女性総合相談室等につなぐ。支援措置申出件数	—	90件	市役所関係各課及び市の女性総合相談室等と連携し、被害者からの相談内容に応じた対応・案内を行った。	3
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	学校教育課	関係機関との連携により、被害者の支援を行うため、目標値に数値を設定するのは適当ではない。	—	54校	・R2年度 連携の強化について、関係機関と共通理解を図った。 ・R3年度 都城児童相談所長が児童虐待防止への協力について校長会で依頼	5
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	こども課	新規相談件数	—	221件	対象児童の出席状況の確認や定期的な家庭訪問等により虐待の発生予防・早期発見を行い、必要に応じて母子生活支援施設や児童相談所での一時保護といった福祉サービスの紹介を行った。	3
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	こども課	管理ケース件数	—	211件	被害者の状況に応じ、女性相談室、警察、児童相談所等、関係機関と連携をはかり必要な支援を実施している。	3
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	保育課	新規相談件数	33件	8件	・窓口、電話等でのきめ細やかな対応と保育圏入所までの相談支援 ・相談者の適正な個人情報の管理 ・関係機関との協力体制づくりの強化入所利用調整にける場合、加 points することで入所を優先	3
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	福祉課	コア会議件数他課と連携するケースについては、他課と連携し課題解決に取り組む	—	コア会議52件 他課と連携したケース会議1件	被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めた。	3
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	介護保険課	養護者による高齢者虐待相談件数	— (数値設定は適当ではない)	83件	・平成30年度、令和元年度においては、介護保険事業所、地域包括支援センター職員、医療ソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等を対象に研修会を実施し、県の高齢者虐待対応専門職チームによる講演やグループワークを通して、高齢者虐待についての基礎知識や援助方法を学ぶ機会を設けた。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会を中止。 ・令和3年度においては、民生委員や介護支援専門員、地域包括支援センター職員等へ市内の一部の地区において小規模の講演会を実施。	4
◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。 【再掲】	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	10件	10件	平成30年度 相談員が研修に参加しやすい環境づくりを推進した。 令和元年度 スーパービジョン3回実施女性教育会館、九州圏内女性相談員研修、男女共同参画センター会議、宮崎県男女共同参画センター主催研修に派遣し相談業務のスキルアップを図り、「みやこのじょう福祉就労支援センター」に同行支援を行った。 令和2年度 スーパービジョンの実施や、県男女参画研修センター主催の研修等に相談員を派遣し、資質の向上を図った。 令和3年度 スーパービジョンは3回実施。国や県等が実施する研修に、時間を工夫して受講した。	5
◆住宅に困窮するDV等の被害者に対して、市営住宅への入居支援を実施します。【再掲】	住宅施設課	関係機関との連携により、被害者の支援を行うため、目標値に数値を設定するのは適当ではない。	—	—	実績なし	3
◆経済的な不安を抱えるDV被害者のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。【再掲】	保護課	DV被害者申請件数	—	4件	H30年度～R3年度 地域振興課女性相談員や関係各課・機関との連携	4



Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価

10 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備	ひとり親世帯も母子だけでなく、父子、祖父母と子どもなど様々な状況がある。支援を必要とする人の把握に努め、支援・相談体制の充実が求められる。	3
--------------------------------	---	---

(23) ひとり親家族等の生活安定と自立支援

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、経済的支援を推進します。	こども課	母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付件数	—	20件	子育てガイド等に掲載し周知を行った。母子父子自立支援員による案内もあった。	3
◆ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、経済的支援を推進します。	こども課	母子及び父子家庭医療費助成受給資格者数	—	5,208人 (母子4,807人、 父子401人)	令和2年4月1日より小中学生の医療費自己負担の窓口負担を無料に改正。	4
◆ひとり親家庭に家庭生活支援員の派遣を行い、一時的な生活援助・保育サービス等を支援します。	こども課	登録者数	110人	129人	事業について子育てガイド等に掲載し、周知を行った。	4
◆ひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、子育てに関わる相談体制の充実や延長保育などの特別保育サービスの支援を推進します。	保育課	ひとり親世帯の保育所等の入所者数	780件	722件	・入所利用調整にかける場合、加点することで入所を優先 ・入所以外の保育サービスの情報提供等 ・ひとり親世帯における保育料減免措置	3
◆経済的に困窮しているひとり親家庭のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。	保護課	被保護者の母子、父子世帯数	—	48件	H30年度～R3年度 稼働可能な保護者に対しての就労支援	4
◆父子家庭が地域で孤立しにくい現状を踏まえ、相談しやすい体制づくりや相談窓口の広報に努め、関係機関との連携を図ります。	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	10件	10件	平成30年度 相談員が研修に参加しやすい環境づくりを推進した。 令和元年度 スーパービジョン3回実施女性教育会館、九州圏内女性相談員研修、男女共同参画センター会議、宮崎県男女共同参画センター主催研修に派遣し相談業務のスキルアップを図り、「みやこのじょう福祉就労支援センター」に同行支援を行った。 令和2年度 スーパービジョンの実施や、県男女参画研修センター主催の研修等に相談員を派遣し、資質の向上を図った。 令和3年度 スーパービジョンは3回実施。国や県等が実施する研修に、時間を工夫して受講した。	5

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価

10 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備	自立とは、衣食住が安定する事であり、それらを包括的に支援する取組が必要だと感じる。	4
--------------------------------	---	---

(24) 自立に向けた力を高める取組の推進

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆ハローワーク等の関係機関と連携して、就職を希望する母子家庭の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。【再掲】	こども課	相談件数 (2016年度1名配置完了)	200件	330件	母子父子自立支援員が相談を受け、必要と思われる関係機関(公共職業安定所、市保護課、社会福祉協議会)へつなぐ。情報共有や連携した対応が可能となり、ひとり親の父又は母の就職等の支援ができた。	4
◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。【再掲】	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	10件	10件	平成30年度 相談員が研修に参加しやすい環境づくりを推進した。 令和元年度 スーパービジョン3回実施女性教育会館、九州圏内女性相談員研修、男女共同参画センター会議、宮崎県男女共同参画センター主催研修に派遣し相談業務のスキルアップを図り、「みやこのじょう福祉就労支援センター」に同行支援を行った。 令和2年度 スーパービジョンの実施や、県男女参画研修センター主催の研修等に相談員を派遣し、資質の向上を図った。 令和3年度 スーパービジョンは3回実施。国や県等が実施する研修に、時間を工夫して受講した。	5
◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、自立に向けた相談体制の充実を図ります。	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	同上	同上	同上	5
◆貧困の連鎖を断ち切るため、また適性や能力をいかせる道を広げるため、生活保護受給者へ、高等学校等の就学費用を支援します。	保護課	高等学校等就学者数など	—	1回/月～1回/年 ケースワーカーによる定期訪問	H30年度～R3年度 ・ケースワーカーによる定期訪問で保護者の進学相談。 ・対象世帯及び関係機関との連携。	5

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価

10 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備	安心して暮らせるための環境整備には、まず該当者の声を聞き出す取組が必要である。何に不安を抱えているのか、そしてその不安を安心に変えるための取組を進めていかなければならない。	3
--------------------------------	--	---

(25) 高齢者、障がい者、外国人市民等が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆55歳以上の方を対象に、公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会と連携し、就職訓練及び就職支援相談、就職促進に努めます。	商工政策課	講習や説明会等の情報の広報掲載	10件	2回	・H30年度 みやざきシニア活躍推進協議会が実施するシニア就業相談窓口の会場を提供するなど連携し実施した。シニア向けセミナーや説明会等の広報を行い、周知活動を行った。 ・R元年度 みやざきシニア活躍推進協議会が実施するシニア就業相談窓口の会場を提供するなど連携し実施した。シニア向けセミナーや説明会等の広報を行い、周知活動を行った。 ・R2年度 新型コロナウイルス感染症対策のため講座開催が出来なかった。 ・R3年度 みやざきシニア活躍推進協議会が実施するシニア就業相談窓口の会場を提供するなど連携し実施した。シニア向けセミナーや説明会等の広報を行い、周知活動を行った。	3

◆高齢者が少しでも長く在宅生活を継続するために、それぞれのニーズに合わせた必要な介護サービスを提供すると共に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に努めます。	介護保険課	こけいならだづくり講座実施箇所数	4,187人	3,420人	・平成30年度、令和元年度においては、公民館長会での案内や、未参加の市民向け体験講座開催による普及啓発、実施団体に対する情報提供や講座内容の充実により順調に参加人数を増やした。 また、継続支援として、理学療法士や歯科衛生士などの専門職を派遣し、健康に関する情報提供を6か月ごとに行っている。 ・健康課と連携し「高齢者の保健事業との一体的実施事業」に取り組んでいる。	3
◆高齢者がその意欲や能力に応じて社会に参画し、社会を支える重要な構成員として充実した生活が送れるよう、高齢者の学習活動を通じた社会参画の機会の提供などを行います。	福祉課	高齢者の趣味の教室登録者数	120人	68人	コロナ感染症拡大防止のため令和3年度は趣味の教室は開催できなかった。	3
◆障がい者の雇用について、企業等の理解を深めるとともに、就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進します。	福祉課	圏域企業に対する障がい者雇用における新制度説明パンフレット及び協力企業であることを明示するステッカーの配布企業数	30社	50社	各企業へ積極的にステッカー貼付の依頼を行い、企業側も快く取り組んでくれた。	5
◆高齢者に対し、臨時的、短期的な就業の場を提供するシルバー人材センターへの支援に取り組みむとともに、高齢者の雇用促進について市民や企業に対する啓発に努めます。	福祉課	シルバー人材センターの新規会員数	シルバー人材センター新規会員数(87人)	シルバー人材センター新規会員数71人 シルバー人材センター会員総数585人	広報誌に会員募集の記事を5月、10月の2回掲載し啓発に努めた	2
◆ノーマライゼーションの理念に基づいて、社会のあらゆる分野で高齢者や障がい者を持つ人が自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていくようにユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。	福祉課	しおりの挿絵をイメージに囚われないものに変更した数	—	なし	市で作成している、福祉に関するしおり、ガイドブック、パンフレット等の挿絵を、機会あるごとにチェックし、イメージに捉われないものとする。	5
◆障がい者の地域生活への移行を進め、就労支援の強化や居住の場の確保など、障がい者の自立した生活を支援するとともに、障がい者が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、サービスの量の確保と質の向上を図ります。	福祉課	地域相談支援件数→「障がい者のしおり」の最新情報への更新	更新	更新	年度初めに障事業所の増減があるたびに更新を行った。	4
◆市営住宅の建て替えに際しては、住戸のバリアフリー化を推進します。	住宅施設課	建替え戸数	0戸	0戸	H30…0件 R1…0件 R2…40件 R3…0件 R4…40件	4
◆住宅に困窮する高齢者世帯、障がい者世帯に対して、市営住宅への入居要件を緩和します。	住宅施設課	入居支援実施件数	—	41件	H30…45件 R1…28件 R2…30件 R3…41件 R4…—	4
◆インターネット上のサービスを企画・提供しようとするときは、可能な限り高齢者や障がい者、外国人などが利用しやすいように配慮します。	秘書広報課	色や文字の大きさに留意する。	—	—	・H30年度 フォント・蛍光色を抑えた色と優しい日本語を使用し、「伝わりやすい広報」を実現。 ・R元年度 高齢者や障がい者、外国人などにも配慮し、内容や表現、配色、フォント等を工夫することで、「誰もが必要とする情報を入力できる環境づくり」を実現。 ・R2年度 目に優しい配色、統一したフォント、優しい日本語や写真を多く挿入することで、「全ての人に伝わりやすい広報」を実現。 ・R3年度 色や文字の大きさ、表の使用など広報媒体に応じた留意点について整理し共有するなど、「使いやすいサービス」を実現。	4
◆日本語学習の機会や多言語情報の提供等による外国人市民への支援や日本人住民の意識啓発などに取り組み、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生社会づくりを進めます。	コミュニティ文化課→地域振興課	日本語れんしゅう会の外国人市民参加者数	560人	248人	・H30 750人 ・R元 513人 ・R2 63人 ・R3 248人 市民の多文化共生に対する理解と協力を獲得するため、外国人市民への支援や地域住民との共を図っている。	4

### Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

#### 11 災害対策の分野における男女共同参画の推進

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価	
地域全体で取り組めるように分かりやすい仕組みづくりが大切。女性やLGBTQの当事者や支援者の声を積極的に取り入れていくことも必要。	4

#### (26) 災害対策の分野における男女共同参画の推進

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆災害対応における様々な課題について、男女のニーズの違いを踏まえた具体的な配慮がなされるように、関係団体の意見を聞くなどの取組を進めます。	危機管理課	災害時要援護者避難支援プランのための施策	—	福祉課による災害時避難行動要支援者の名簿更新及びプランの見直しを実施した。	・個別避難計画内ワーキンググループを組織し、福祉課及び介護保険課と協同して名簿更新及びプランの見直しを進めた。 ・名簿の様式について、調査や実際の支援が進むよう自主防災隊との関連性を強めた。	4
◆阪神淡路大震災から熊本地震までの問題を踏まえ、災害発生時の避難所運営や生活用品等の備蓄について女性や子供、高齢者、障がい者などに配慮した整備を進めます。	危機管理課	福祉避難所の指定箇所数	13箇所	13箇所	令和3年度の指定避難所の見直しにより福祉避難所の指定箇所数が5箇所から13箇所となった。	5
◆地域防災力の要である消防団の活動を活性化するために、防災教育に取り組む女性消防団員の育成を図ります。	消防局総務課	女性消防団員における応急手当普及員割合	2人/年増	前年度比0%/年増(新型コロナウイルスのため)	H30 女性消防団員への応急手当普及員の受講を促進した。 R元 避難所等において、女性に配慮した対応ができるよう、女性消防団員における応急手当普及員の割合を増やした。 R2 コロナ感染症の影響により、女性消防団員に対して応急手当講習が実施できなかった。 R3 令和2年に続き、コロナ感染症の影響により、女性消防団員に対して応急手当講習が実施できなかった。	3

IV 国際理解の促進及び男女共同参画推進体制の整備・強化		都城市男女共同参画社会づくり審議会評価					
12 国際理解及び多文化共生社会の創造		世界の流れがジェンダーフリーに進む中で、日本は後退している面も否定できない。ジェンダーフリーに否定的な声に対して共生社会につなげていくための意識改革の努力が求められる。					4
(27) 男女共同参画社会づくりに関する国際理解及び多文化共生社会の創造							
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価	
◆男女共同参画に関連のある各種の国際条約や、女性の地位向上のための国際的な規範や基準・取組について市民に情報提供を行い、国際理解及び国際協力の推進を図ります。	コミュニティ文化課→地域振興課	国際交流員による国際理解講座の参加者数	6,000人	4,375人 小・中学校 3,540人 (28件) 高齢者学級0人 (0件) その他835人 (12件)	・H30 6,050人 ・R元 5,666人 ・R2 3,842人 ・R3 4,375人 友好交流都市を中心に他国への理解力を深めるため、積極的に国際理解講座を開催している。	4	
◆地域社会の「平等・開発・平和」の実現を目指し、海外諸都市や外国人市民との様々な分野での国際交流や国際協力を推進します。	コミュニティ文化課→地域振興課	市広報、くらしの情報やHP、facebookへのイベント情報掲載数	20回	36回	・H30 1回(ホストタウン交流イベント実施回数) ※R元からイベント情報掲載数に目標値変更。 ・R元 20回 ・R2 32回 ・R3 36回 市民が国際社会を身近に感じられるように、国際交流イベント等の周知を徹底して行う。	5	
◆女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連のある各種の条約や国際会議における女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針等について、市民に情報提供を行い、理解を広げます。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	8回	1回(61人)	H30年度 アンガーマネジメント講座やおとうさん料理教室、メイクアップ講座等6回講座を実施した。 R元年度 以下の講座を実施した ・人権擁護委員「民間企業等への啓発について」 ・東小学校家庭教育学級「男女共同参画について」 ・児童クラブ「男女共同参画について」 NPO団体への啓発の結果、小学校低学年への出前講座が実施できた。今後も継続して啓発先の開拓を行う R2年度 児童クラブや高校生に男女共同参画社会づくりについて、出前講座を行った。 R3年度 ラジオ出演時や、他課で行われる説明会で、出前講座について啓発を行った。講座の開催時のアンケートでは、全員が自分にとって大切な講座であったと答えた。	4	

IV 国際理解の促進及び男女共同参画推進体制の整備・強化		都城市男女共同参画社会づくり審議会評価					
13 男女共同参画の推進体制の整備		体制づくりには、「資金」も伴う面は否定できないと思われる。積極的な予算組が求められる。					3
(28) 総合的な男女共同参画推進体制の強化							
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価	
◆本市の男女共同参画社会づくりを計画的、総合的に進めていくため「都城市男女共同参画社会づくり条例」に基づく男女共同参画計画を策定するとともに、同条例の基本理念を実現し、同計画を実施していくための推進体制及び拠点施設の整備・充実を図ります。また、市民・事業者や国・県等関係機関と密接な協力・連携を進めていきます。	コミュニティ文化課→地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	90件(延べ)	85件(7件/年)	平成30年度 男女共同参画関係団体や審議会、協議会等との人事交流の場を提供し、講座、研修など民間企業や学校等へも啓発を実施令和元年度 民間企業等に啓発の結果、8月実施の人材育成講座に新たに1社(1名)の参加あり、団体との連携により、人材育成講座に数名の参加あり ・初めて、児童クラブ・児童館で出前講座を実施した令和2年度・令和3年度 企業、団体に女性活躍推進事業で行うスキルアップセミナー等事業の啓発を行った。また、男女共同参画週間等、ラジオ出演等で啓発を行った。	3	
◆男女共同参画行政推進会議において、関係部局の連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策の総合的運営を図ります。また、男女共同参画に関わる有識者からなる男女共同参画社会づくり審議会の意見を積極的に取り入れ、取組に反映させていきます。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画社会づくり審議会、男女共同参画行政推進会議、幹事会、連絡会の開催数	審議会2回 推進会議2回 幹事会2回(文書による確認と依頼)連絡会2回	審議会1回(書面開催)推進会議(決裁) 令和元年度 審議会は2回開催し、推進会議2回 幹事会2回(文書による確認と依頼)連絡会2回	平成30年度 審議会2回 推進会議(庁議)2回 幹事会2回(文書にて確認依頼)連絡会2回実施した。 令和元年度 審議会は2回開催し、推進会議2回 幹事会2回(文書による確認と依頼)連絡会2回を実施した令和2年度 審議会は3回開催し、幹事会は文書により実施した。令和3年度 男女共同参画計画進捗管理のため、審議会、推進会議、幹事会を実施した。	3	
◆男女共同参画のより一層の周知・浸透を図るために、情報誌を発行するなど啓発に努め、市民・事業者との協力・連携体制の強化を図ります。	コミュニティ文化課→地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	同上	同上	同上	3	
◆本計画で具体的施策として掲げた指標について、定期的にその進捗状況を把握し、施策の妥当性や達成度を、都城市男女共同参画行政推進会議及び都城市男女共同参画社会づくり審議会において評価を行います。	コミュニティ文化課→地域振興課	男女共同参画社会づくり審議会、男女共同参画行政推進会議、幹事会、連絡会の開催数	同上	同上	同上	3	

IV 国際理解の促進及び男女共同参画推進体制の整備・強化		都城市男女共同参画社会づくり審議会評価					
13 男女共同参画の推進体制の整備		男女共同参画センターの施設設置が必要。センターが男女共同参画の核となることで、様々な市民の問題を解決へと繋ぐ場となり得る。					3
(29) 男女共同参画センターの機能強化							
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価	
◆男女共同参画センターにおいて、情報提供、啓発、相談、交流事業などを積極的に展開するとともに、各種団体等とのネットワーク拡大に努め、地域が抱える様々な課題を男女共同参画の視点から解決していく機能を充実させます。	コミュニティ文化課→地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	90件(延べ)	85件(7件/年)	平成30年度 男女共同参画関係団体や審議会、協議会等との人事交流の場を提供し、講座、研修など民間企業や学校等へも啓発を実施令和元年度 民間企業等に啓発の結果、8月実施の人材育成講座に新たに1社(1名)の参加あり、団体との連携により、人材育成講座に数名の参加あり ・初めて、児童クラブ・児童館で出前講座を実施した令和2年度・令和3年度 企業、団体に女性活躍推進事業で行うスキルアップセミナー等事業の啓発を行った。また、男女共同参画週間等、ラジオ出演等で啓発を行った。	3	

◆県男女共同参画センター、各市の男女共同参画センター及び関連団体等との協力・連携体制を図り、啓発、相談員による女性総合相談、セミナーなどの充実により男女共同参画の推進に努めます。	コミュニティ文化課→地域振興課	相談員の研修・講座への派遣件数	10件	10件	平成30年度 相談員が研修に参加しやすい環境づくりを推進した。 令和元年度 スーパービジョン3回実施女性教育会館、九州圏内女性相談員研修、男女共同参画センター会議、宮崎県男女共同参画センター主催研修に派遣し相談業務のスキルアップを図り、「みやこのじょう福祉就労支援センター」に同行支援を行った。 令和2年度 スーパービジョンの実施や、県男女参画研修センター主催の研修等に相談員を派遣し、資質の向上を図った。 令和3年度 スーパービジョンは3回実施。国や県等が実施する研修に、時間を工夫して受講した。	5
---	-----------------	-----------------	-----	-----	--	---

IV 国際理解の促進及び男女共同参画推進体制の整備・強化

都城市男女共同参画社会づくり審議会評価

13 男女共同参画の推進体制の整備

民間および関係機関とのより一層の連携強化が必要。まずは市民団体やNPOなどの組織を把握し、連携を取れる体制づくりへとつなげていくことが必要になっている。

3

(30) 関係機関・NPO等との連携及び協働の推進

具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	計画期間の最終目標値	令和3年度実績値	取組の状況	自己評価
◆男女が協力連携して、望ましい男女共同参画社会の実現を目指すことを目的に、男女共同参画を市民レベルで推進する活動を行う団体の育成を図ります。	コミュニティ文化課→地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	90件(延べ)	85件(7件/年)	平成30年度 男女共同参画関係団体や審議会、協議会等との人事交流の場を提供し、講座、研修など民間企業や学校等へも啓発を実施令和元年度 民間企業等に啓発の結果、8月実施の人材育成講座に新たに1社(1名)の参加あり、団体との連携により、人材育成講座に数名の参加あり ・初めて、児童クラブ・児童館で出前講座を実施した令和2年度・令和3年度 企業、団体に女性活躍推進事業で行うスキルアップセミナー等事業の啓発を行った。また、男女共同参画週間等、ラジオ出演等で啓発を行った。	3
◆男女共同参画を進める様々な機関や団体、NPO等の果たす役割は重要であり、これらの団体等との連携を図り、男女共同参画推進の協働体制を支援していきます。	コミュニティ文化課→地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	同上	同上	同上	3

資料11 都城市男女共同参画社会づくり審議会 委員名簿及び開催状況

■ 都城市男女共同参画社会づくり審議会委員

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	高木 かおる	知識経験者 社会福祉法人相愛会 相愛保育園 統括園長
副会長	東 淑恵	事業所等役員 株式会社文昌堂 専務取締役
委 員	小西 美佐緒	団体等推薦 都城商工会議所 女性会会長
委 員	廣瀬 誠	団体等推薦 みやこんじょ健康づくり会 五十市地区会長
委 員	堀川 渉	団体等推薦 都城市自治公民館連絡協議会 副会長
委 員	柳田 聖一	団体等推薦 都城農業協同組合 総務部長
委 員	飯干 良美	知識経験者 社会保険労務士
委 員	甲斐 圭子	知識経験者 特定非営利活動法人らしく 理事長
委 員	立野 勝己	知識経験者 司法書士・行政書士
委 員	藤本 朋美	知識経験者 南九州大学 人間発達学部 子ども教育学科 准教授
委 員	高木 京子	一般公募 宮崎県男女共同参画地域推進員

委嘱期間：令和3年12月1日～令和5年11月30日

■ 都城市男女共同参画社会づくり審議会の開催状況

回	開催年月日	議 題
第1回	令和4年4月22日	審議会会長及び副会長選出 第4次都城市男女共同参画計画策定について 今後のスケジュールについて
第2回	令和4年8月1日	第3次男女共同参画計画 令和3年度実施状況の評価 男女共同参画の推進体制について 今後のスケジュールについて
第3回	令和4年8月22日	第3次都城市男女共同参画計画 計画期間(平成30年度 ～令和3年度)の実施状況の評価 今後のスケジュールについて
第4回	令和4年10月13日	第4次都城市男女共同参画計画(案)について 今後のスケジュールについて
第5回	令和5年1月11日	第4次都城市男女共同参画計画(案)についての諮問
	令和5年2月3日	第4次都城市男女共同参画計画(案)についての答申

都地第 1123 号  
令和 5 年 1 月 11 日

都城市男女共同参画社会づくり審議会  
会長 高木 かおる 様

都城市長 池田 宜永

第 4 次都城市男女共同参画計画について（諮問）

都城市男女共同参画社会づくり条例第 15 条第 2 項の規定に基づき、別添「第 4 次都城市男女共同参画計画（案）」について諮問します。

《文書取扱》

地域振興課 男女参画・消費生活担当

都男女審第4号  
令和5年2月3日

都城市長 池田 宜永 様

都城市男女共同参画社会づくり審議会  
会長 高木 かおる

都城市男女共同参画計画の策定について（答申）

令和5年1月11日付け都地第1123号で諮問のあった、「第4次都城市男女共同参画計画」について、慎重に審議を重ねた結果、その内容を妥当と認め、本案をもって本市の男女共同参画社会づくりを推進されますようここに答申します。

審議会委員

会 長	高木	かおる
委 員	東	淑恵
	飯干	良美
	甲斐	圭子
	小西	美佐緒
	高木	京子
	立野	勝己
	廣瀬	誠
	藤本	朋美
	堀川	涉
	柳田	聖一



## 資料12 男女共同参画関連用語解説

用語	解説
男女共同参画社会基本法	男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められた法律。
女性活躍推進法	平成28年(2016年)4月1日全面施行。10年間の時限立法。 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる環境を整備するために制定された。
DV防止法(配偶者からの防止及び被害者の保護者等に関する法律)	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」として平成13年(2001年)10月施行。この法律は、配偶者からの暴力を阻止し、被害者を保護するため、都道府県が自ら設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり、一時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての役割を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定している。
都城市男女共同参画社会づくり条例	男女共同参画社会の形成を促進するために、市の基本理念を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められた条例。
M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山のような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
持続可能な開発のための2030アジェンダ (持続可能な開発目標:SDGs)	平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals:MDGs)の後継として平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28年(2016)年から平成42(2030)年までの国際目標。MDGsの残された課題(例:保健、教育)や新たに顕在化した課題(例:環境、格差拡大)に対応するように、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)が設けられており、ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられている。

用語	解説
積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。</p>
ダイバーシティ	<p>「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。</p>
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	<p>誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。</p>
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動計画」において「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。</p> <p>なお、妊娠中絶については、第4回世界女性会議 行動綱領（1995）のパラグラフ94、95、106（k）を参照。  <a href="http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html">URL:http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html</a></p>
育児・介護休業法 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)	<p>平成4年（1992年）4月1日施行。</p> <p>育児休業・介護休業に関する制度並びに子の看護休暇・介護休暇に関する制度の設定、育児・介護を行う労働者等に対する支援等により、雇用の継続や、育児・介護のため退職した労働者の再就職の促進を図るため制定された。</p>
ユニバーサルデザイン	<p>障がい者の有無、年齢、性別、人権等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。</p>
ジェンダー主流化	<p>あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。</p>
女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	<p>昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。</p> <p>なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。</p>

用語	解説
女性に対する暴力をなくす運動	毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施するもの。平成13年6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。
人権週間・人権啓発強調月間	1948年（昭和23年）12月10日、国際連合の第3回総会において、世界の全ての人々と国々が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択された。これを記念して、我が国では毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定めており、この週間中に、全国各地において集中的な人権啓発活動が行われる。 また、本県では、8月を「人権啓発強調月間」と定め、人権の大切さについて考えるきっかけとなるような様々な取組を行っている。
ストーカー行為	特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返すこと。
性的指向・性自認（性同一性）	性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念である。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。 なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシャル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。
セクシュアルハラメント	性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。
男女共同参画週間	男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事等を全国的に実施している。
デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者から振るわれる暴力。
デュアル訓練	「働きながら学ぶ、学びながら働く」ことにより若者を一人前の職業人に育てる新しい職業訓練システム。座学と企業における実習訓練を実施する。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から振るわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的暴力などがある。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者。
農山漁村女性の日	農林水産省の提唱により、農山漁村女性の役割を正しく認識し、女性の能力の一層の活用を促進することを目的として3月10日を「農山漁村女性の日」として制定した。
バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。
ピアカウンセリング	何らかの共通点（同じような環境や悩み）を持つ（又は経験した）グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。
ファミリー・サポート・センター	“育児の援助を受けたい人”と“育児の援助を行いたい人”による相互援助活動。保護者の急用や病気などで困ったとき、保育施設や習い事への送迎など様々な機会に利用可能。



---

## 第4次都城市男女共同参画計画

発行年月 2023（令和5）年4月

発行編集 都城市 地域振興部 地域振興課

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区2-1号

TEL：0986-23-7146（直通） FAX：0986-21-3034

URL：<https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp>（都城市役所HP）

MAIL：[danjo@city.miyakonojo.miyazaki.jp](mailto:danjo@city.miyakonojo.miyazaki.jp)（男女参画・消費生活担当）

---